

史跡大板山たたら製鉄遺跡保存管理計画

平成25年 3月

山口県萩市



0 62.5 125 250メートル



巻頭－1 大板山たたら製鉄遺跡周辺



0 62.5 125 250メートル

巻頭-2 史跡大板山たたら製鉄遺跡

 史跡指定地

序

大板山たたら製鉄遺跡は、江戸時代中期から後期にかけて断続的に操業した製鉄遺跡で、萩（長州）藩内に展開した石見系鑪場の典型例として大規模なもので、高殿遺構をはじめとする生産遺構が良好に遺存しており、わが国近世の製鉄業の展開を理解するうえで重要な遺跡であるとして、平成24年9月19日に国の史跡に指定されました。

現在、世界遺産登録を目指している「九州・山口の近代化産業遺産群」の取組みと連動し、構成資産の一つである本史跡の文化財としての価値を後世に確実に継承していくため、保存管理計画を策定することとなりました。

本計画では、これまで行われた調査・研究の成果を整理し、史跡の本質的価値を明確に示すとともに、史跡を構成する諸要素を特定し、その保存管理の具体的方策と整備・活用に関する基本的な考え方や現状変更の取扱基準等を定めました。

今後は本計画に基づき、市民の皆様とともに、史跡の保護と活用に努めてまいります。おわりに、本計画策定のためにご指導とご助言を賜りました「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」の委員の皆様をはじめ、文化庁並びに山口県教育委員会、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成25年 3月

萩市長 野村 興 兒

例 言

- 1 本書は、山口県萩市大字紫福字大板に所在する史跡大板山たたら製鉄遺跡の保存管理計画書である。
- 2 本保存管理計画策定事業は、萩市歴史まちづくり部が主体となり実施した。
- 3 本計画は、計画策定にあたり設置した「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」における協議によってまとめられたものである。また、計画策定には、文化庁文化財部記念物課及び山口県教育委員会社会教育・文化財課の指導・助言を受けた。
- 4 計画策定に係る事務は、「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」における協議結果を踏まえ、萩市歴史まちづくり部が担当し、関連業務を株式会社 都市景観設計に委託した。
- 5 本計画策定にあたり、史跡大板山たたら製鉄遺跡とその周辺の現況地形測量を株式会社三栄測量コンサルタントに委託した。測量成果は萩市歴史まちづくり部が保管・管理している。
- 6 報告書内資料の提供は、山口県文書館の協力を得た。
- 7 本報告書の執筆・編集は、萩市歴史まちづくり部と株式会社 都市景観設計が行った。

目 次

第 1 章 保存管理計画策定の目的と経緯

1. 計画策定の目的と経緯	
(1) 計画の目的	1
(2) 計画策定の経緯	2
2. 計画策定の経過	
(1) 計画策定組織	3
(2) 計画策定の経過	7
3. 関連計画	8

第 2 章 史跡の概要

1. 地理的位置	10
2. 史跡指定状況	
(1) 史跡指定状況	12
(2) 鑪製鉄のしくみ	16
3. 自然的調査	
(1) 地形・地質	21
(2) 植生・景観	23
4. 歴史的調査	
(1) 歴史資料	26
(2) 大板山たたら製鉄遺跡の歴史	28
(3) 萩（長州）藩領の製鉄業と大板山鑪場	31
(4) 発掘調査	37
5. 社会的調査	
(1) 史跡に係る法令	46
(2) 利用状況	49
6. 保存整備の経過	
(1) 保存整備の経過	51
(2) 保存整備の概要	52

第 3 章 保存管理

1. 史跡の本質的価値	57
2. 史跡を構成する要素	
(1) 史跡の本質的価値を示す構成要素の特定	58
(2) 各構成要素の概要	59
3. 保存管理上の課題	69
4. 保存管理の基本方針	
(1) 基本方針	71
(2) 地区区分	72
(3) 具体的方策	74

5. 現状変更等に対する基準	
(1) 現状変更の意思決定のプロセス	77
(2) 現状変更の取扱方針及び基準	77
6. 史跡の保全へのリスクと脅威	82
7. 周辺の環境に対する考え方	84
8. 経過観察の体制	86

第4章 整備・活用

1. 基本方針	88
2. 整備・活用の方法	89
3. 整備・活用の進め方	92

第5章 運営及び体制整備

1. 基本方針	97
2. 保存管理活用の体制	97

第1章 保存管理計画策定の目的と経緯

1. 計画策定の目的と経緯

(1) 計画の目的

史跡大板山たたら製鉄遺跡は、北を阿武町、南及び西を萩地域、東を山口市、むつみ地域（萩市）に囲まれた福栄地域（旧紫福村、旧福川村）の内陸山間部、大井川の支流山の口川の最上流部に位置する。

大板山たたら製鉄遺跡は、日本在来の製鉄技術に係る遺構が良好な状態で残る、江戸中期から後期にかけての生産遺跡である。古くから「砂鉄七里に炭三里」という言葉が伝わっており、鑪を営むには、原料の砂鉄同様、燃料である木炭の入手が重視されていた。大板山は広大な燃料炭木山を有しており、鑪の拠点に選ばれた。また、周辺には原料の砂鉄を運んだ「鉄の道」も残されている。

鑪場の操業年代については、文献史料調査によって、江戸時代の宝暦期、文化・文政期、安政期を中心とした三時期に断続的に行われたことが判明している。発掘調査では、内部施設の完存した高殿等が確認され、18世紀以降に萩（長州）藩領に展開した石見系鑪場の特徴を良く示す典型例として貴重な遺跡である。

また、注目すべき点として、大板山たたらは、安政3年（1856）に萩（長州）藩が恵美須ヶ鼻造船所で藩最初の洋式軍艦「丙辰丸」を建造するに際して、船材の原料鉄を供給しており、萩（長州）藩の軍備増強や国産政策にとって、大板山鑪場は重要な製鉄所であった。幕末期の幕府や雄藩による西洋技術（近代化産業）の導入が、鑪製鉄のような高い水準の在来技術の蓄積の上に行われたことがわかる。

昭和59年（1984）の県営山のロダムの完成により、鑪場の南半部はダム湖底に水没したが、元小屋や高殿など主要施設のある北半部は、昭和63年（1988）に山口県指定史跡となった。平成24年（2012）には我が国近世の製鉄業の展開を理解する上で貴重な遺跡であるとして国史跡に指定された。

本計画は、史跡とその周辺環境を適切に保護し、後世に継承していくことを目的に、史跡の本質的価値を明確にし、史跡を構成する要素の整理、現況の課題を抽出することで、それらを適切に保存管理していくための基本方針、保存管理方法、現状変更の取扱基準を定める。同時に、保存管理と一体となって進められる整備活用の基本的な考え方を示すものである。

(2) 計画策定の経緯

大板山に鑛場の跡が存在することは、昭和 41 年（1966）に刊行された『福栄村史』で紹介されている。昭和 56 年（1981）には、山口県教育委員会によって採鉱冶金関係生産遺跡分布調査が実施され、遺構の状況が明らかになった。昭和 59 年（1984）県営山のロダムの完成により、墓地や下小屋など鑛場の南半部はダム湖底に水没したが、元小屋や高殿など主要施設のある北半部は、昭和 63 年（1988）に山口県指定史跡となった。

平成 2～6 年（1990～1994）度にかけては、福栄村（現萩市）教育委員会によって 6 次にわたる発掘調査が実施され、高殿遺構をはじめとする生産遺構が良好な状況で確認された。平成 5～8 年（1993～1996）度にかけては、4 カ年にわたる遺構の保存整備工事や史跡の環境整備が実施された。

平成 24 年（2012）には、我が国近世の製鉄業の展開を理解する上で貴重な遺跡であるとして国史跡に指定され、同時に史跡の価値を後世に確実に継承していくため、保存管理及び整備活用の考え方を示し、現状変更の取扱基準を定めることとなった。保存管理は、萩市内に存する近代化産業遺産である「国指定史跡 萩反射炉」、「国指定史跡 松下村塾」、「国指定史跡 吉田松陰幽囚ノ旧宅」、「史跡恵美須ヶ鼻造船所跡」と一体的に推進していくため、「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」の中で併せて検討され、萩市の文化遺産としての位置づけを行うこととなった。

また、現在、本史跡は「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産の一つとして位置づけられ、平成 27 年（2015）にはユネスコの世界文化遺産の登録を目指した取り組みが行われている。

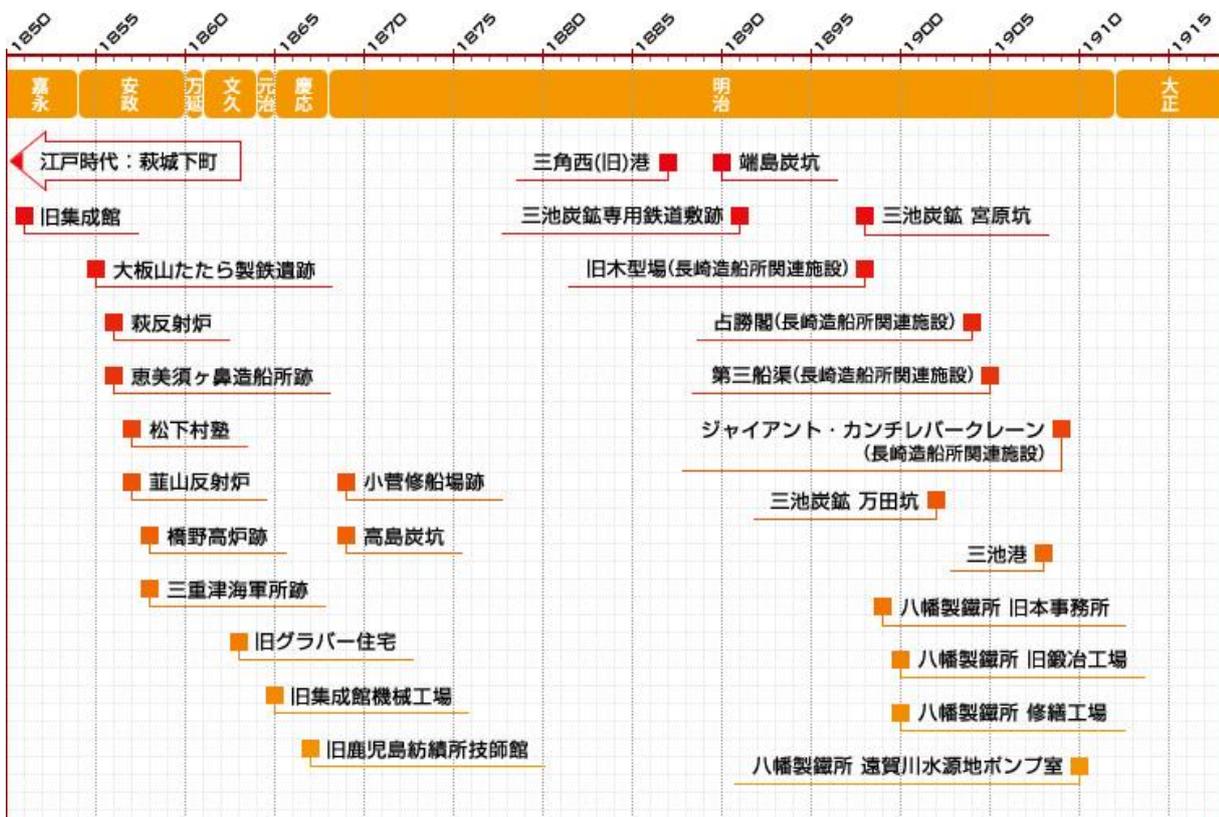


図 1-1 九州・山口の近代化産業遺産群年表

【参考文献】「九州・山口の近代化産業遺産群ホームページ」

2. 計画策定の経過

(1) 計画策定組織

当計画の策定に当たっては、学識経験者等から構成される「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、専門的な立場からの助言、地元関係者による整備にかかる意見等を求めながら協議を進めた。また、保存管理の内容については分科会を設置し、詳細な検討を行った。

委員会では、事務局が保存管理計画案を提示し、協議を進めた。なお、随時、文化庁、山口県教育委員会の指導を仰いだ。

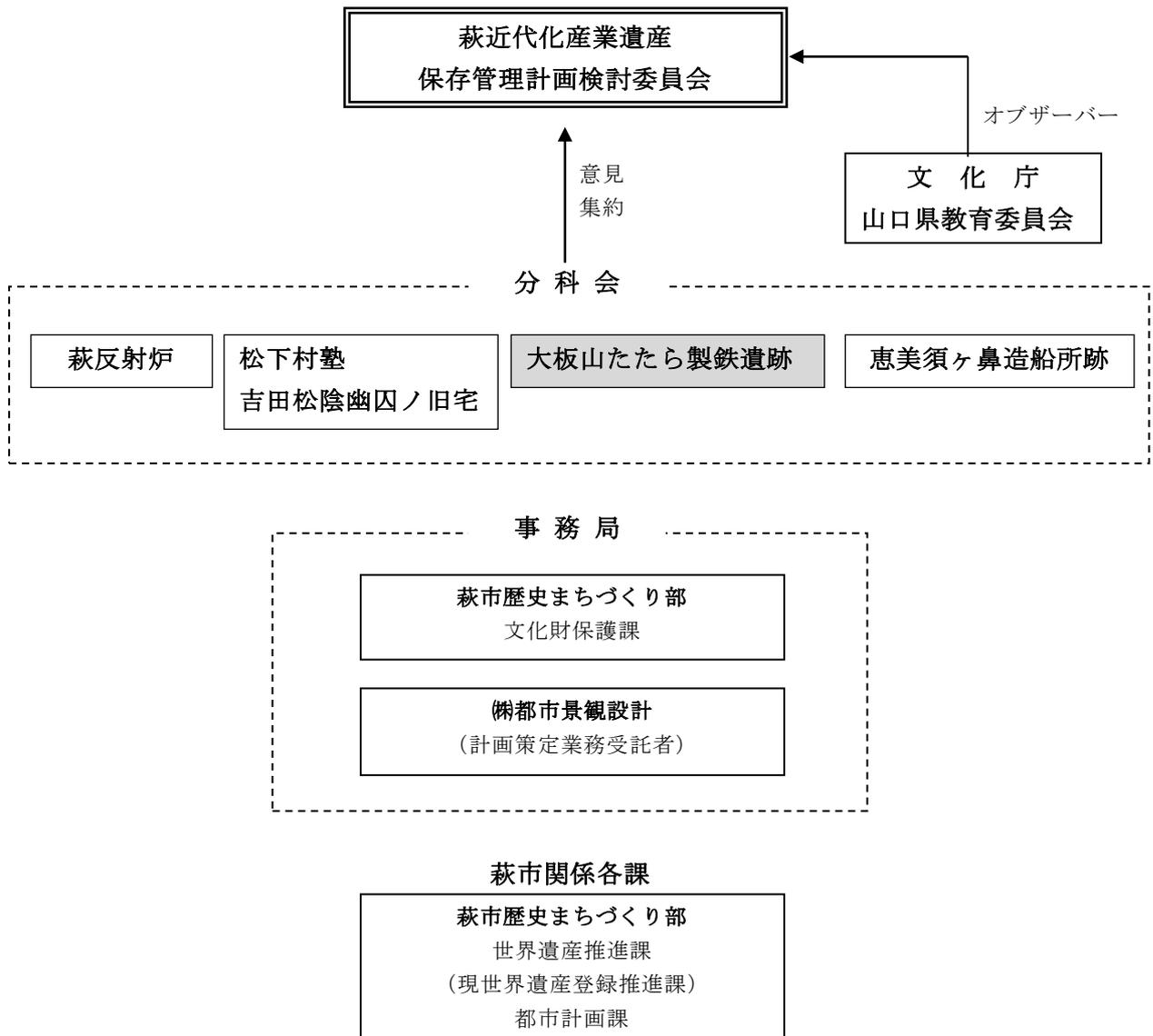


図 1-2 保存管理計画策定の体制

(別表1)

表 1-1 萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属	専 門
タナカ テツオ 田中 哲雄	日本城郭研究センター（姫路城）名誉館長	考古学・庭園・城郭
アダチ ヒロユキ 安達 裕之	日本海事史学会会長	海事史
ゴトウ オサム 後藤 治	工学院大学工学部建築都市デザイン学科教授	建築史
ノリヤス カズフミ 乗安 和二三	山口県埋蔵文化財センター所長	考古学
ワタナベ カズオ 渡辺 一雄	梅光学院大学教授	考古学
ムラカミ リュウ 村上 隆	京都国立博物館 学芸部部长	科学技術史
オガワ アヤコ 小川 亜弥子	福岡教育大学教授	歴史学
ウエダ トシシゲ 上田 俊成	松陰神社宮司	史跡所有者代表
クボタ タクゾウ 久保田 拓造	NPO萩まちじゅう博物館理事長	資産活用団体
ヒグチ ナオキ 樋口 尚樹	萩博物館副館長	歴史学
ドウサコ シンゴ 道迫 真吾	萩博物館主任研究員	歴史学

検討委員会における主な担当

- ・大板山たたら製鉄遺跡にかかる保存整備、活用について検討
渡辺一雄委員、久保田拓造委員、道迫真吾委員
- ・萩反射炉にかかる保存整備、活用について検討
田中哲雄委員、村上 隆委員、道迫真吾委員
- ・恵美須ヶ鼻造船所跡にかかる文化遺産の価値付け、保存整備、活用について検討
安達裕之委員、乗安和二三委員、小川亜弥子委員、道迫真吾委員
- ・松下村塾・吉田松陰幽囚ノ旧宅にかかる保存整備、活用について検討
後藤 治委員、上田俊成委員、樋口尚樹委員

分科会 委員構成

大板山たたら製鉄遺跡	松下村塾 吉田松陰幽囚ノ旧宅	萩反射炉	恵美須ヶ鼻造船所跡
渡辺 一雄 久保田 拓造 道迫 真吾	後藤 治 上田 俊成 樋口 尚樹	田中 哲雄 村上 隆 道迫 真吾	安達 裕之 乗安 和二三 小川 亜弥子 道迫 真吾

オブザーバー

文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 山下信一郎
山口県教育委員会社会教育・文化財課

事務局

萩市歴史まちづくり部 文化財保護課
株式会社 都市景観設計（計画策定業務受託者）

萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 委員会は、萩市が策定する萩近代化産業遺産保存管理計画内容の検討を目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表1の者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、保存管理計画の策定が完了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会の会長及び副会長は、委員の中から互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第7条 委員会に分科会を置くことができる。分科会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、萩市歴史まちづくり部文化財保護課及び株式会社都市景観設計に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会長が会議に諮り別に定める。

附則

この規約は、平成24年4月25日から施行する。

(2) 計画策定の経過

本保存管理計画策定事業は検討委員会と分科会を合わせて計4回開催し、検討を進めた。委員会の日程調整、運営は、計画策定業務受託者である(株)都市景観設計が行った。

表 1-2 委員会開催の経過

日 程		主な協議内容
第1回検討委員会	平成24年(2012) 4月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察 ・計画策定の目的、スケジュールの確認 ・史跡の概要 ・世界遺産登録推薦について
第1回分科会	平成24年(2012) 7月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の現状と課題 ・史跡の本質的価値と構成要素の整理 ・保存管理の基本方針 ・保存管理の方法 ・現状変更の取扱基準
第2回分科会	平成24年(2012) 12月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・整備活用の基本的な考え方 ・保存管理及び整備活用の体制
第2回検討委員会	平成25年(2013) 2月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理計画 最終確認

表 1-3 萩近代化産業遺産保存管理計画策定の経過

項目	年月	平成24年										平成25年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
検討委員会・分科会		●			●						●		●	
現状把握、本質的価値や構成要素の整理		→												
保存管理基本方針、保存管理方法、現状変更取扱基準等検討				→										
整備活用の考え方体制の検討						→								
報告書概要版 作成									→					

3. 関連計画

史跡の関連計画を表 1-4 に示し、史跡の位置づけをまとめた。

表 1-4 関連計画一覧表

No.	名 称	内 容	策定年月
1	萩市将来展望	萩市の基本構想	平成 19 年（2007）3 月
2	萩まちじゅう博物館構想 萩まちじゅう博物館条例	萩市のまちづくりの基軸と なる構想	平成 15 年（2003）10 月
3	萩市都市計画マスタープラン	都市計画法に基づく計画	平成 23 年（2011）3 月
4	萩市景観計画	景観法及び萩市景観条例に 基づく計画	平成 19 年（2007）12 月
5	萩市緑の基本計画	都市緑地法に基づく計画	平成 23 年（2011）3 月
6	萩市観光戦略 5 か年計画	萩市まちじゅう博物館構想 を主軸に置いた観光戦略	平成 22 年（2010）6 月
7	萩市環境基本計画	環境基本法に基づく計画	平成 19 年（2007）3 月
8	萩市地域防災計画	災害対策基本法に基づく 計画	平成 18 年（2006）3 月

1. 萩市将来展望

「誇るべき歴史と美しい自然が織りなすふるさとを愛し、心のよりどころとなる、あたたかいまち」を目指し、本史跡を含む文化財の保護、及び景観保全の推進を挙げている。

2. 萩まちじゅう博物館構想 ・ 萩まちじゅう博物館条例

萩市全体を博物館にとらえ、萩の魅力を再発見するとともに、文化や歴史、自然の「おたから」を守り育てながら、誇りをもって次世代に伝えていこうとする観光地づくり・まちづくりの取り組みが行われている。平成 16 年(2004)には萩まちじゅう博物館条例が施行され、中核施設として萩博物館が位置づけられている。

3. 萩市都市計画マスタープラン

『海・川・山の豊かな自然に囲まれた歴史文化都市・萩』を将来像として掲げており、自然環境保全、観光基盤整備、景観形成等のまちづくりの基本方針が示されている。また、都市計画区域における地区別構想が示されている。（本史跡は都市計画区域外）

4. 萩市景観計画

萩市においては市域全域が「景観計画区域」に設定されており、本史跡は「一般景観計画区域—都市計画区域外地区」に位置づけられている。その中で「田園・山林景観ゾーン」に区分され、山林の緑を保全・育成するとともに、山なみへの眺望を守り、来訪者に懐かしさや潤いを与える里山・農山村景観の保全を図ることが方針として挙げられている。概要を第 2 章 5. 社会的調査に示す。

5. 萩市緑の基本計画

「誇るべき歴史と美しい自然を感じ、心がふれあう緑のまちづくり」を理念に掲げている。本史跡周辺は森林法に基づく保安林に指定されており、土地利用コントロールで確保される「地域制緑地」(＝「永続性の担保されている緑地」)として位置づけられている。「継続的に保存すべき山地・農地の緑」、「環境保全を図る緑」として緑地の保全並びに周辺緑地を含めた整備が検討されている。

6. 萩市観光戦略5か年計画

「萩まちじゅう博物館で体感するゆったり・じっくり観光」をコンセプトに掲げている。「萩まちじゅう博物館構想」の推進、地域資源の発掘・活用による滞在型・体験交流型観光の推進と広域連携の強化、観光情報の発信強化、観光アクセスの向上等に関する観光戦略や重点事業を挙げている。本史跡は地域観光資源の見直しや、新たな資源の発掘と活用を図る要素として位置づけられている。

7. 萩市環境基本計画

「未来に向けて 美しいまち・萩」を目標として掲げ、歴史や自然の保全整備を含めた総合的な環境保全施策の展開を進めることを目的に環境保全を総合的かつ計画的に推進している。重点取り組み事項として、まちを美しく一住みよい環境づくり、二酸化炭素排出抑制のための省エネルギーー地球環境の保全、リサイクルの推進ー萩第二リサイクルセンターの積極的活用を挙げている。

8. 萩市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成された計画である。防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、萩市並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、萩市における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、行政、指定機関、防災上重要な施設の管理者等及び市民が処理すべき事項の大綱を定めたものである。

第2章 史跡の概要

1. 地理的位置

萩市は、山口県の北部に位置し、総面積は698.79 km²で、県土の11.4%を占める。市域の北部は阿武町を取り巻く形で日本海に面し、東部は島根県（益田市、津和野町）と接し、南東部は山口市、西部は長門市、美祢市に接している。

地形は、全体として東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地であり、南部の市境界付近に標高700mを超える山々が連なっている。低地は少なく、阿武川河口部に形成された三角州にある市街地とその周辺地に見られる。丘陵地は、田万川地域から須佐地域にかけての臨海部に比較的なだらかに広がっている程度であり、大半を山地が占めている。

萩市内の河川は市南部の阿武川水系、中央部の大井川水系、北部の田万川水系に大別され、山間部からの豊富な湧水に源を発する阿武川、大井川、田万川等の主要河川が日本海に注いでいる。

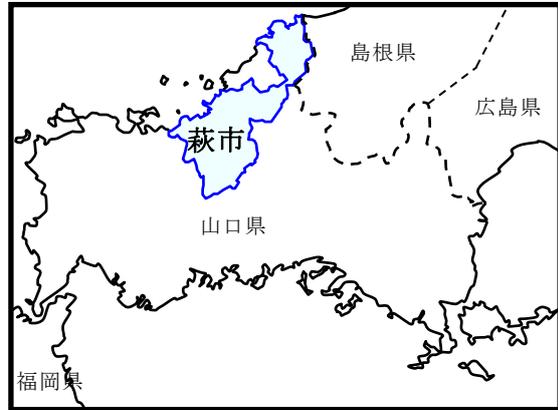


図 2-1 萩市の位置



写真 2-1 萩市街と三角州

史跡が所在する福栄地域（旧紫福村、旧福川村）は、北を阿武町、南及び西を萩地域、東を山口市、むつみ地域（萩市）に囲まれた内陸山間に位置する。集落は村の中央部を北東から南西に貫流する大井川とその支流域に点在している。

史跡は、大井川支流山の口川の最上流域に開けた平坦地に立地する。ここは三ヶ岳（標高566.2m）の東山麓にあたり、標高は約265m、山奥にしてはやや広めの平坦地である。江戸時代には、39町歩におよぶ大板山御立山（藩有林）を中心として、一帯には広大な深い山林があった。

大板山へは、大井川と山の口川の合流点である萩市紫福の集落から、小西見・山の口の集落を抜け、急峻な山道を4kmほど登るルート（現在はダム湖に周回道路あり）と阿武町福賀の飯谷から通じるルート、それに阿武町奈古から熊野山を越えて大板山に入る行程2里半（約9km）の道がある。徳山藩の飛地であった奈古は砂鉄の荷揚げ・製品の積み出し湊であり、かつてはこの奈古ルートが、「鉄の道」ともいうべき、原料・製品の搬送路であった。

史跡の所在する旧紫福村は、古代律令時代には長門国阿武郡阿武郷に所属し、山陽道の長門国厚狭と石見国府を結んでいた陰陽連絡小路のうち宅佐駅（萩市大字高佐）と阿武駅（萩市大井）間の官道が縦貫していたと推定されている。中世では、『三浦家文書』に阿武郡紫福郷の郷名が認められる。鎌倉末期から南北朝期にかけて紫福郷を支配したのは、地頭の三善

(見島)氏である。弘安5年(1282)頃から地頭職を得、以後この紫福郷を本貫として約1世紀の間、阿武郡に勢力を張った。紫福には、毘沙門山城・佛光寺石塔群・土井之内(旧瑞光寺境内)石塔群など多くの見島氏関係の遺跡が点在している。室町時代になると、紫福の支配者は山口の仁保を本貫とする大内氏重臣仁保(平子)氏に代わった。仁保氏にかかわる遺跡は数少ないが、仁保氏家臣団の墓地と見られる山口市の瑠璃光寺遺跡の石塔に紫福の安山岩(鍋山石)が使用されており、仁保氏の紫福支配を間接的に知ることができる。なお、標高366.4mの小火山である鍋山は、江戸時代には石切場があり、山体を構成する安山岩は加工も容易で多くの石造物に利用された。

【参考文献】

- 萩市歴史まちづくり部都市計画課 『萩市都市計画マスタープラン策定報告書』 2011年
- 山口県萩市歴史まちづくり部文化財保護課 『山口県指定史跡大板山たたら製鉄遺跡発掘調査報告書』(萩市埋蔵文化財調査報告書第8集) 2012年
- 山口市教育委員会 『山口市埋蔵文化財調査報告第28集 瑠璃光寺遺跡』 1988年

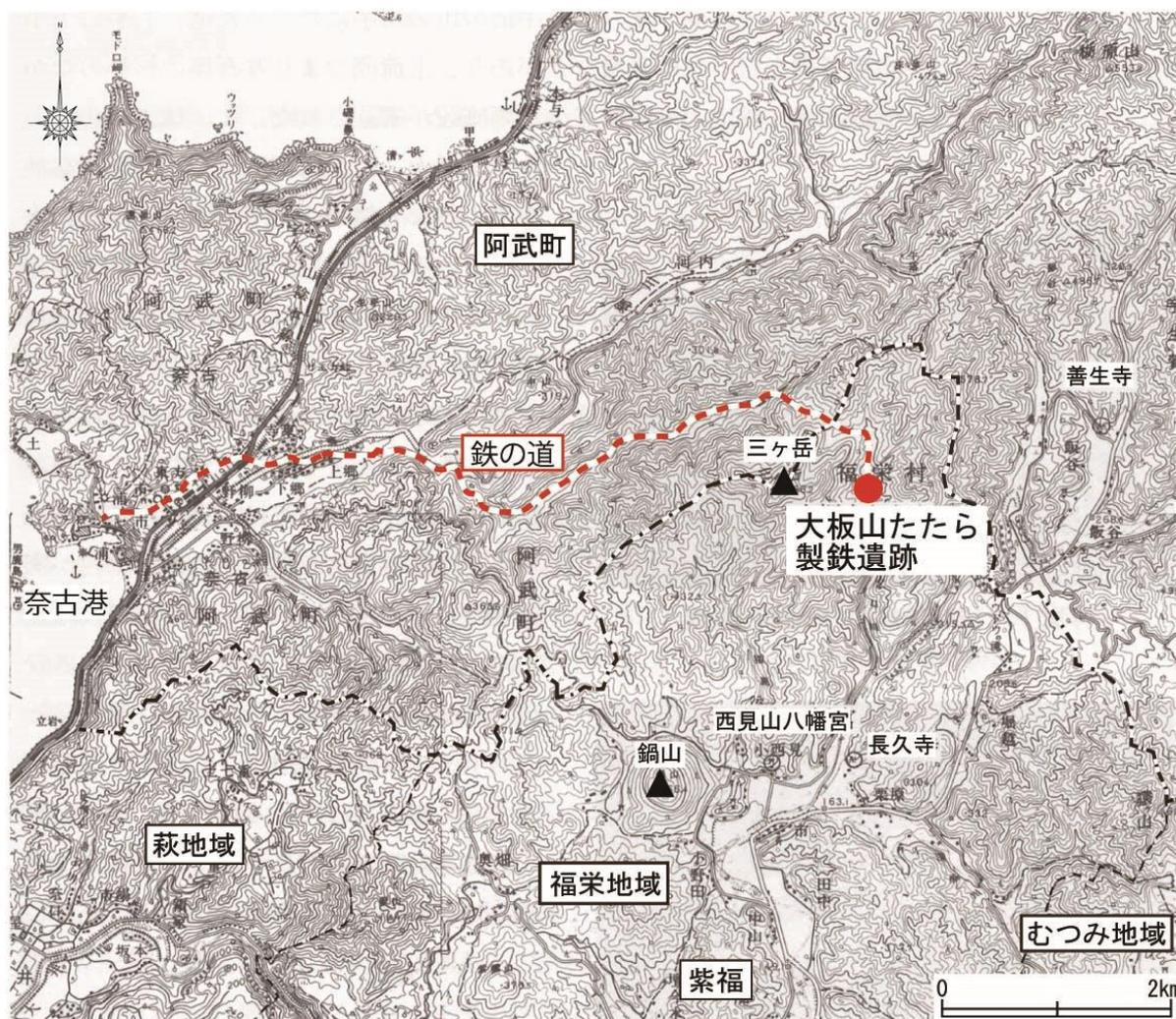


図 2-2 大板山たたら製鉄遺跡の位置と鉄の道

2. 史跡指定状況

(1) 史跡指定状況

大板山たたら製鉄遺跡は、江戸時代中期から後期にかけての製鉄遺跡であり、山口県萩市中心部から東方の内陸部、大井川の支流山の口川の最上流部の平坦地に所在する。

大板山が「鑪」を営む拠点に選ばれたのは、木炭を大量に消費するため、大板山御立山（藩有林）を中心とする広大な燃料炭木山を必要とした為である。古くから「砂鉄七里に炭三里」という言葉が伝わっており、「鑪」を営むには、原料の砂鉄同様、燃料である木炭の入手も重要視されていた。原料の砂鉄は、山陰廻船を利用し、石見国井野村（島根県浜田市）から奈古（阿武郡阿武町）まで運ばれ、大板山まで「鉄の道」を使って馬で運んだとされる。

鑪場の操業年代については、古文書等の関係史料調査によって、江戸時代の宝暦期、文化・文政期、幕末期を中心とした3時期に断続的に行われたことが判明している。安政3年(1856)には、萩（長州）藩が恵美須ヶ鼻造船所で藩最初の洋式軍艦「丙辰丸」を建造するに際して、船材の原料鉄を供給し、文久3年（1863）からは産鉄全てが萩（長州）藩により買上げられた。

大板山に鑪場の跡が存在することは、昭和41年（1966）に刊行された『福栄村史』で紹介されている。遺跡の状況が明らかになったのは、昭和56年（1981）に山口県教育委員会が実施した採鉱冶金関係生産遺跡分布調査においてであった。遺構は山の口川の両岸約2万㎡に渡って点在していた。福栄村（現萩市）教育委員会が発掘調査を実施した結果、下流側で、墓地、下小屋（職人長屋）跡と見られる配石や金屋子神を祀ったと見られる祠の基壇等があり、上流側で元小屋（事務所）・砂鉄洗場（砂鉄の選鉱場）・鉄池（かないけ＝鉄塊の冷却場）・高殿（製鉄炉のある建物）・鍛冶場などの施設の跡を確認した。

その後、昭和59年（1984）に山口県営山のロダム（のち旧福栄村に移管）が完成し、現在は墓地、下小屋、金屋子神祠基壇など鑪場の南半部がダム湖底に水没している。しかし、元小屋や高殿等、鑪製鉄の主要施設はほぼ完全に残っており、その規模も県内では最大である。昭和63年（1988）には、高殿を伴う定型化した石見系永代鑪を持ち、鑪製鉄技術の萩藩内での展開や、幕末の萩藩の動向を知るうえで貴重な遺跡であることから、山口県指定史跡に指定された。平成2年（1990）度から6年（1994）度にかけては、6次に渡る発掘調査が行われ、平成5年（1993）度から8年（1996）度にかけては保存整備工事が実施された。

平成24年(2012)には我が国の近世製鉄業の展開を理解する上で貴重な遺跡であるとして、国指定史跡に指定された。

【参考文献】

- 山口県萩市歴史まちづくり部文化財保護課 『山口県指定史跡大板山たたら製鉄遺跡発掘調査報告書（萩市埋蔵文化財調査報告書第8集）』 2012年
渡辺一雄 「萩藩領の製鉄業と大板山たたら製鉄遺跡<萩世界遺産登録推進講演会資料>」 2012年3月27日
九州・山口の近代化産業遺産群世界遺産登録推進協議会 「九州・山口の近代化産業遺産群」
<http://www.kyuyama.jp/index.html>
萩市 「大板山たたら製鉄遺跡」の国史跡指定に係る国の文化審議会の答申について」
波多放彩編 『福栄村史』 福栄村 1966年

① 指定概要

平成 24 年（2012）9 月 19 日付けの官報告示により、大板山たたら製鉄遺跡は国の史跡に指定された。指定の内容は以下のとおりである。

文部科学省告示第 145 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 24 年 9 月 19 日

文部科学大臣 平野 博文

名 称	大板山たたら製鉄遺跡（おおいたやまたたらせいてつせいせき）
指定年月日	平成 24 年 9 月 19 日（文部科学省告示第 145 号）
所在地	山口県萩市大字紫福字大板 257 番 1 のうち実測 2229.66 m ² 、 257 番 5 のうち実測 4389.34 m ² 、257 番 12 のうち実測 136.00 m ² 山口県萩市大字紫福字大板 257 番 1 と同 257 番 5 に挟まれる道路敷を含む
指定面積	7,077.00 m ²
所有者	萩 市
指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部六による。 六．交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

指定説明

大板山たたら製鉄遺跡は、江戸時代中期から後期にかけて断続的に操業した製鉄遺跡であり、山口県萩市中心部から東方の内陸部、大井川の支流山ノ口川の最上流域の標高約 260m ほどの平坦地に所在する。

中国山地では良質に産出される砂鉄を原料とした製鉄業が古くから行われ、江戸時代、天秤てんびん鞴ふいごと呼ぶ大形の送風装置が発明され、永代えいたいたたら鑪たかどのと呼ぶ本格的な製鉄業が確立して全国屈指の鉄製産地となった。18 世紀に入り、萩藩内では従来てつさんしの長門系の比較的小規模な生産形態に代わり、石見系の鉄山師による鉄の大量生産を可能とする永代鑪が展開し、長門系による経営も鑪作業は石見の技術者に担われるようになった。

大板山では三期の操業が知られる。第一期は宝暦年間（1751～64）で、大板山で林業を営む阿川六郎兵衛により、津和野から技術者を迎え約 8 年操業した。第二期は文化・文政期の 10 年間（1812～22）で、津和野の原田勘四郎が石見西部の製鉄流派「石州鑪五カ所流」の鉄山（鑪場）として操業した。原料の砂鉄は、石見から廻船により奈古浦なごうらに搬送後、陸路大板山に駄送され、産鉄は奈古浦から下関に運ばれ、九州方面に販売されていたと考えられる。第三期は東石見の鉄山師・高原竹五郎が安政 2 年（1855）に操業を開始したもので、終業時

期は不明であるが、慶応元年（1865）ころまで操業していたことは確実である。この間、安政三年に萩藩が恵美須ヶ鼻造船所で萩藩最初の洋式軍艦丙辰丸を建造するに際して、船材の原料鉄を供給し、文久3年（1863）からは産鉄全てが萩藩により買い上げられた。製鉄に使用する燃料炭木は、各時期ともに、大板山周辺の藩有林から供給されていたと考えられる。

昭和56年度に山口県教育委員会が分布調査を実施し、平成2～6年度に福栄村（現・萩市）教育委員会が発掘調査を実施した。その結果、製鉄炉を擁する高殿は南北17.7m、東西14.2mの規模と推定され、建物内部に本床、粘土壁、砂鉄置場、石敷等の遺構を確認した。また、鉄塊を冷却する鉄池、事務所である元小屋、砂鉄洗場、米蔵、小鍛冶場等の遺構を検出した。遺物として、磁器・陶器・土器等の食器類や、鉄釘や和鋏等の鉄製品等が多数見つかった。検出遺構は幕末期と考えられ、一部に重複する形で文化・文政期とみられる遺構を検出した。本遺跡は、山口県内のたたら製鉄遺跡中最大級の規模であり、石見地方の銑鉄製造の銑押し鑪の特徴をよく示し、18世紀以降に萩藩内に展開した石見系鑪場の典型例と評価できる。昭和63年に山口県指定史跡となり、平成5～8年度に保存整備が実施された。

このように、大板山たたら製鉄遺跡は、江戸時代中期以降、萩藩内に展開した石見系鑪場の典型例として大規模なものであり、高殿遺構をはじめとする生産遺構が良好に遺存している。わが国近世の製鉄業の展開を理解する上で重要なことから、史跡に指定して保護を図るものである。

【引用】文化庁文化財部監修 『月刊文化財 9月号（588号）』 平成24年9月1日発行

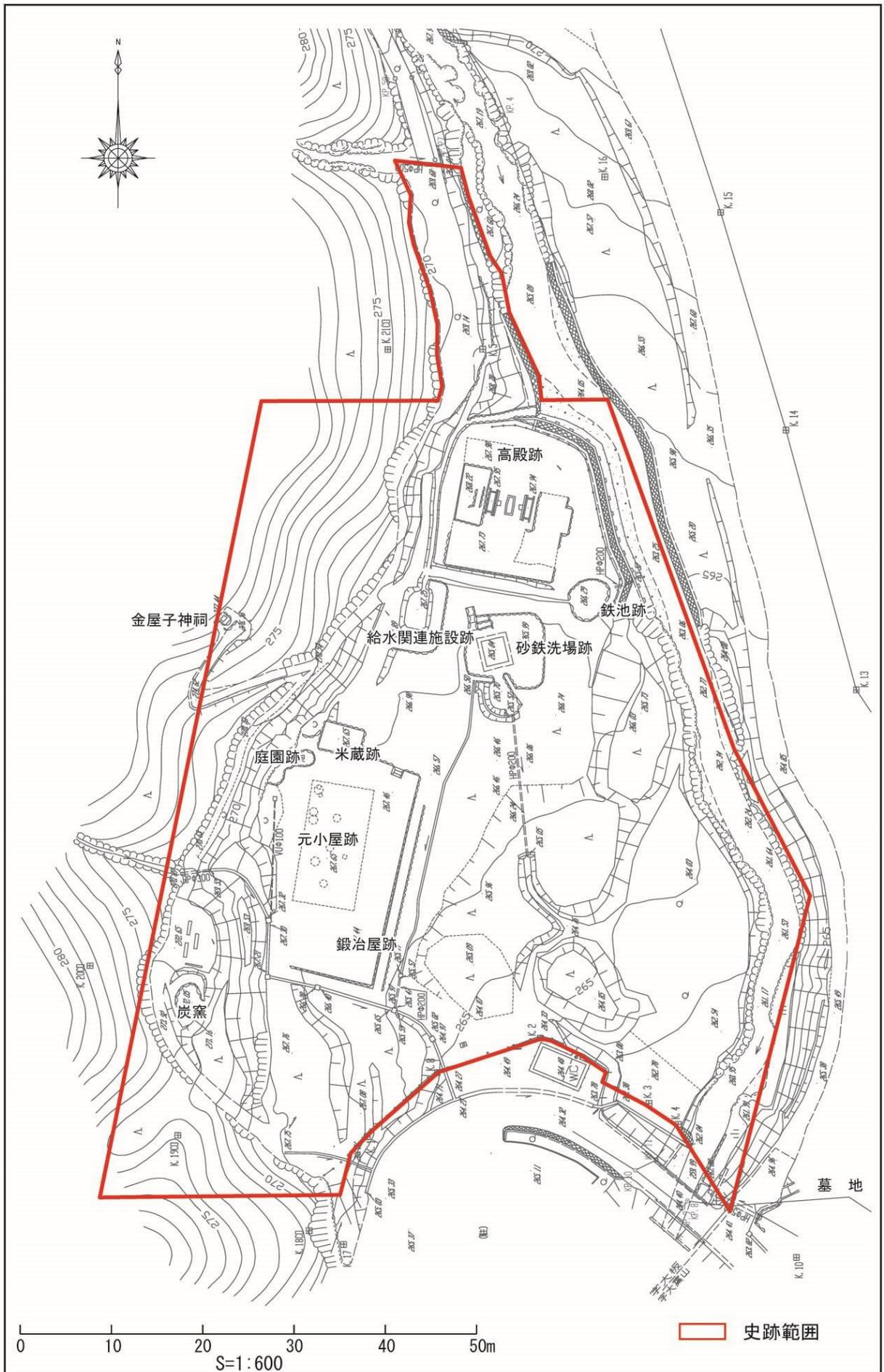


图 2-3 史跡指定範圍图

(2) 鑪製鉄のしくみ

鑪製鉄とは砂鉄を原料に木炭を燃焼させて鉄を造り出す日本独自の製鉄技術である。日本における鉄の歴史は古く、鉄鉱石を原料とした古代の製鉄遺跡が数多く発見されている。こうした古代の製鉄技術は、西日本ではやがて砂鉄を原料に木炭を燃焼させて鉄を造る方法へと発展し、江戸時代には日本独特の製鉄技術として完成した。これを「鑪製鉄」と呼ぶ。鑪製鉄は現代の冶金技術でも難しい良質の鋼を生産することができたが、洋式製鉄技術が導入された19世紀後半から次第に姿を消した。今日では、日本美術刀剣保存協会の経営する日刀保たたら(島根県横田町)を除いて、鑪製鉄は行われていない。

立地条件

鑪場の立地条件は、まず良質の砂鉄が豊富にとれ、かつ槇・栗・松等の生い茂る深山に近いことを第一の条件とし、次に坂が少なく運送搬出に便利で、駄賃諸費用が安く、米が豊富に入手でき、鑪体に用いる粘土が入手しやすく、用水の便のあるところである。しかし、鑪場も長期間操業すれば周囲の炭木山を伐り尽くし、また鑪床を打ち直す必要があった。普通鑪場は1か所で十数年操業し、炭木の豊富な山林を求めて移動した。山林は数十年で植生が回復する。再び豊富な炭木が取れるようになると、たたら師は再び帰ってきて操業を行う例が多かった。

鑪場の構造

砂鉄製錬による製鉄の現場を総称して鑪場という。この鑪場の中心となる建物が「高殿」(「吹き屋」とも言う)である。高殿は16-18m角、高さが10mもある大きな建物で、その平面が円形のを丸打、方形のを角打又は長打といった。建物の中には製鉄炉、^{ふいご} 鑪(送風機)、材料置場(炭町・小鉄町・土町)、職人控所(村下座・炭坂座・番子部屋)などが設えてあった。高殿の周囲には、できた鉄塊を冷却する^{かないげ} 鉄池、鉄塊を割る^{どうば} 銅場、砂鉄や木炭の置き場、砂鉄を選鉱する砂鉄洗場、できた鉄塊を脱炭し割鉄を作る大鍛冶屋、鉄(銑)蔵などが配置され、さらにその周囲には、事務所にあたる^{もとごや} 元小屋、労働者の住宅である^{したごや} 下小屋、扶持米を納めた米蔵、製鉄の神を祀った^{かなやこ} 金屋子神祠、墓地などが並んでいた。これらの諸施設は全体が^{やらい} 矢来等で囲まれ、「山内」と呼んで村方から隔離されていた。このような高殿を中心とする鑪場を永代鑪というが、この他に、それ以前には小規模で、移動性の強い野鑪もあった。

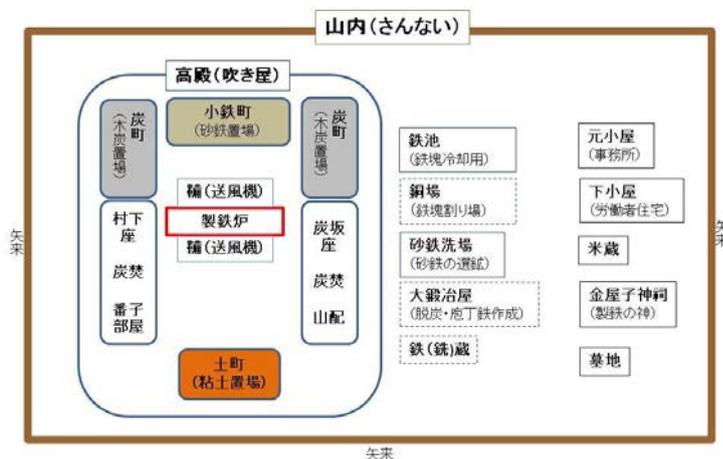


図 2-4 大板山 鑪場 (山内) の模式図

(河瀬正利『たたら吹製鉄の技術と構造の考古学的研究』、山口県萩市歴史まちづくり部文化財保護課『山口県指定史跡大板山たたら製鉄遺跡発掘調査報告書』を基に作成)

生産工程

鑪製鉄の生産工程は、砂鉄の採取・木炭生産・鑪・鍛冶の4つに大別できる。

原料である砂鉄(小鉄・粉鉄と言う)には、真砂まと赤目あこめの二種があった。また、山脈丘陵からとれる砂鉄を山砂鉄と呼び、川からとれるものを川砂鉄、海岸からとれるものを浜砂鉄と言った。

表 2-1 原料となる砂鉄の種類

砂鉄の種類	特徴
真砂 <small>ま</small> (花崗岩が風化)	<ul style="list-style-type: none"> ・主に山陰(伯耆・出雲地方)で産出 ・チタン・リンの含有量が少なく良質 ・黒色 ・和鋼の原料に用いられる
赤目 <small>あこめ</small> (閃緑岩・安山岩が風化)	<ul style="list-style-type: none"> ・広島、岡山などの山陽地方で産出 ・和鉄の製造に用いられる

製鉄作業に使う木炭は大炭といい、樹齢20-30年程度の檜・榎・ブナ・櫟などを炭窯を用いて半焼きの状態にしたものである。製炭や木材の伐り出しは山子やまこが行った。また鍛冶作業には樹齢20年程度の松や栗などを粗く焼いた小炭を用いた。1回の鑪吹きに必要な砂鉄と木炭の量はだいたい同じであるが、木炭は砂鉄と違って荷的にかさばるので、その輸送は大変であった。従って、鑪場の立地条件の第1は豊富な炭木山の存在であった。

鑪製鉄法には、鉚押しけらお、銑押しずくお、左下法さげほうの三種があった。中国地方では、山陰の伯耆や出雲地方などで主に鉚押しが行われ、山陽地方では主に銑押しが行われた。

表 2-2 鑪製鉄法の種類

方法	原料	製品	用途
鉚押し <small>けらお</small>	真砂	和鋼	刀剣類
銑押し <small>ずくお</small>	赤目	銑鉄	鑄物用
左下法 <small>さげほう</small>	和鉄、鉚	錬鉄(包丁鉄)	農具、その他日用品

製鉄炉は高温保持の必要から湿気は禁物であった。そこで炉を築く前に十分な乾燥を行うための床釣とこつり・本床釣ほんどつりという作業を行った。炉底を中心とする約7m四方を深さ3-5m掘り下げ、最下層に排水口を設け、側面や底を石・砂利・粘土で固め床焼きを行う。さらにこの両側に小舟という窯状の施設を焼き固める。炉底となる本床は丹念に木炭や灰を叩き締め(灰すらし)て作った。この地下構造は半永久的な施設で、その建設は鑪場建設の中で最も重要な作業であった。作業は60~100日の日数と100t以上の薪を消費した。

製鉄作業は、鉬押しの場合、大別して籠り・籠り次・上り・下りの4段階に分かれ、それぞれ村下が火の状態を見ながら砂鉄と炭を交互に炉中に投入し、また鞆による送風を制御しながら作業を進めていった。この一連の作業を一夜(一代)といい、3~4 昼夜連続で行った。一代終れば炉体をこわして新たに築造しなおし次の操業に入る。年間 50~60 代操業したという。

炉床にできた鉬や流れ出た銑は、それぞれ叩き割って選別し、鉬の場合はこれからすぐ鋼を製品として市場へ出したが、雑鉬や銑の場合、大鍛冶屋において鍊鉄(包丁鉄)に仕上げ市場へ搬出した。大鍛冶屋には本場と左下場があり、強く熱した鉬や銑を金槌で鍛造し包丁鉄と呼ばれる炭素分の低い鉄板を作った。

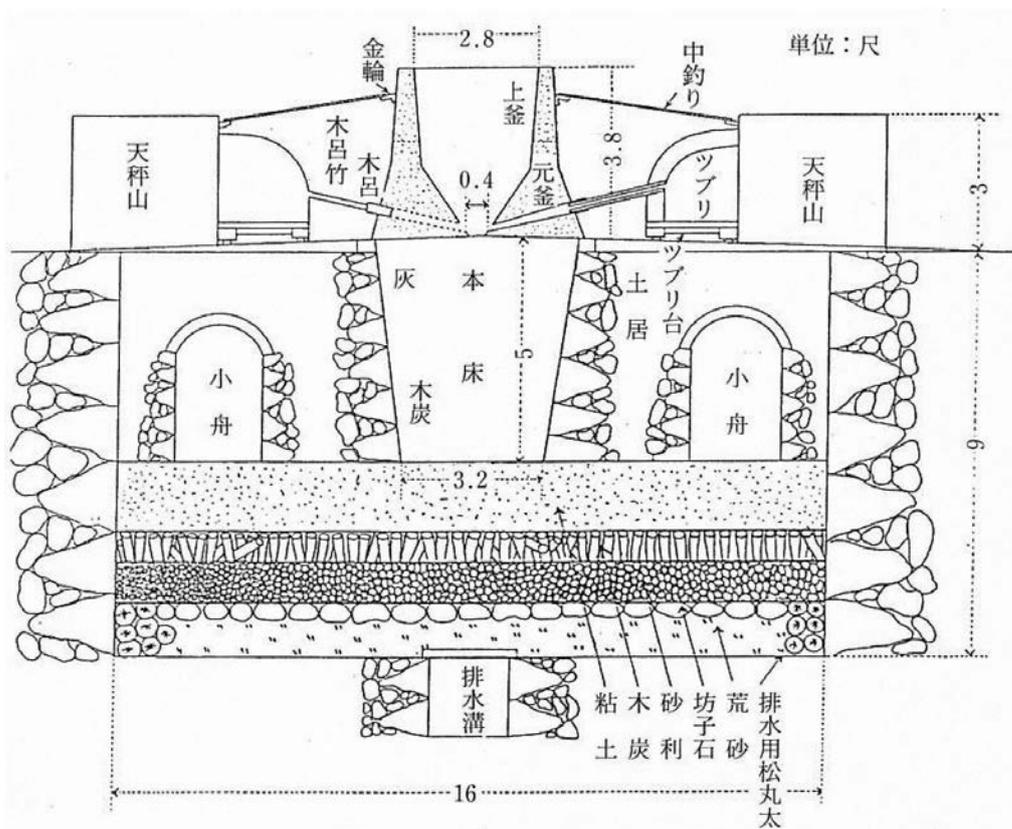


図 2-5 床釣り横断面図

【出典】河瀬正利 『たたら吹製鉄の技術と構造の考古学的研究』 溪水社 平成7年

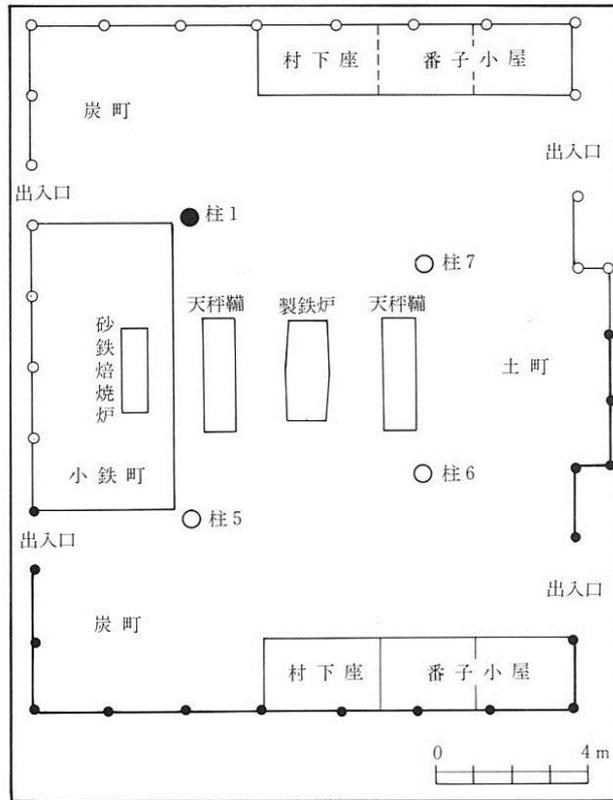


図 2-6 大板山高殿施設配置図

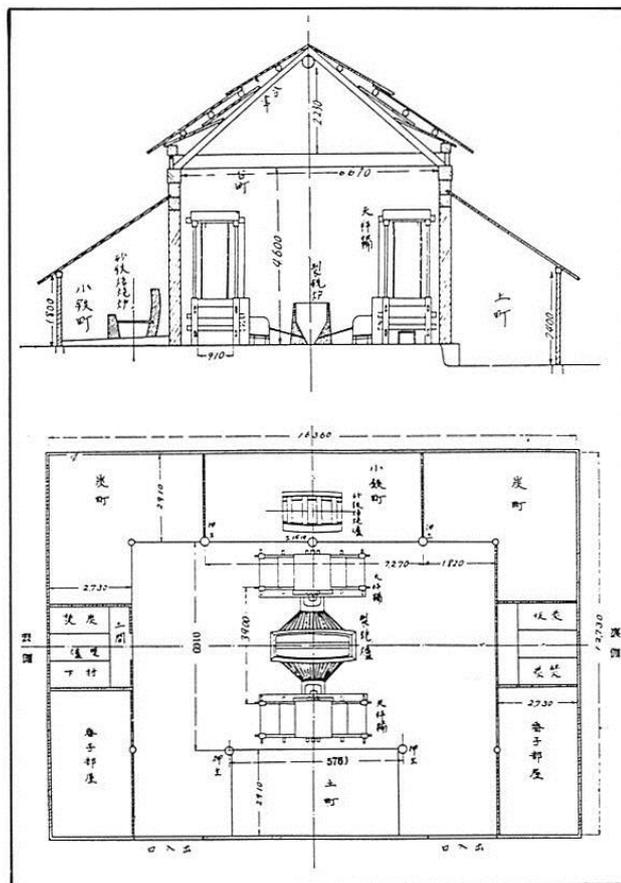


図 2-7 俣谷たたら高殿実測図

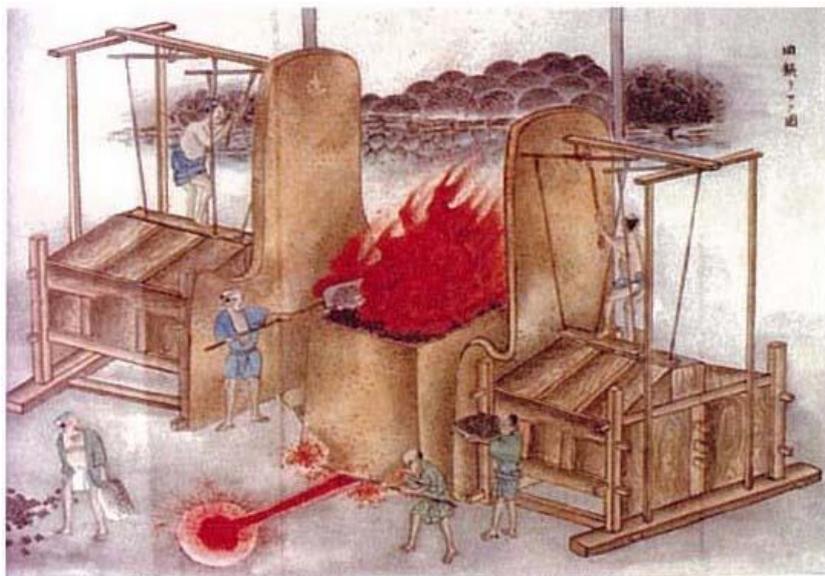
【出典】 俵国一 『古来の砂鉄製錬法-たたら吹製錬法』 丸善 1933 年



山内の様子



高殿の様子



製鉄の作業

図 2-8 山口県白須山鑪の様子を描いた図

【出典】 『先大津阿川村山砂鉄洗取之図』 東京大学蔵

3. 自然的調査

(1) 地形・地質

① 地形

大板山たたら製鉄遺跡は、三ヶ岳（標高 566.2m）東山麓の大板山に所在する。周辺を標高 300～600m の山々に囲まれ、大井川支流山の口川（藩政期の大板山枝川）の最上流に開けた標高 260～270m 程の狭隘な平坦地に立地する。史跡の南には県営山のロダム（昭和 59 年（1984）完成）が位置している。



図 2-9 史跡周辺地形図

② 地質・断層

史跡付近の表層地質は白亜系阿武層群に属する流紋岩質岩石である。

周辺のボーリング調査結果から、地表より約1mまでは砂・礫混じり層、1m以深は風化した流紋岩質岩石であり、約11m以深からは流紋岩質岩石となっている。

また、史跡の南東約800mの位置に北東-南西に延びる断層が存在する。

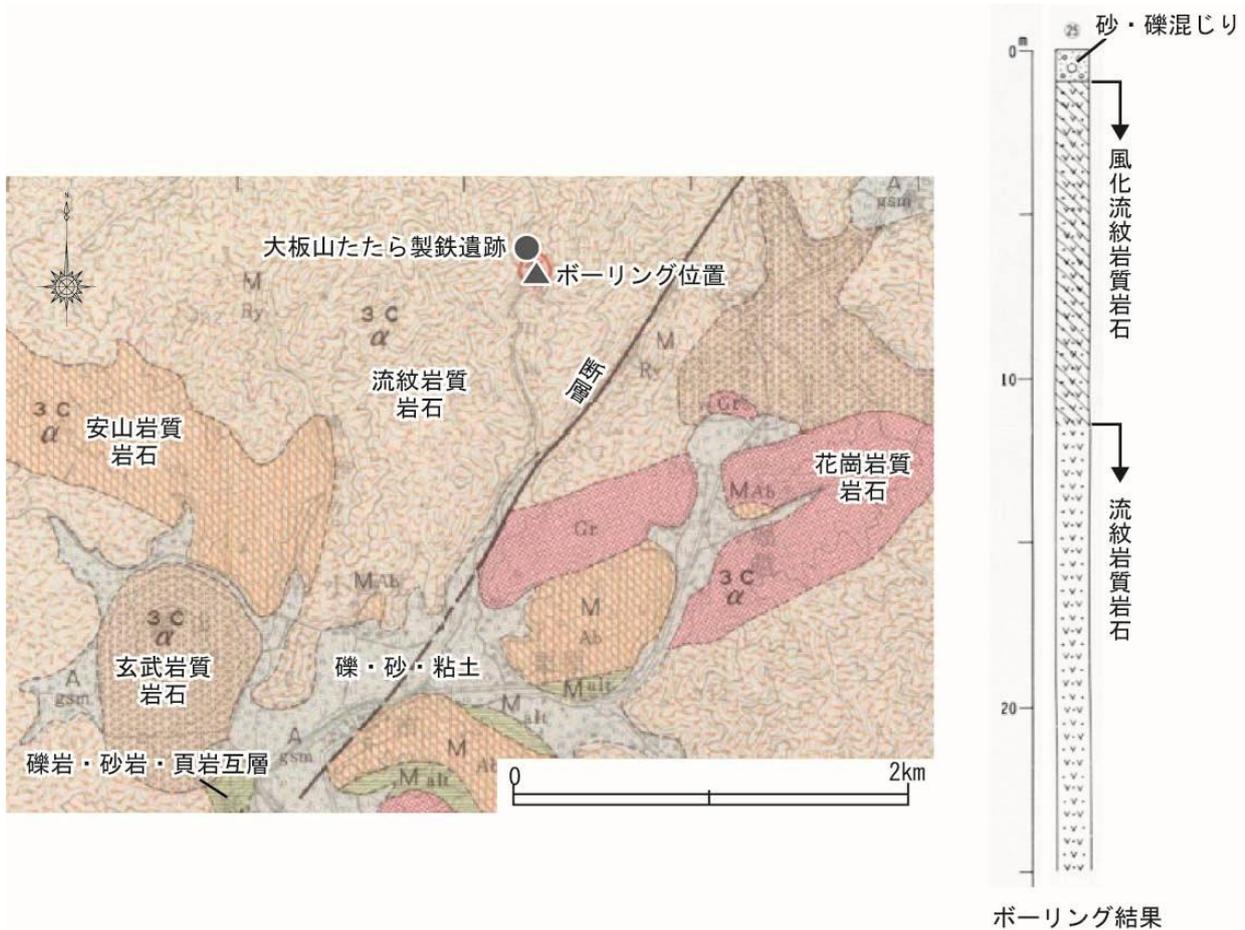


図 2-10 史跡周辺の地質図とボーリング調査結果

【出典】山口県 『1:50,000 地形図 (表層地質図 徳佐中・津和野)』 1976年

(2) 植生・景観

萩市の植生は大観的には二次的植生である。萩市一帯は対馬暖流の影響で、年平均気温は山口県下でも高い地方で、年間の降水量も適当にあるため、原植生はシイ類、タブノキ・カシ類などが優占する常緑広葉樹林で、ヤブツバキクラス域代償植生に属する。史跡周辺はその中のコバノミツバツツジ アカマツ群落に属する。

史跡周辺一帯の植生はスギの植林地となっており、保安林として管理されている。史跡西側の山裾には、クロマツ、ヒノキ、スギ、ネムノキ、ミツバツツジが分布し、南側には樹高15～25mのスギ林と竹林が分布している。しかし、このスギ林の下には宝暦年間の遺構が埋蔵していると考えられ、樹木根が地下遺構を破損する可能性が考えられる。西側の遊歩道沿いには、平成5～8年度の保存整備事業でサツキツツジが植栽されているが、現状で繁茂しており、高殿跡や元小屋跡への眺望が十分確保されていない。高殿跡の遺構平面表示や遺構石組上には実生木やコケ類が生長しており、平面表示や石組の破損につながる可能性もある。

史跡の景観は、視点場として西側の高台、高殿跡北側、林道が挙げられる。西側の高台は、史跡全体や薪炭林であった山林を見渡し、山内の施設配置を理解できる良好な視点場であるが、スギ林によって山林への眺望が部分的に狭まれている。高殿跡北側からも、高台同様、史跡全体や山林への眺望が確保されているが、山の口川や導水路への眺望は植栽の繁茂により確保されていない。林道からも、スギの植林地により史跡を見通すことはできない。駐車場付近からは、低木の繁茂やスギ林によって、史跡内を見通しにくい状況となっている。



写真 2-2 史跡周辺の植林地



写真 2-3 西側高台から史跡全体の眺望



写真 2-4 高殿跡北側から元小屋跡方向を見る



写真 2-5 林道から史跡方向を見る



写真 2-6 高殿跡から山の口川への眺望



写真 2-7 史跡南側のスギ林



写真 2-8 遊歩道沿いサツキツツジ



写真 2-9 高殿跡上部の実生木・コケ類



写真 2-10 庭園跡と山裾の植生



写真 2-11 史跡エントランス景観

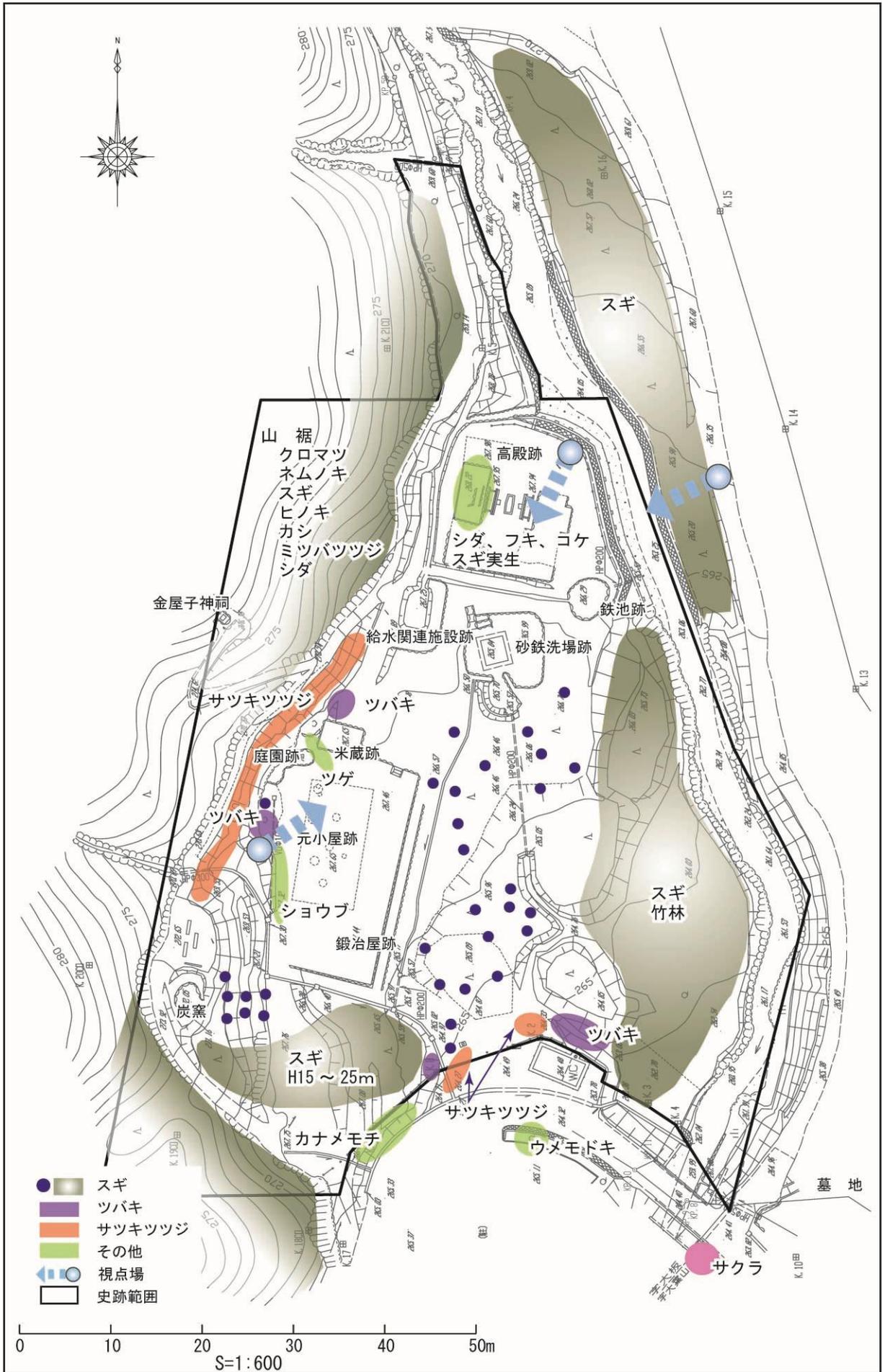


図 2-11 現況植生・景観図

4. 歴史的調査

(1) 歴史資料

大板山におけるたたら操業を示す史料は表2-3のとおりである。

表 2-3 史料一覧表

番号	史料名	年 代	著者・編者	所 蔵
①	『石州鑪五ヶ所流鐵山仕法聞書』	文化 13 年 (1816)	野村伊之助	山口県 文書館
②	「文化十五寅四月奥阿武郡蔵目喜金山其小見分トして郡奉行所出控」 (毛利家文庫)	文化 15 年 (文政元年、1818)		山口県 文書館
③	『丙辰丸製造沙汰控』	安政 3 年 (1856) ~ 万延元年 (1860)		山口県 文書館他
④	当島宰判本控 四 (両公伝史料 598)	慶応元年 (1865)		山口県 文書館

①『石州鑪五ヶ所流鐵山仕法聞書』

国益(国産)政策の一環として白須山で鑪場の開設を企画していた萩(長州)藩は、文化13年(1816)、情報収集のため、野村伊之助(二人扶持、蔵目喜銅山の山師か)を津和野藩領の鑪場に潜入させた。伊之助が潜入したのは、鉄師原田勘四郎経営の津和野藩領猪退谷(いのきだに、津和野町横道)で、山口近辺の風来者と偽って2日ほど滞在し、「原田家譜代の手代」石川為左衛門に接近して秘書とされる「鉄山勘定仕法書」などを写し取った。この写に「聞書」「晰聞書」などの知見を加えて、萩(長州)藩勘定方役所に提出したのがこの史料である。

表題の「石州鑪五ヶ所流鐵山」とは、原田勘四郎経営の津和野藩領猪退谷・辰谷山と萩(長州)藩領大板山、鉄師藤井千之助経営の浜田藩領猿ヶ谷山・高源山の5ヶ所の鉄山をさす。西石見地方では、この時期、「五ヶ所流」という共通の山内規制や勘定方仕法を定めた鉄山が存在したことがわかる。この史料は、石見地方の近世製鉄業、とりわけ西石見地方の製鉄業の経営的・技術的特徴を記録した注目すべき史料といえる。

同書には、大板山鑪場での原料砂鉄搬入の記録がある。砂鉄は、津和野領井野村周布地(島根県浜田市)の山砂鉄を買取り、井野村から三隅湊(島根県浜田市)までの約10kmの陸路を駄送(駄賃砂鉄23貫目に付き34文5歩)、三隅湊から奈古浦(阿武町)までの海上約50kmを船送(同60文)、さらに奈古浦から大板山鑪場までの陸路約10kmを駄送(同57文5歩)で搬入していたという。また、生産された鉄は長割鉄と称し、奈古浦から赤間関の鉄問屋へ出し主として九州方面へ販売していたという。『仕法聞書』では具体的な問屋名はわからないが、奈古浦の綿屋等の回船問屋を通して、原田勘四郎の鉄を商っていた虎屋・北国屋・柵屋・

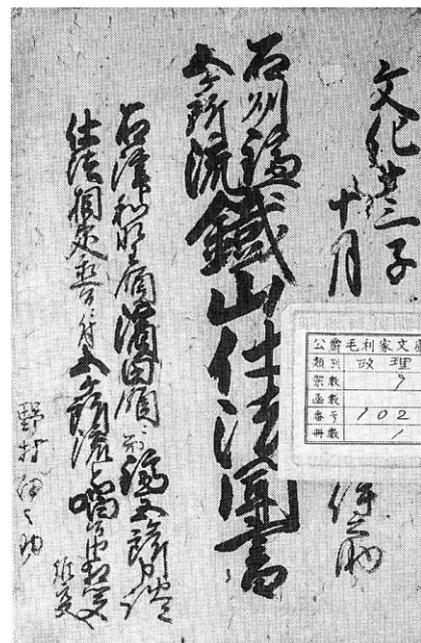


写真 2-12
『石州鑪五ヶ所流鐵山仕法聞書』
(山口県文書館所蔵)

奈良屋等の赤間関の鉄問屋に出荷されたのだろう。原料砂鉄が「砂鉄七里に炭三里」という諺に規制されず、かなり遠くから搬入されている事実、そしてそれを可能とした山陰の廻船の存在が注目される。

②「文化十五寅四月奥阿武郡蔵目喜金山其小見分トして郡奉行所出控」

文化15年（文政元年、1818）に「紫福村大板山ニ鑪受負人石州之小右衛門」とあり、江尾（世並屋）小右衛門が大板山において鑪を操業していたことが記されている。

③『丙辰丸製造沙汰控』

萩（長州）藩の洋式軍艦として最初の丙辰丸製造一件記録。造船所は萩小畑浦。安政三丙辰年進水、翌年完成。この沙汰控と共に別袋として「丙辰丸製造費一件」を添う。

安政3年（1856）に、藩は初めての洋式軍艦「丙辰丸」建造に当たり、碇・諸種の鉄具・釘などの材料として「大割荒鉄」や「平割荒鉄」を「紫福村大葉山の竹五郎」から買い入れている。攘夷から倒幕へと風雲急を告げる幕末、萩（長州）藩は小畑浦の恵美須ヶ鼻に造船所を建設し洋式軍艦の建造に着手したが、その最初の軍艦「丙辰丸」にここ大葉山（大板山）の鉄が使用されたことが示されている。

④ 当島宰判本控 四 （両公伝史料 598）

両公伝史料は、幕末維新期の萩（長州）藩主であった毛利敬親（忠正公）・元徳（忠愛公）親子の実績を顕彰する目的で、旧毛利家両公伝編纂所が、昭和4年（1929）から昭和20年（1945）にかけて史料を収集・調査し、編集に努めた際の史料群で、「当島宰判本控」もその史料群の一つである。

「当島宰判本控」では、大板山鑪場の操業は安政2年（1855）3月に始まり、文久3年（1863）からは、その産鉄は藩がすべて買いあげることになったと記されている。終業の時期は記されていないが、藩との鑪山借用契約が元治元年（1864）12月までであったが、期限延長の願いが竹五郎から出されたという記述が残っている。

【参考文献】

渡辺一雄 「萩藩領の製鉄業と大板山たたら製鉄遺跡」 萩世界遺産登録推進講演会資料
2012年3月27日

渡辺一雄編 『大板山たたら製鉄遺跡』（萩市埋蔵文化財報告書第7集） 萩市歴史まちづくり
部文化財保護課 2012年

山口県文書館 HP (<http://ymonjo.ysn21.jp/>)

(2) 大板山たたら製鉄遺跡の歴史

大板山たたら製鉄遺跡は、萩市大字紫福に所在する江戸時代の製鉄遺跡である。記録によれば宝暦年間、文化・文政年間および幕末期の3回にわたって断続的に操業が行われた。

第1回操業

最初の操業は宝暦年間(1751～1763)である。文化13年(1816)の『石州鑪五ヶ所流鐵山仕法聞書』(山口県文書館所蔵・以下『仕法聞書』と略す)によれば、経営者は大板山で林業経営を行っていた奥阿武宰判生雲村の阿川六郎兵衛で、津和野藩青原村(現島根県津和野町青原)の紙屋伊三郎に相談の上、伊三郎から派遣された伴蔵をむかえて鑪場を開設した。この操業は約8年で終了した。

第2回操業

2回目の操業は、50年後の文化・文政年間に行われた。『仕法聞書』によると、経営者は津和野藩猪退谷(現島根県津和野町横道)の原田勘四郎で、この操業は石見西部の製鉄流派である「石州鑪五ヶ所流鐵山」の一つとして行われている。この5箇所とは、津和野藩領猪退谷、津和野藩領辰谷山、萩藩領大板山(以上原田勘四郎経営)、浜田藩領猿ヶ谷山、浜田藩領高原山(以上藤井千之助経営)である。

一方、浜田領鍋石村一ノ瀬(現島根県浜田市鍋石)で代々「(雲)村下職」を務めたという山村家の家伝^註では、江尾(世並屋)小右衛門の経営であった文化9年(1812)3月18日未明に大火災が発生し、鑪山内ことごとく焼失したため、鑪場を大板山に移したとある。大板山での稼業は10年続き、文政5年(1822)再び一ノ瀬に鑪場を復したという。

そうすると、以上の山村家家伝の内容と先の『仕法聞書』に示される大板山の鑪操業の経緯との差異があるが、山村家家伝によると、一ノ瀬の鑪場は、江尾氏以前、明和年間(1764～1771)には三隅湊竹屋が、天明年間(1781～1788)には原田勘四郎が経営を行っていたという。いずれも『仕法聞書』に登場し、大板山鑪場に関わった人物である。このような竹屋・原田・江尾三氏の緊密な関係から推して、原田家が衰退していた文化年間(1804～1817)の大板山鑪場の開設は、実質的には江尾小右衛門が関わっていたと考えてもよいのではなかろうか。江尾氏は、原田鑪の名声を受け継ぐ形で一ノ瀬をはじめとする鉄山経営を行っている。大板山での2回目の操業は、文化9年(1812)から文政5年(1822)までの10年間であり、「石州鑪五ヶ所流鐵山」の一つとして、一ノ瀬の職人集団によって行われたと考えたい。

註) 山村藤吾 『石見国那賀郡鍋石村一ノ瀬鉄山沿革史』(手稿) 1930年

第3回操業

3回目の操業は、さらに50年後の幕末期である。経営者は石見国大森天領那賀郡渡津村(現島根県江津市)の高原竹五郎(屋号原屋)である。第2回操業の西石見とは異なり、東石見の鉄師である。『当島宰判本控』(山口県文書館所蔵)によれば、安政2年(1855)3月に操業を開始し、文久3年(1863)からは産鉄全てを萩(長州)藩が買い上げた。終業時期は不明であるが、先の『当島宰判本控』によれば、元治元年(1864)12月までを期限とする藩との鑪山借用契約に対し、期限延長の願いが竹五郎から出されている。そして慶応元年(1867)6月に竹五郎が大板山居留中に68歳で没している(高原家家伝)ことから、この頃までは確実に存続する。従って操業は12年に及ぶ。地元では明治初期まで続いていたという伝承がある。

また、『丙辰丸製造沙汰控』によると、安政3年（1856）、萩小畑浦（現萩市椿東）の恵美須ヶ鼻造船所で萩（長州）藩最初の洋式軍艦「丙辰丸」を建造するにあたり、船の碇、諸種の鉄具、釘等の材料として「大割荒鉄」や「平割荒鉄」を、「紫福村大葉山の竹五郎」から買っている。これは第3回操業に当たる時期である。大葉山は山の口川を挟み大板山と対岸の山を指すが、鑪場の施設を設置できる平地はない。燃料炭山を主としてこちらに求めたことから、大板山鑪場のことを大葉山鑪場とも呼称していた。

表 2-4 大板山たたら製鉄遺跡関連年表

年 代	事 項	資 料
宝暦年間 (1751~1763)	第 1 回操業 経営者は、大板山で林業経営を行っていた阿川六郎兵衛。津和野藩の紙屋伊三郎、伊三郎から派遣された伴蔵をむかえて、大板山での最初の鑪操業。この操業は約 8 年で終了。	石州鑪五ヶ所流 鐵山仕法聞書
文化 9 年 (1812)	第 2 回操業 経営者は、津和野藩猪退谷の原田勘四郎。石見西部の製鉄流派である「石州鑪五ヶ所流鐵山」の一つとして経営。 3 月 18 日未明 浜田領鍋石村の一ノ瀬鑪場で大火災が発生し、鑪山内が焼失したため、鑪場を大板山に移す。	石州鑪五ヶ所流 鐵山仕法聞書 石見国那賀郡鍋 石村一の瀬鐵山 沿革史
文化 13 年 (1816)	野村伊之助が情報収集のため、津和野藩領の鑪場に潜入。得た情報を『石州鑪五ヶ所流鐵山仕法聞書』にまとめ萩（長州）藩勘定方役所に提出。	石州鑪五ヶ所流 鐵山仕法聞書
文化 14 年 (1817)	奥阿武宰判惣郷村（阿武町）の白須山に萩（長州）藩の関与のもと鑪場が開設される。	
文政 5 年 (1822)	再び、鑪場を浜田領鍋石村の一ノ瀬に復す。 第 2 回操業終了。	石見国那賀郡鍋 石村一の瀬鐵山 沿革史
安政 2 年 (1855)	第 3 回操業 3 月 「大葉山」の鑪の名で操業。経営者は、石見国大森天領那賀郡渡津村の高原竹五郎（屋号原屋）。	当島宰判本控
安政 3 年 (1856)	7 月 25 日 白須山鑪の始業。経営者は、大森天領日原の水津（大和屋）弥七。 10 月には碇や船釘などの原料鉄として「大割荒鉄 300 貫目」・「平割荒鉄 200 貫目」を、11 月には「大割荒鉄三拾八貫四百目」、12 月には「平割荒鉄貳拾三束」を大葉山（大板山）鑪場の高原竹五郎から買い上げ。恵美須ヶ鼻造船所において建造された 1 隻目の洋式軍艦「丙辰丸」の材料として、大葉山の鉄が使用される。 12 月 13 日 萩（長州）藩最初の洋式軍艦「丙辰丸」が進水	丙辰丸製造沙汰 控
文久 3 年 (1863)	準藩営となり、産鉄は萩（長州）藩の一括買い上げとなる。	当島宰判本控
元治元年 (1864)	竹五郎、元治元年（1864）12 月までを期限とする藩との鑪山借用契約に対し、期限延長を願い出る。	
慶応 3 年 (1867)	6 月 竹五郎、大板山寄留中に亡くなる。この頃まで鑪存続。	高原家家伝
昭和 56 年 (1981)	採鉱冶金関係生産遺跡分布調査（山口県教育委員会）	
昭和 59 年 (1984)	県営山のロダム竣工	
昭和 63 年 (1988)	11 月 25 日 山口県史跡に指定	
平成 2~6 年 (1990~1994)	第 1~6 次発掘調査（旧福栄村教育委員会）	
平成 5~8 年 (1993~1996)	保存整備、環境整備工事（旧福栄村教育委員会）	
平成 24 年 (2012)	9 月 19 日 国指定史跡に指定	

（3）萩（長州）藩領の製鉄業と大板山鑪場

① 萩（長州）藩領における製鉄業の推移

良質の砂鉄を産出し、製鉄業の歴史も古い中国山地では、江戸時代になると大形の送風装置（天秤鞆）が発明され、永代鑪、高殿鑪又は企業鑪と呼ばれる本格的な製鉄業が確立して全国屈指の鉄生産地となった。一方、この中国山地の西端を占める長門・周防地域（近世萩（長州）藩領、現山口県域）は、良質の砂鉄の産出がなく、確認されている製鉄遺跡の数も少ない。そのため、この地域の鉄生産は低調だったと考えられている。しかし、近年の製鉄遺跡の考古学的調査や製鉄史の文献研究の進展によって、この地域においても、石見銀山の用材が伐り出されたこともある長門国の豊かな森林資源を利用して、近世製鉄業の活発な展開があったことが明らかとなっている。

なお、現在確認されている近世の製鉄遺跡は、23カ所を数える。

【17世紀末の製鉄—長門固有の製鉄】

萩（長州）藩領における製鉄業の動向は、史料的には17世紀末から明らかとなる。元禄6年（1693）の記録によると、当時、生雲村の渡川山（次頁表中の11、以下同じ）、嘉万村の大瀧山（15）、同河原上山（16）、渋木村（山名不明、17か18）の4カ所の鑪山が稼働しており、木津村の黒川山（19）と金ヶ口山（20）、安田村の大池山（不明）の3カ所の炭山にもかつて鑪山が営まれていたという。また、徳山藩領阿武郡奈古村「黒ぬた山」(4)でも鑪操業が行われていた。

この時期の製鉄業の技術段階であるが、天秤鞆を伴う永代鑪の成立は、出雲・安芸においては貞享・元禄期の頃、石見においては享保期頃とされている。したがって17世紀末の元禄期の段階で萩（長州）藩領への永代鑪の普及は考えにくく、当時の製鉄技術は、吹差鞆など小形の送風装置を伴う中世末以来の技術段階であったと考えられる。

次に鉄師（鉄山・鑪場の経営者）であるが、渡川山の野村助三郎、大瀧山・河原上山・渋木村の中村久左衛門、黒ぬた山の水津小兵衛・中谷左兵衛（鑪山請人は水津半介・惣右衛門）などがある。このうち、水津小兵衛は奈古浦、中谷左兵衛は瀬戸崎（長門市）の人であり、出自がわからない野村助三郎と中村久左衛門も長門国内あるいは萩（長州）藩領の人物である可能性が高い。また、安芸国山県郡戸河内村（広島県安芸太田町戸河内）にあった鉄師佐々木家の鑪には、宝永5年（1708）頃に長州阿武郡紫福村出身の和右衛門という人物が村下として働いていた記録がある。このように、長門人による鑪経営と長門出身の村下の存在から考えると、この時期の製鉄技術は、長門固有のものであった可能性が高い。

また、大瀧山・河原上山・渋木村で3カ所の鑪を経営した中村久左衛門は、年間6貫450匁の運上銀を支払っており、かなり規模の大きい鉄師であった。原料砂鉄は、遺跡の立地から見て地元で調達した可能性が高いが、黒ぬた山では石見国三隅湊の三浦氏から砂鉄を購入している。山陰廻船利用の広域の砂鉄の搬送が既にこの時期に始まっていたことは注目される。

表 2-5 山口県域の近世たたら製鉄遺跡

番号	遺跡名 (鑪場)	所在地 (標高 m) [立地]	経営		種別	遺構 (備考)
			時期	経営者(石見)		
1	下白須 (白須山)	阿武. 惣郷. 下タタラ (100) [白須川谷間]	享保以前 享保 4~11	不明 藤井千之助 (益田)	鍛 ?	不明 (地名から推定)
2	白須 (白須山) *国史跡	阿武. 惣郷. タタラ床 (100) [白須川谷間]	明和 2~6 文化 14~文政 4 文政 4~11? 安政 3~慶応 1	竹屋 (三隅湊) 準藩営: 伊瀬屋・尾崎 藩営: 市原左衛門 準藩営: 水津弥七(日原)	永 永 永 永	山内完存 (高殿・元小屋・砂鉄洗場・鉄池・大鍛冶屋・下小屋・墓地・神祠など)
3	福田	阿武. 福田下. 鑪 (380) [開作川谷間]	延享 4 頃 明治 2 頃	藤井源兵衛 (益田) 不明	小 鍛	不明 (福田・弥富御立山 6 ヶ所に鑪山)
4	熊野山 (黒ぬた)	阿武. 奈古. 黒ぬた (350) [山腹谷間]	元禄 5~8	水津小兵衛 中谷左兵衛	吹	不明 スラグ 散布
5	田別当	阿武. 弥富上. 田別当 (350) [谷間]	延享 4 ~寛政 2 頃	藤井源兵衛 (益田)	永 ?	石垣・石組・スラグ・墓 (弥富御立山?)
6	金山谷 (金山谷)	萩. 須佐. 金山谷 (140) [唐津川谷間]	明治 2~	水津弥七 (日原)	鍛 ?	不明 (尻高山の分鑪)
7	鈴野川 遅谷	萩. 鈴野川. 日向. 上鑪 (170) [鈴野川谷間]	延宝年間 享保頃? 元文 1~4 頃	木村(市原)左衛門 岩佐茂左衛門 (益田) 市原左衛門ほか	永	高殿(地下構造)・石 列・墓
8	鈴野川 荒谷	萩. 鈴野川. 日向. 鑪床 (170) [鈴野川谷間]				高殿(地下構造)・平坦 地・墓
9	尻高山 (尻高山)	萩. 江崎. たたら (25) [海岸沿山腹]	慶応 1~明治初	水津弥七 (日原)	永 鍛	建物跡石組・井戸・鉄 池・炉跡・墓地等
10	嘉年 (嘉年山)	山口. 阿東. 嘉年上 (450) [丘陵谷間]	文化 15~ 文政 4 頃	市原左衛門	永	不明、「鑪ヶ山」とい う地名から判断
11	長門峽 (渡川山)	山口. 阿東. 篠生. 鑪 (300) [夕刈川谷間]	元禄 6 まで	元禄 4 まで野村助三郎 以後萩城下庄屋 4 人	吹	炉跡確認、石組・石垣・ スラグ 堆積・墓地
12	吉部 (長尾山)	萩. 吉部. 小杉 (280) [丘陵谷間]	慶応 2 頃~ 明治 2	当初民営. 慶応 2 年から藩 営、平田某	永	高殿・鉄池・墓地 (大戸ノ浴・金池?)
13	大板山 (大板山 大葉山) *国史跡	萩. 紫福. 大板山 (270) [山ノ口川谷間]	宝暦年間頃 文化 9~文政 5 安政 2~明治初	阿川六郎兵衛 原田勘四郎(青原)・竹屋 (三隅湊)・江尾小右衛門 (鍋石) 準藩営、原屋(渡津)	永	山内全域確認 高殿・鉄池・砂鉄洗場・ 元小屋等 下小屋・神祠・墓地は ダム湖に水没
14	亀瀬(亀瀬製 鉄場)	萩. 川上. 亀ヶ瀬 (20) [阿武川谷間]	元治 1~	藩営?(村田蔵六建議)	永 ?	不明 (洋式高炉?)
15	大瀧山 (大瀧山)	美祿. 秋芳町. 嘉万 (460) [桂木山谷間]	天和 3?~元禄 6	中村久左衛門	吹	スラグ(年間 4 貫 300 匁 の運上銀、2 軒?)
16	河原上山 (河原上山)	美祿. 秋芳町. 別府 (260) [溪谷谷間]	元禄 1?~6	中村久左衛門	吹	スラグ(年間 2 貫 150 匁 の運上銀)
17	渋木市ノ尾 (渋木村?)	長門. 渋木. 市ノ尾 (250?) [花尾山谷間]	?貞享 4~元禄 6	中村久左衛門?	吹	不明、「タタラ林道」、 (渋木村鑪?)
18	大峠 (渋木村?)	長門. 渋木. 大峠 (360?) [山腹谷間]	?貞享 4~元禄 6	中村久左衛門?	吹	石組・溝・スラグ「東鑪西 鑪」(渋木村鑪?)
19	黒川 (黒川山)	長門. 俵山. 黒川. 鑪 (350) [黒川川谷間]	元禄 6 以前	不明	吹	スラグ 堆積
20	金ヶ口 (金ヶ口)	長門. 俵山. 金ヶ口 (230) [川谷間]	元禄 6 以前	不明	吹	スラグ 散布
21	河原(河原御 立山)	長門. 油谷河原. 黒滝 (100) [大坊川谷間]	文政 9~天保 2	藩営、与一右衛門	永	ダム建設で水没
22	蓋ノ井 (栗野山?)	下関. 豊北町. 栗野 (260) [蓋ノ井川谷間]	享保 6 から?	藤井千之助(益田)?	永 ?	「多々良場」、スラグ・ 石組・炭窯・墓地
23	小河内	下関. 豊北町. 栗野 (100) [小河内川上流]	安永 7 頃?	不明(「鐵山祐心上座」安 永 7 の墓碑あり)	永 ?	スラグ・石垣・炭窯・墓地

*種別: 永=永代鑪(高殿製錬、大鍛冶屋等を併設)、吹=吹差鑪、小=製錬鑪、鍛=鍛冶屋鑪

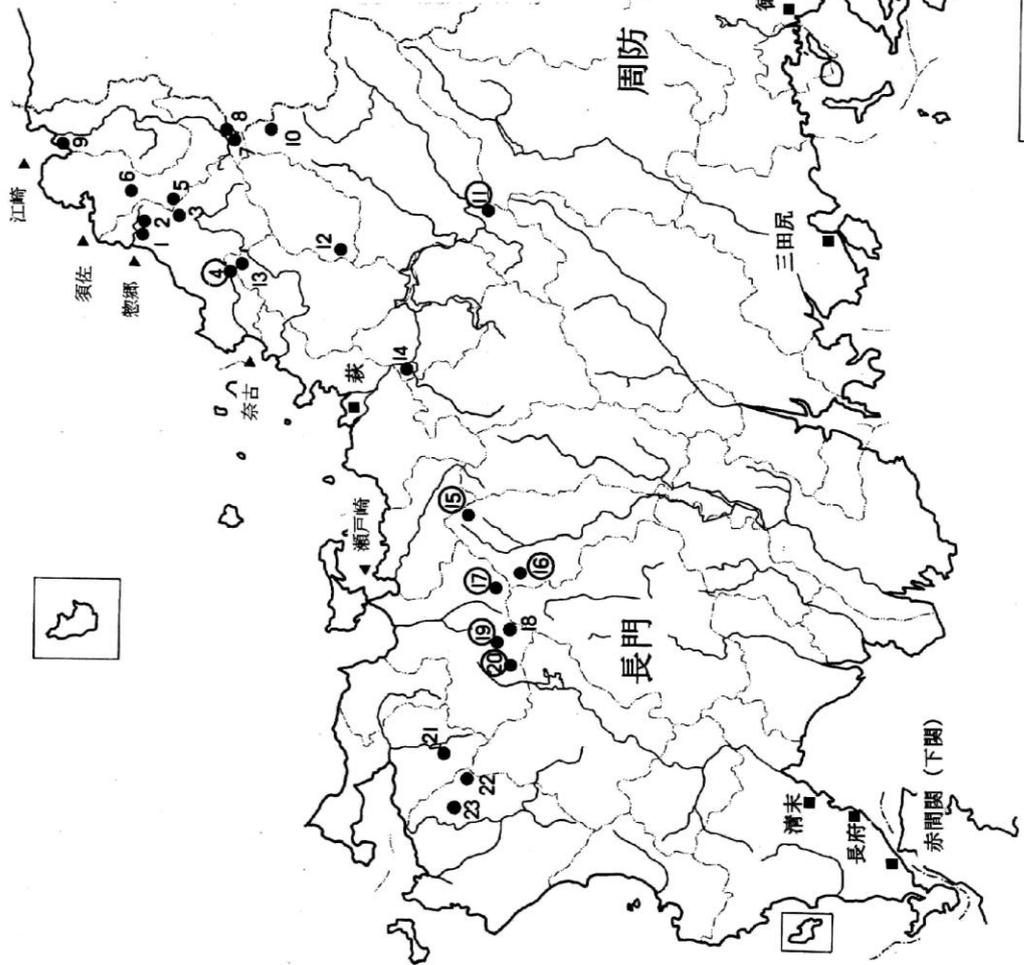
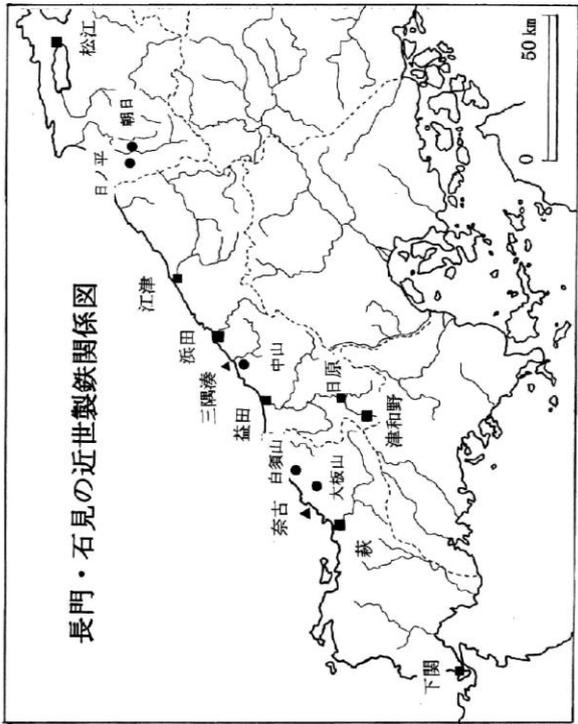


図 2-12 山口県のたたら製鉄遺跡分布図

【18世紀の製鉄—石見系鑪の展開】

元禄6年(1693)に稼働していた4ヵ所の鑪山は、藩の林業政策の転換により同年4月に差留となった。享保期(1716~1735)に入ると、製鉄業に大きな変化が現れる。石見国鉄師の経営になる鑪場、すなわち石見系鑪の展開である。享保4年(1719)からの白須山(1)と享保6年(1721)からの栗野山(22)の鉄師は石見国益田(島根県益田市)の藤井千之助。屋号を藤井面屋と称し、酒造業のかたわら鑪経営を大々的に行った石見西部の代表的な鉄師である^{註32}。石見鉄師による鑪経営はその後も活発に展開された。主な鉄師としては、三隅湊の竹屋、津和野藩領青原村の原田勘四郎、浜田藩領鍋石村の江尾小右衛門、大森天領日原村(島根県津和野町日原)の水津(大和屋)弥七、同じく渡津村(島根県江津市)の高原(原屋)竹五郎等をあげることができる。18~19世紀に萩(長州)藩領に展開した鑪の多くが石見鉄師の操業によるものであった。

一方、長門国人による経営も引き続き行われたが、この時期になると、実質的な鑪作業は石見の鑪職人によって行われている。一例をあげると、大板山(13)の宝暦期の鑪操業は奥阿武宰判生雲村の阿川六郎兵衛らによって行われたが、鑪作業の実際は津和野藩領青原村の鉄師紙屋伊三郎から派遣された伴蔵が取り仕切っていた。長門国人の経営による鑪や後述する藩営鑪においても、この時期、長門固有の製鉄技術が姿を消し、石見の製鉄技術による操業が行われたと考えられる。

このような萩(長州)藩領への石見系鑪の展開はどのような契機でなされたのだろうか。発掘された2ヶ所の製鉄遺跡、白須山たたら製鉄遺跡と大板山たたら製鉄遺跡ではともに高殿を伴う定型化した永代鑪の遺構が検出されている。この永代鑪の普及こそが、この問題を解く鍵と考える。先にも述べたように、石見地域では享保期に永代鑪が成立・普及するとされるが、鉄の大量生産を可能にする永代鑪操業のためには膨大な炭木山が必要となる。良質の砂鉄を産しない萩領内への石見系鑪の展開は、この炭木山を求めたためであろう。これが石見系鑪の萩(長州)藩領への展開の大きな要因ではないだろうか。そして、大量生産を可能としたこの石見の永代鑪技術によって、比較的小規模な旧来の製鉄技術による長門製鉄業は一蹴されたのだろう。

文化・文政期の大板山鑪では、石見国那賀郡井野村周布地で砂鉄を買付け、三隅湊から奈古浦までの海上50kmを船送し搬入していた。燃料炭木山としての豊かな森林を利用するためとはいえ、このような遠距離搬送の運搬コストに耐えて、石見の鉄師が萩(長州)藩領に鑪場を開設し得たのは、陸送に比べて多量の物資を安価で運送できる山陰廻船の存在があったからである。図14にみるように、18世紀以降の鑪の多くが日本海沿岸の山間に位置したのは、これらの鑪が山陰廻船を抜きにしては成立しえなかったことを示している。

【19世紀の製鉄—製鉄事業への萩(長州)藩の関与】

19世紀になると、萩(長州)藩は藩政改革に伴う国産政策の一環として領内製鉄業への統制を進めた。文化14年(1817)の白須山での4期目の鑪操業は、藩の強い関与のもとに行われた^{註34}。文化11年(1814)頃から萩町人尾崎吉兵衛と伊勢屋惣兵衛に命じて実施した領内の砂鉄採取地調査や、同13年(1816)の津和野領猪退谷鑪場への密偵派遣は^{註35}、白須山鑪場開設の準備であった。開設された白須山鑪場は先の尾崎と伊勢屋によって経営されたが、産鉄は藩がすべてを買上げて「白須山御鑪鉄」「白須山御国産鉄」として出荷され、領内の鉄仲買や鍛冶屋等の加工業者に半ば強制的に購入させている。また、大坂など藩外の市場にも長門産鉄として出荷され、藩の正銀獲得に大きな役割を果たした。白須山鑪場は文政4年(18

21)に「御惱」(藩営)となり、同9年(1826)には先大津宰判河原村御立山〈21〉に鑪場を移転している。

幕末になると、攘夷決行・倒幕へと風雲急を上げる情勢のもと、鉄は富国強兵のため欠かすことのできない資源となった。高原竹五郎経営の大板山(大板山)鑪場では藩が製造した洋式軍艦の原料鉄を生産した記録がある。また、水津弥七の白須山でも同様に洋式軍艦の原料鉄製造にあたったものと考えられる。そして、文久3年(1863)頃には白須山鑪は「御国産製鉄所」に指定され、大板山鑪などでは産鉄の自由販売が禁止され、藩がすべての産鉄を買い上げる形態が成立した。文化年間以降にみられる製鉄業への藩の介入の動きは、幕末期になるとさらに強力に押し進められたのである。

② 石見系鑪と大板山鑪場

18世紀前半以降に顕著になる石見系鑪場と石見系製鉄技術の展開は、萩(長州)藩領の近世製鉄業の大きな特色の一つである。大板山鑪場は、その沿革から考えて、こうした石見系鑪の典型的な事例であるといえよう。

石見国固有の製鉄技術は、享保期の天秤鞆を伴う高殿鑪技術の普及・定着を背景に、遅くとも18世紀後半の宝暦・天明期頃までには形成されたと考えられている。そして19世紀に入ると、周辺諸国との技術交流の中から、石見国内でも地域に固有の流派の形成が進むようになる。こうした状況を示す史料として、文化13年(1816)の『仕法聞書』がある。本書は、白須山における藩営鑪の企画に関連して、津和野領猪退谷鑪に派遣された諜報員野村伊之助の報告書である。伊之助は文化13年(1816)に原田勘四郎経営の津和野藩領猪退谷鑪に潜入し、手代の石川為左衛門に接近して秘書「鐵山仕法書」を写し取った。表題中の「石州鑪五ヶ所流鐵山仕法」とは、石見西部の五ヶ所の鉄山(鑪場)、すなわち原田勘四郎経営の津和野藩領猪退谷山・辰谷山と萩(長州)藩領大板山、藤井千之助経営の浜田藩領猿ヶ谷山・高源山で共通の山内規制や勘定方仕法を定めた協定である。また、同書の「近辺鑪鉄山師名前聞書」によれば、当時石見国の鉄師には、ほかに那賀郡久佐村(島根県浜田市金城町)の佐々田十助や同郡波佐村(同)の三浦藤左衛門などがおり、流派としては、「石州鑪五ヶ所」のほか、天領に河毛流、芸州加計隅屋八右衛門の出稼ぎ鑪に備後流があったという。

このように、石見国内では西部に「石州鑪五ヶ所」、中部・東部に「河毛流」・「備後流」という地域固有の流派が形成されていたことがわかる。文化・文政期の大板山鑪場は、「石州鑪五ヶ所鉄山」として操業されたが、幕末期はどうであろうか。幕末期の経営者は、大森天領那賀郡渡津村の高原竹五郎(1799~1867)、屋号は「原屋」である。渡津村は江川河口部の右岸、江津湊の対岸にある村である。高原家の家伝によると、竹五郎は高原為右衛門の第5子で(のち為右衛門と改名)、慶応3年(1867)大板山寄留中に68才で死去し、長門国紫福村妙蓮寺に埋葬されたという(のち高原家墓地に改葬)。原屋の家業は明らかでないが、「江川の維持を行っていた」「川船で商売を行っていた」「小鉄を扱っていた」という。また、本人や子供の姻戚関係をみると江川上流域の邑智郡との関係が深い。大板山鑪場操業にあたって、高原竹五郎がどのような職人集団を使ったのか不明であるが、江川一帯の天領や邑智郡の職人集団であった可能性は考えてもよいであろう。そうであるならば、幕末期の大板山鑪場は石見国東部に展開した流派によって操業された可能性が高い。

さて、この流派であるが、主体は共通の山内規制や勘定方仕法を定めた協定であるが、そこにはやはり地域に共通する技術体系も反映されているに違いない。大板山たたら製鉄遺跡の発掘調査成果にはこうした流派(技術体系を含む)の実態が反映されている可能性が高い。

③ 萩（長州）藩の造船事業と大板山鑪場

萩（長州）藩領の近世製鉄業のもう一つの特色に、19世紀から明らかになる藩の領内製鉄業への統制がある。特に幕末期には領内の鑪場をその統制下に置いて国産政策を進めるとともに、洋式軍艦建造をはじめとする軍備の用材として領内鑪場の産鉄を利用した。

萩（長州）藩はペリーの浦賀来航を機に解禁された大艦建造を計画し、大型船製造法と運転技術の習得のために江戸や伊豆に派遣された藩の御船大工棟梁の尾崎小右衛門を中心に、安政3年（1856）にスクナー（スクーネル）船（西洋式帆船）の建造に着手した。同年12月に萩（長州）藩の最初の洋式軍艦「丙辰丸」（全長24.5m、排水量47t）を完成させ、さらに万延元年（1860）には2隻目の洋式軍艦「庚申丸」（全長43.6m）を進水させた。

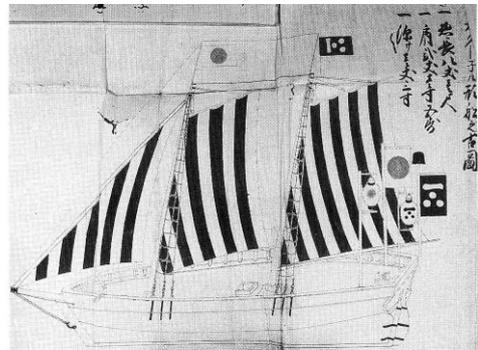


図 2-13 丙辰丸（『丙辰丸製造沙汰控』）

造船所は萩城下近くの小畑浦の恵美須ヶ鼻に置いた。『丙辰丸製造沙汰控』（山口県文書館蔵）中の絵図によると、石積波止で隔てられた造船所には「スクー子ル打建木屋」（桁行14間、造船場）・「蒸気製作木ヤ」（桁行10間、梁行4間）・「綱製作木屋」（桁行14間、梁行3間半）・「木引木ヤ」（2間半）・「カジ場」（2間）・「絵図木屋」（桁行14間、梁行2間半）などの諸施設のほか、「会所」（3間）・「大工居屋」（桁行12間、梁行2間）・「高崎伝蔵居処」（2間）・「物ヲキ」などが点在していた。現在跡地は民有地となっているが、石積の波止は残っている。平成21・22年（2009・2010）度、24年（2012）度に発掘調査が実施され、遺跡の全体像の解明が進められた。

恵美須ヶ鼻造船所で最初に建造した「丙辰丸」には、諸種の船具・釘・碇などの製造の用材として、「大葉山（大板山）鑪」の鉄が用いられた。『丙辰丸製造沙汰控』によると、藩は、安政3年（1856）10月に碇や船釘などの原料鉄として「大割荒鉄300貫目」・「平割荒鉄200貫目」、11月には「大割荒鉄三拾八貫四百目」、12月には「平割荒鉄貳拾三束」を大葉山（大板山）鑪場の高原竹五郎から買い上げている。「丙辰丸」の製造が始まった安政3年（1856）は、大葉山（大板山）鑪が稼働し始めて2年目であった。また、大森天領日原の水津（大和屋）弥七が経営する白須山鑪は、この年7月25日の初籠（始業）であったため、「御船製造方」が用材を求め得たのは、当然ながら大葉山（大板山）鑪場であったと考えられる。

2隻目の軍艦「庚申丸」については、当然ながら、当時稼働中の「大葉山鑪」「白須山鑪」から用材が確保されたとみられるが、そのことを記録した史料は今のところ判明しない。『大艦製造一件沙汰控』（山口県文書館蔵）には具体的な記述はない。

このように、大板山鑪場は製鉄業への関与を強める萩（長州）藩の重要な鑪場として機能したのである。

【参考文献】

山口県萩市まちづくり部文化財保護課 『山口県指定史跡大板山たたら製鉄遺跡発掘調査報告書（萩市埋蔵文化財調査報告書第8集）』 2012年

(4) 発掘調査

① 発掘調査に至る経緯

昭和41年(1966)に刊行された『福栄村史』によれば、大板山における鑪場の存在は地元に残る伝承により古くから知られ、大板山山中では多量のスラグ(鋳滓)が発見されていた。しかし、鑪場の操業の実態は不明であり、遺跡は人知れず大板山山中に眠ったままであった。

昭和54年(1979)度の県営山のロダム建設に伴い、遺跡内の鑪基地の改葬を契機として遺跡の存在が注目されることとなった。昭和56年(1981)度に山口県教育委員会が実施した採鉱冶金関係生産遺跡分布調査においては、詳細な現状調査が行われ、遺跡が県内最大規模であり、また遺構の残存状況も良好で、歴史的にも重要なたたら製鉄遺跡であることが判明した。

遺跡は、昭和63年(1988)11月25日付けで山口県指定史跡に指定された。その後、史跡地全体の保存・活用を図るため、保存整備計画を策定することとし、県費補助事業としての「大板山たたら製鉄遺跡保存管理計画策定事業」がスタートした。そして、これに併行して、史跡の具体的な保存整備の方法を検討するため、幕末期の遺構を中心とする発掘調査を実施することとなった。

遺構は山の口川の両岸約2万㎡にわたって点在しており、その規模は県内最大である。下流側に墓地、下小屋(職人長屋)跡の配石、金屋子神を祭った祠の基壇などがあり、上流側に、元小屋(事務所)・砂鉄洗場・鉄池・高殿などの主要施設が確認されている。また、鉄釘や和鋏といった鉄製品も多数見つかった。

発掘調査は、福栄村教育委員会が調査主体となり、山口県教育委員会(山口県埋蔵文化財センター)の技術援助のもと、史跡整備の修景の対象となる幕末期の遺構に限定して行われた。年次ごとの調査内容を表2-6にまとめた。

表2-6 発掘調査年譜

年次	期 間	調査内容(目的)
1次	平成3年(1991年) 1月23日～3月30日	高殿の発掘調査 (平面構造・床面の施設配置・上屋構造の解明)
2次	平成3年(1991年) 9月24日～12月9日	高殿の発掘調査(高殿地下構造の解明) 鉄池・砂鉄洗場・給水関連施設の発掘調査(構造解明)
3次	平成4年(1992年) 10月1日～12月24日	元小屋の発掘調査(元小屋建物・庭園等の構造解明)
4次	平成5年(1993年) 3月9日～3月16日	高殿の発掘調査(高殿地下構造の追加調査)
5次	平成5年(1993年) 11月17日～12月7日	林道廃線に伴う追加調査(道路部分の高殿及び水路)
6次	平成6年(1994年) 12月5日～12月21日	林道廃線に伴う追加調査(道路部分の元小屋敷地)

【参考文献】

渡辺一雄編『山口県指定史跡大板山たたら製鉄遺跡発掘調査報告書(萩市埋蔵文化財調査報告書第8集)』
山口県萩市歴史まちづくり部文化財保護課 2012年



図 2-14 発掘調査位置図

② 発掘調査の成果

平成2年(1990)度から平成6年(1994)度まで6次に渡る発掘調査を実施した。調査の結果、下記の遺構の状態が解明された。(写真2-13～2-26、表2-7、図2-15)

高殿跡

高殿は製鉄炉のある建物であり、たたら製鉄の中心的施設である。発掘調査の結果、遺構の遺存状態は良好であった。遺構の側柱礎石の位置から、南北17.7m(約10間弱)、東西14.2m(約8間弱)の規模を持つ、角(長)打ちの高殿であると推定された。検出した遺構は最終面であり、幕末期の遺構と見られる。一部に重複する形で先行する遺構があり、これは文化・文政期の遺構と見られている。建物内部では製鉄炉の基礎にあたる本床の遺構を検出した。長方形をなし上端の縁の部分に炉(下釜)の痕跡とみられる粘土塊が付着し、内部には木炭が充填されていた。本床の両側では製鉄炉に風を送る送風装置である天秤鞆が据えられた鞆座遺構として、長方形に配された4つの平石を確認した。本床と鞆座遺構の間で、製鉄炉の高熱から鞆と番子(作業員)を守るための粘土壁の跡も検出した。そのほか、小鉄町(砂鉄置場)、砂鉄焙焼炉、炭町(燃料木炭置場)、土町(釜土置場)等の遺構や、生産された鉄塊を引き出すための石敷等も良好に検出している。地下構造は遺構保護のため一部を確認するにとどめたが、小舟と呼ばれる空間等を検出した。



写真2-13 高殿遺構



写真2-14 高殿地下構造の調査



写真2-15 西小舟

鉄池跡

鉄池は製鉄炉でできた鉄塊を、水で冷却する施設である。大板山たたら遺跡の鉄池跡は、高殿跡から東南に約4.5m離れた位置で検出された。長軸をほぼ北東―南西方向にとる楕円形の平面プランで、長軸約5.5m、短軸約4.5m、面積約20㎡である。深さは1.0～1.2m。床面全体には粘土が張られ、高温のため、赤褐色に焼け締まっている。高殿跡東南隅と鉄池の間には広く石敷が設けられ、敷石の表面や周囲は鉄塊の高熱や重量によって固く焼け締まった作業面を形成していた。石組の上部は崩れており、特に鉄塊を落とし込んだと推定される北西側は大きく崩れていた。



写真2-16 鉄池（北から）

砂鉄洗場

砂鉄洗場は、買い入れた砂鉄を精洗し選鉱する施設である。地山を掘りくぼめて床面（作業面）を設け、周囲を石垣で囲んでいる。石垣の高さは約1m。平面はほぼ隅丸の正方形である。床面中央やや西寄りに洗船（砂鉄精洗用洗桶）を設け、東側のやや広い空間は砂鉄置場となっている。



写真2-17 砂鉄洗場（西から）

給水関連施設

砂鉄洗場の西に隣接した長さ6m、幅約4.5mの凹地である。凹地の北側に、鉄池に続く水路が取り付くことから、高殿の北側で山の口川から取水した水を、高殿西側を回る溝状遺構に流し込み、この凹地に貯め、ここから鉄池や砂鉄洗場に供給するための給水施設であったと考えられる。



写真2-18 給水関連施設・凹地（西から）

元小屋跡

元小屋はたたら製鉄の事務所的機能を持つ施設である。敷地は高殿の南側の山寄りにあり、西側の山腹を背景に、高さ1.0～1.5mの野面積石垣をコの字型にめぐらせて、1段高く、たたら場全体を見渡せるような敷地としている。発掘調査の結果、幕末期の元小屋の礎石と、これに先行する文化・文政期と推定される元小屋の礎石が重複して検出された。なお、同一平面上に米蔵跡、鍛冶場跡、庭園跡が所在する。



写真2-19 元小屋敷地と元小屋建物、小庭園（右下）、米蔵（左下）



写真2-20 元小屋敷地（南東から）



写真2-21 元小屋敷地東辺石垣

米蔵跡

元小屋敷地の北西の張出部にあり、元小屋から約4.5m北側に離れる。強固な基礎遺構を持ち、倉庫状であることから、扶持米などを納めた米蔵と判断した。建物基礎遺構は南北約3.6m、東西約5.4mの大ききで面積は約6坪である。



写真2-22 米蔵（北西から）

庭園跡

元小屋跡や米蔵と山の間の狭い空間に所在する。露出した山の岩肌を築山に見立て、山水を利用した泉水（池）と複数の景石を配した小規模な庭園である。



写真 2-23 庭園（南から）



写真 2-24 庭園 池

鍛冶場跡

元小屋の南側にあり、南北 3.8m、東西 3.0m の長方形の建物跡。規模から押して、たたら道具の営繕を行っていた小鍛冶の建物と判断した。



写真 2-25 鍛冶屋建物（西から）

遺物

発掘調査で採取した遺物には、磁器・陶器・土器・瓦・銅銭・鉄製品・石製品・スラグ・木炭などがある。磁器・陶器・土器類は鑪山内全域から採集されているが、高殿内においては主として村下座など職人休憩施設から集中して発見された。また、鑪道具などの鉄製品も、主として高殿の職人休憩施設で出土しており、ここに鑪道具や食器類の収納場所があった可能性が高い。採取された遺物の量は、多量の瓦・スラグ・木炭を除いて、数百点にのぼる。

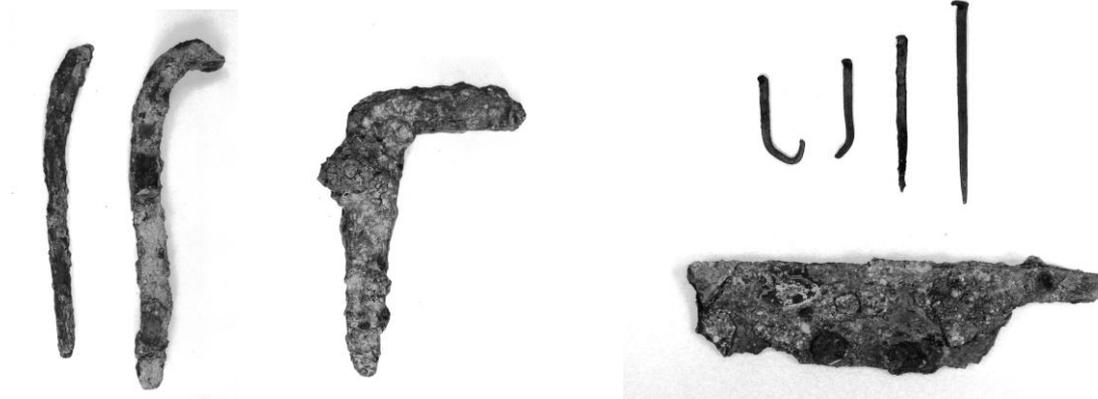


写真 2-26 出土遺物（鉄製品）

表2-7 検出遺構の内容・特徴

遺 構		内 容		特徴・検討課題
高 殿	建物 上屋	規模 形態 構造	14m×18m (8間×10間) 平面長方形 (長打) 屋根の一部瓦葺、押立柱と外側柱共に礎石建ち 押立柱 (8m+6m) ×6m、台形	・石見地方の近代の大形角 (長)打高殿の先駆的なもの ・隅丸 (化政) →角打へ?
	内部 施設	本床 鞆座 小鉄町 砂鉄焙焼炉 職人休憩施設 その他	3.8m×1.5m、胴張長方形 3.0m×0.9m、天秤鞆 7.4m×3.6m、壇状 2.2m×0.8m、高 50 cm石組 2.0m×8.0m、床張、2ヶ所 6.0m×4.5m、石張(粘土被覆?)、土町か?	・石見地方の近代の大形角 (長)打高殿に標準的な施設 配置 (島根県江津市佃谷釜) ・石敷の機能の分析と類例の 発見が課題
	地下 構造	掘方 本床 小舟 その他	14.5m×9m 不整楕円形、深さ不明、素掘、跡坪あり 3.8m×1.5m、深 0.8m 以上 6.0m×1.5m、内部高 0.8m、小口に逆V字状石組 小舟下に空洞、下小舟か?	・19世紀初頭、主として出雲 西部から石見にかけて本床 構造に上下・脇小舟をもつ 複雑な地下構造が出現 →地域的特性か?
鉄 池	規模 構造 その他	5.5m×4.5m (20 m ²)、深さ 1.2m 平面楕円形、石積、床粘土張 取水溝・取水口・排水溝確認	・数少ない調査事例	
砂鉄 洗場	規模 構造 洗船 その他	10m× (9.7m+6.4m) 高さ 1m の石垣、ほぼ正方形 長さ 5m、最大幅 1.8m、深さ 0.2m 和船形の平面形、他に 1ヶ所あり 洗船上に覆屋	・完掘された初めての事例 ・伯耆、出雲東部と出雲西部 と石見で形態異なる	
元 小屋	敷地 建物 敷地内施設	面積 450~500 m ² (140~150 坪) 高さ 1~1.5m の石垣、壇状 16m×7m、長方形の建物、玄関張出 2 坪 面積は 112 m ² (約 34 坪)、草葺か? 米蔵 : 3.6m×5.4m、瓦葺か? 鍛冶屋 : 3.8m×3m、営繕鍛冶か? 庭園 : 2m×4m の池と景石	・他に類例のない発掘調査	
大鍛冶屋		遺構検出されず		
その他		高殿と元小屋で 2 時期の遺構の重なり		・文化・文政期と幕末期

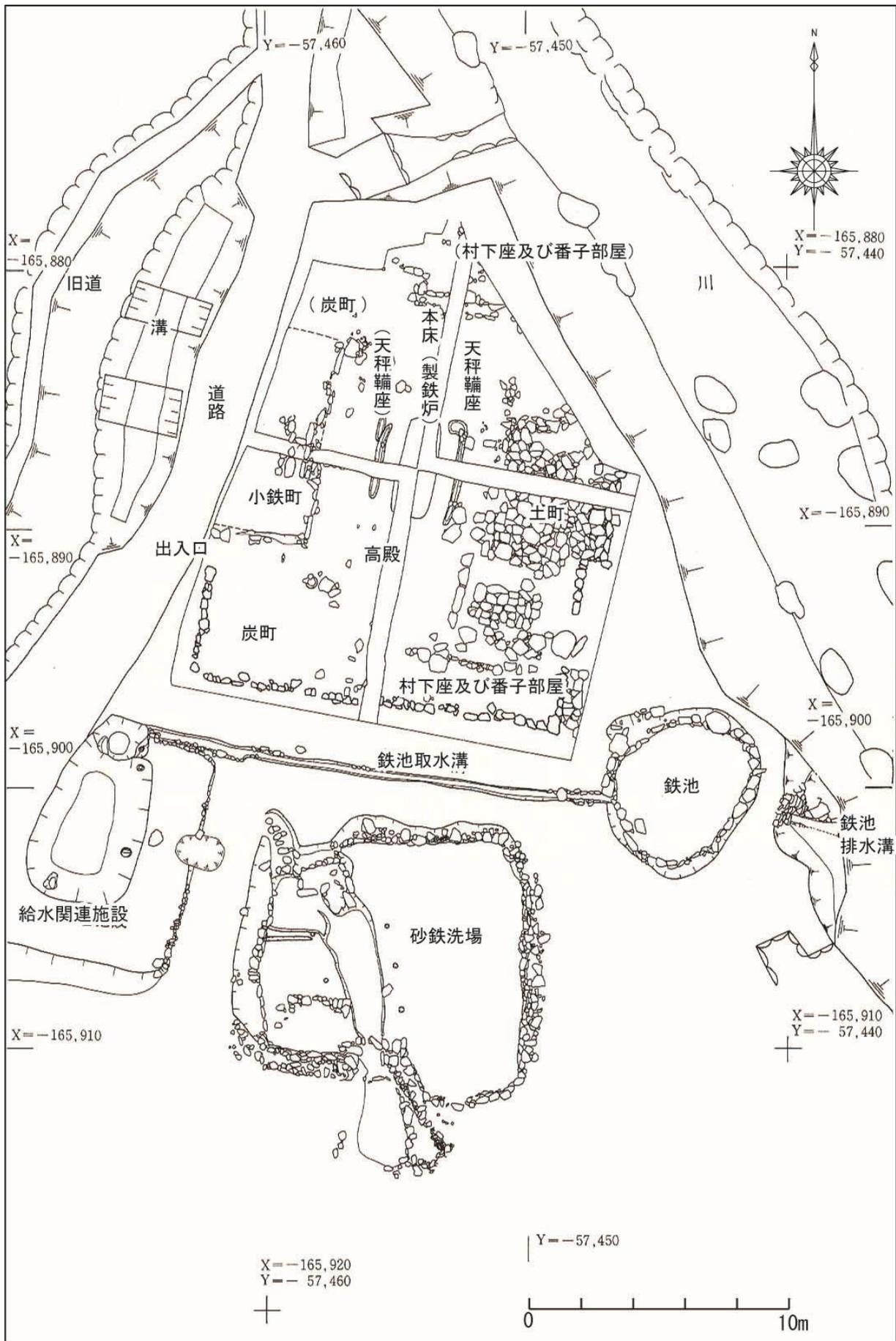


図 2-15 高殿跡周辺の主要遺構図

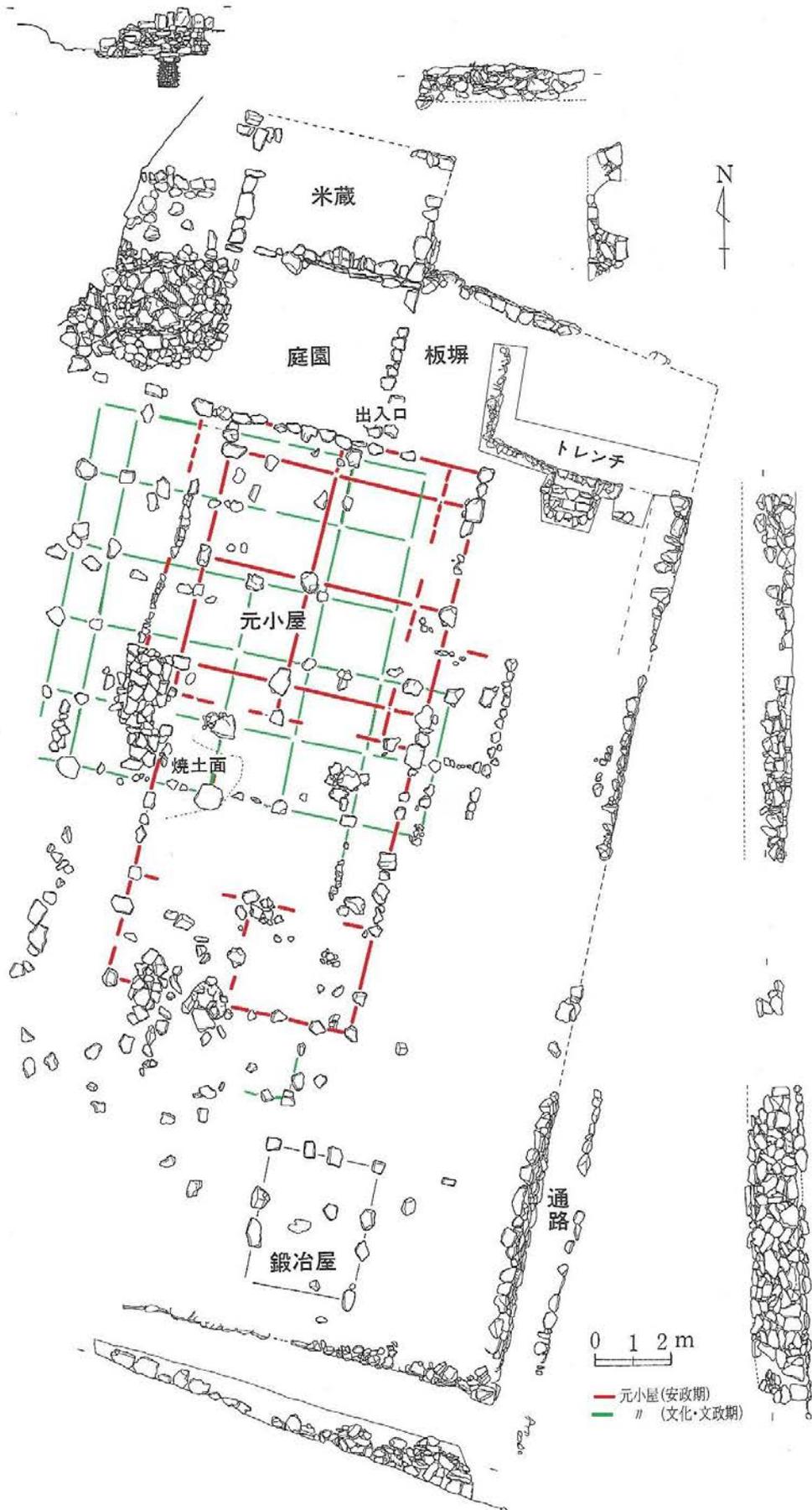


図2-16 元小屋敷地・建物、庭園、米蔵 遺構図

5. 社会的調査

(1) 史跡に係る法令

大板山たたら製鉄遺跡に係る法令と規制内容を、表 2-8、図 2-17～2-18 に示した。

表 2-8 史跡に係る法令一覧表

法律・条例		位置づけ	規制内容	所管
1	文化財保護法	国指定史跡 大板山たたら製鉄遺跡	・ 現状変更行為を行う場合は、文化庁長官の許可が必要	萩市歴史まちづくり部文化財保護課
2	都市計画法	都市計画区域外	・ 10,000 m ² 以上の場合は開発行為にあたる場合があり、開発許可が必要となる。	萩市歴史まちづくり部都市計画課
3	萩市屋外広告物等に関する条例	第1種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般広告物（自家用広告物以外）は表示不可。自家用広告物は、許可基準に適合し、市長の許可を受けて表示可能 ・ 歴史的風致と調和するものとし、奇抜なものは表示しない。 ・ 材質は、原則として木材、石材等の自然素材又は銅板などの伝統材料 ・ 屋上広告物は設置不可 ・ 形態はいずれも四角形 個別基準を満たす建植え広告物、壁面広告物、突出広告物のうち2種類以下は、設置可能	萩市歴史まちづくり部都市計画課
4	森林法	保安林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立木の伐採、土地の形質の変更は山口県知事の許可が必要 ・ 伐採跡地へは指定施業要件に従って植栽をしなければならない。 	山口県萩農林事務所

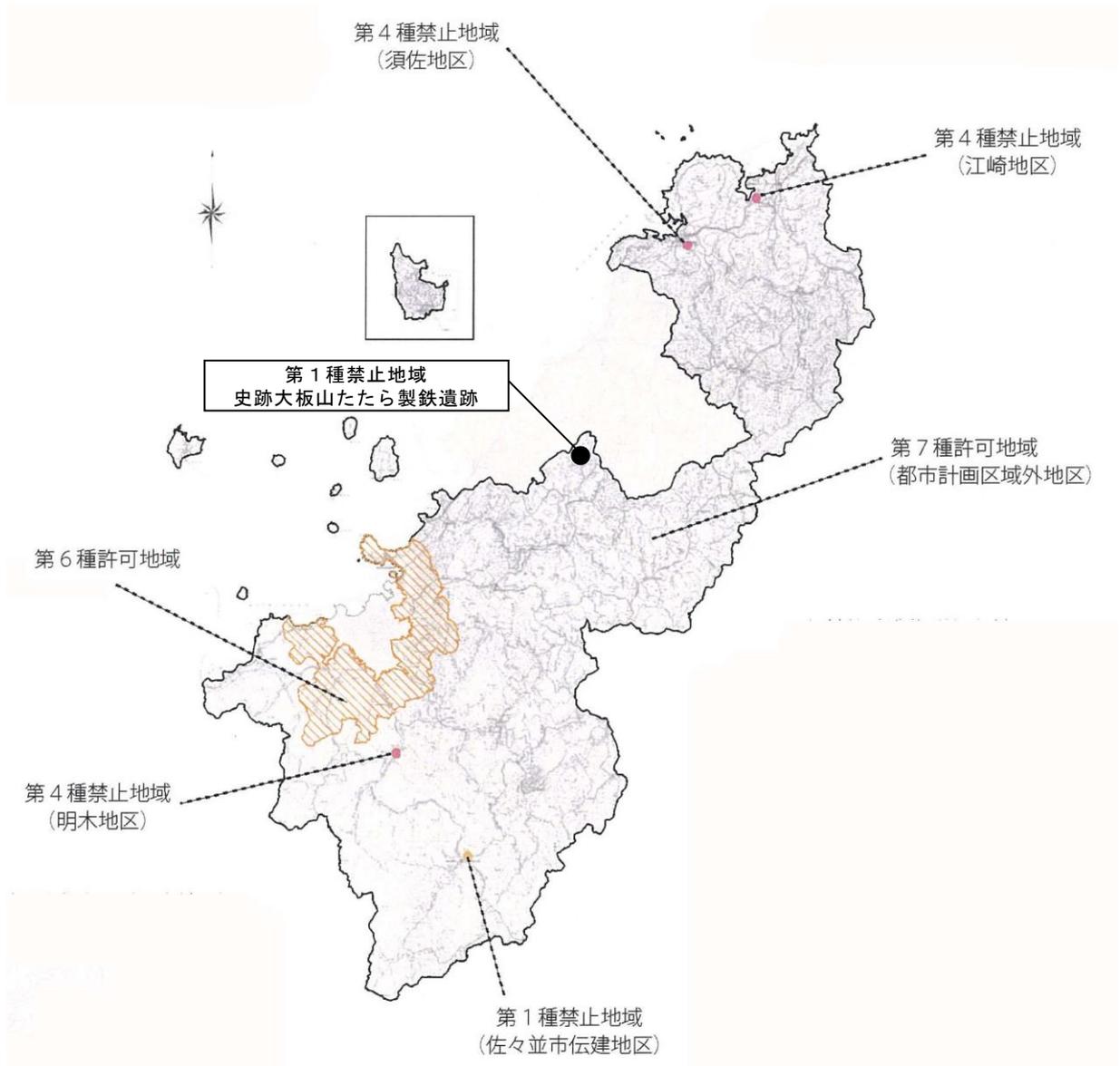


図 2-17 萩市屋外広告物等に関する条例規制図
(史跡－第1種禁止地域)

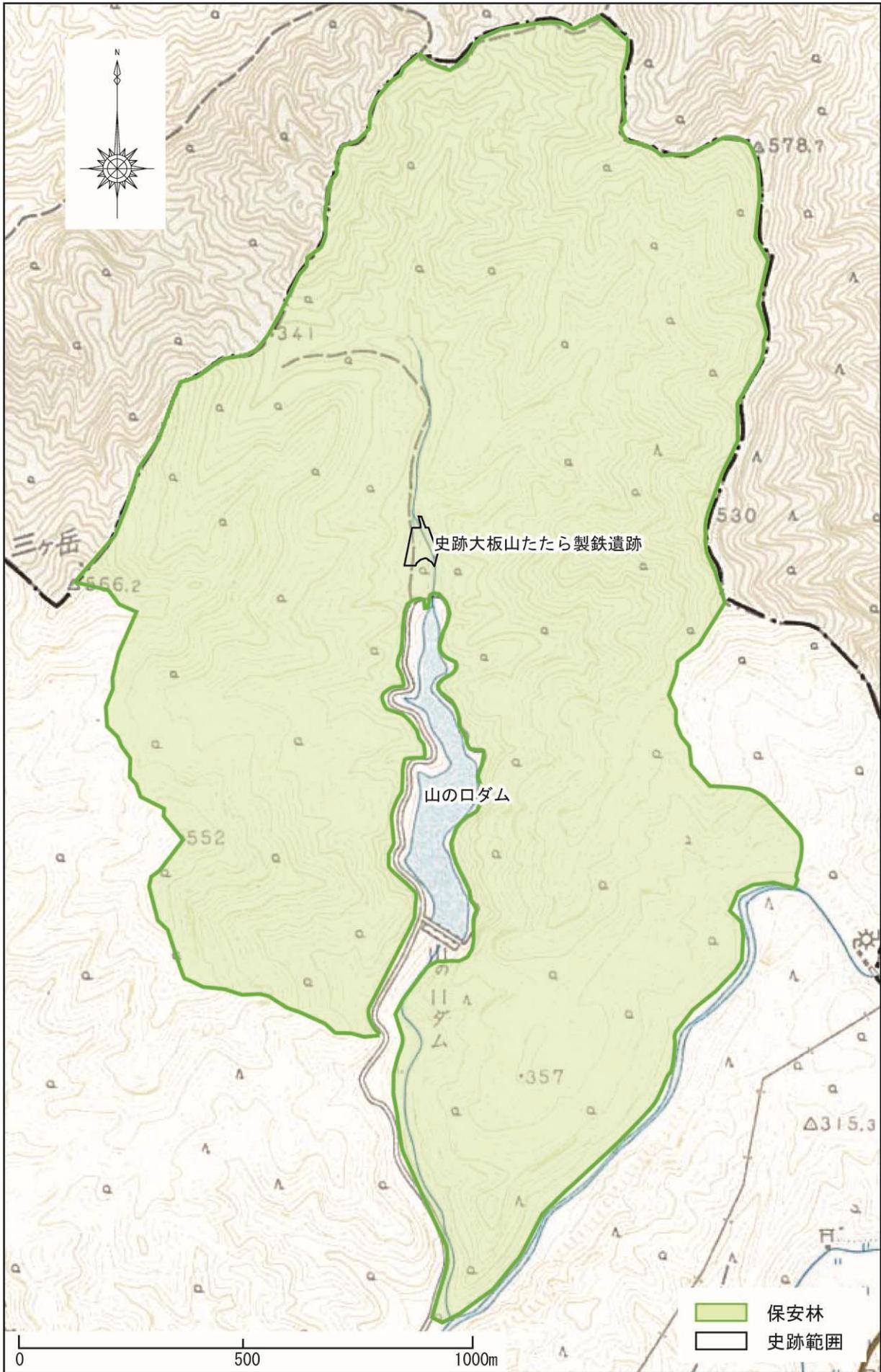


図 2-18 保安林範囲図
 48

(2) 利用状況

① 土地利用

史跡を含む一帯は山林として利用され、保安林に指定されている。史跡の東側には山ノ口川が流れ、川を挟んで林道が通っている。史跡の南側には、昭和 59 年（1984）に完成した県営山の口ダムが位置しており、ダム湖底には大板山の鑪場の南半分が水没している。

② 周辺動線

史跡は、萩市中心部より車で約 40 分の距離にあり、県道 11 号萩篠生線から県道 10 号山口福栄須佐線を経由してアクセスする。山ノ口周辺の史跡に至る道路は狭隘なため、大型車は通行が不可能である。駐車場は、史跡指定地外に 5 台程度設置されている。

往時、大板山から奈古港へは「鉄の道」を利用して原料等を輸送していたが、現在は植栽の繁茂等により通行することはできない。

県道 11 号萩篠生線から県道 10 号山口福栄須佐線への分岐点には、道の駅「ハピネスふくえ」が位置しており、身障者トイレや休憩所、レストランが整備されているが、史跡に関する情報提供や説明板の整備は行われていない。また、史跡は紫福地区の山奥に立地しているが、アクセス道における案内標識の設置状況は十分ではない。

③ 管理状況

史跡の維持管理は、地元地域の方が月 1 回、休憩所の清掃を行っている。草刈は年 2 回実施している。そのほかに、萩市文化財保護管理指導員による月 1 回の史跡の巡視が行われており、国史跡指定後は、山口県文化財保護管理指導員による月 1 回の巡視が行われている。



図 2-19 史跡周辺図

6. 保存整備の経過

(1) 保存整備の経過

大板山たたら製鉄遺跡は、昭和 63 年（1988）11 月 25 日に、山口県指定史跡に指定された。直後の昭和 63 年（1988）12 月、保健保安林整備事業（自然探索路等）として、史跡指定地内に史跡活用のための便益施設（説明板・遊歩道・ベンチ等）が設置された。しかし、史跡地全体の保存・活用計画が未策定のため、文化財サイドの今後の整備事業との整合性が問題となった。そこで、早急に史跡の保存整備計画を策定することとし、山口県教育委員会文化課と協議の上、県費補助事業として「大板山たたら製鉄遺跡保存管理計画策定事業」がスタートした。

整備は、平成 5 年（1993）度に着手した。当初は平成 7 年（1995）度までの 3 ヶ年計画であった。しかし、土系の材料として使用していた三和土が凍害で破損したことにより、材料の変更が必要となり、平成 8 年（1996）度に補修工事を実施した。このため整備実施期間は 4 ヶ年となった。事業主体は福栄村（現萩市）である。各年度における実施内容を表 2-9 に示した。

表2-9 保存整備の経過

年 度	内 容	備 考
昭和 63 年（1988） 11 月 25 日		山口県史跡に指定
昭和 63 年（1988）度	説明板・遊歩道・ベンチ等設置	保健保安林整備事業 （自然探索路等）
平成 2 年（1990）度	大板山たたら製鉄遺跡整備委員会を開催 （平成 2、3 年度に 5 回開催）	保存整備基本方針を 決定 第 1 次発掘調査実施
平成 3 年（1991）度		第 2 次発掘調査実施
平成 4 年（1992）度		第 3 次・4 次発掘調査 実施
平成 5 年（1993）度	<史跡中心部の保存整備工事> ● 高殿跡遺構保護・・・① ● 鉄池保存修理・・・② ● 河川護岸工・・・③	第 5 次発掘調査実施
平成 6 年（1994）度	<保存整備工事> ● 元小屋跡遺構保護・石垣修理・・・④ ● 砂鉄洗場跡整備・石垣修理・・・⑤ ● 給水関連施設跡整備・石垣新設・・・⑥ ● 米蔵跡整備・・・⑦ ● 鍛冶屋跡整備・・・⑧ <環境整備工事> ● 園路整備 ● 排水路設置 ● トイレ・休憩所新設・・・⑨ ● 鉄の道整備	第 6 次発掘調査実施

年 度	内 容	備 考
平成 7 年（1995）度	<p><保存整備工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高殿跡・元小屋跡・鍛冶屋跡・米蔵跡遺構平面表示 ● 製鉄炉他レプリカ設置・・・① ● 金屋子神祠整備・・・⑪ ● たたら墓地改葬・・・⑫ <p><環境整備工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場整備・・・⑩ 	
平成 8 年（1996）度	<ul style="list-style-type: none"> ● 凍害補修工事・・・⑬ 	

（２）保存整備の概要

① 高殿跡

幕末期の平面状態を表現した。遺構保護のため、出土遺構の上に砂を敷き、その上に三和土で覆土をした。周囲の側柱礎石や土町の石敷はそのまま露出展示し、礎石が欠損している箇所では、同質の石材を補充した。また、類例を元にして高殿内部の施設や配置を推定し、その位置と遺構名称を、タイルに転写し、遺構覆土上に表示した。

さらに、覆土上に製鉄炉の基礎である「本床」と、その両側に「遮熱壁」を三和土によって復元した。その外側に鞆の基礎となる「鞆座」を、遺構と同規模の自然石を使って復元した。「鞆座」上面には、「天秤鞆」の基部を木材によって復元した。これらの規模は出土遺構に従い、形態は類例を参考とした。

なお、三和土によって復元整備した箇所は、平成 7 年（1995）度に崩壊したため、平成 8 年（1996）度補修工事で土壌モルタルに置き換えて施工した。

② 鉄池跡

遺構石組を一部補修し、欠損箇所を新たな石垣で復元した。復元部分については練積とし、明らかに現存の石垣との区別ができるようにした。また床面については三和土を施し、排水のため直径 20cm のヒューム管を山の口川まで設置した。



写真 2-27 石垣の補修状況

③ 河川護岸工

高殿跡遺構の北東角付近は、山の口川の流路が西よりに変更となったため、遺構の一部が削り取られていた。これ以上の損壊を防ぐため、この付近で東西両岸の護岸改修工事を実施し、流路を確定した。西（遺跡）側護岸は下段をブロック積み、上段を雑石積み、東側護岸は雑石積とした。

④ 元小屋跡

上面に幕末期の遺構を平面表示し、周囲の石垣を補充修理した。また、林道を史跡指定地外に移設した。上面に所在した樹木の根 31 株を取り除き、山口県教育委員会文化課の指

導により、敷石の位置と基準となる高さを決定した。その後、敷地を整地し基準となる高さに揃え、石の表面が見える程度に三和土で固定した。建物の外形は、敷石と敷石の間を擬木丸太で繋ぎ、線形を整えた。この三和土施工範囲は、平成 8 年（1996）度に補修工事を行い、砂利敷に変更した。

周囲の石垣補修に当たり、石垣に生えた樹木の根は取り除いた。残存する石垣のうち、変形した部分は一旦取り除き、元通りの位置に築石した。石垣が欠失している箇所は、同程度の石を使用して新たに積み直し、本来の石垣と新しい石垣が区別できるように施工した。石垣は練積とし、石垣の表面から見えない様に胴込めコンクリートを充填した。元小屋の文化・文政期の石段は埋設してそのまま残し、北側石垣の欠損箇所に新しく石段を施工した。

⑤ 砂鉄洗場

石垣の根石部分はそのままとし、その上側の狂った石垣は一旦取り除き、元通りの位置に復元した。石垣が欠失している箇所は、同程度の石を使用して新たに積み直し、本来の石垣と新しい石垣が区別できるように施工した。石垣は練積とし、石垣の表面から見えない様に胴込めコンクリートを充填した。掛樋部分は石段で復元した。隣接の通路は石段とした。砂鉄流しの部分は、舟形として三和土で固定した。洗場内の砂は、一旦外に仮置きし、三和土固定が完了した後、元に戻した。更に、洗船上に丸太を用いて木製の屋根を設置した。

⑥ 給水関連施設跡

凹地の周囲上面及び法面を三和土で固化した。南側には三和土の土留として石垣（高さ 50cm、延長 14m）を新設した。高殿南側にある鉄池取水溝は、西側にある溝状遺構の一部については、林道のすぐ横にあり深さが 2m 近くあるため、安全を考え危険防止用の柵を設けた。

⑦ 米蔵跡

遺構礎石をそのまま露出し、建物内部に当たる部分を三和土で固めて整備した。三和土は平成 8 年（1996）度に砂利敷に変更した。

⑧ 鍛冶屋跡

米蔵跡と同様に遺構礎石をそのまま露出し、建物内部に当たる部分を三和土で固めて、整備した。建物外形は、礎石間に丸太を配置して表現した。三和土は、平成 8 年（1996）度に砂利敷に変更した

⑨ トイレ・休憩所

見学者の便益施設として、木造平屋建切妻造り棧瓦葺のトイレ及び休憩所 1 棟を新築した。便所は大小各 1、休憩所はコンクリート床で面積は 12 m²である。



写真 2-28 休憩所・トイレの設置

⑩ 駐車場

遺跡の南側に隣接して、駐車場 245 m²を整備した。駐車場内はアスファルト舗装とした。

⑪ 金屋子神祠

たたら遺跡内での信仰の形を示すために、新たに山側の高い位置に金屋子神祠を整備した。傍らには桂の木を植えた。

⑫ たたら墓地改葬

山のロダム建設によって水没した下小屋地区にはたたら関係者の墓地があり、43 基の墓石があった。大半は自然石であるが、「備後国」「雲州」等、他国から来たことを示す刻銘を持つ墓石 3 基を含んでいた。この墓石群は、整備開始以前の昭和 56 年 (1981) の段階で、すでに水没箇所から改葬されていたが、たたら製鉄遺跡近くに再改葬した。

⑬ 凍害補修工事

平成 7 年 (1995) 度に高殿跡を中心に整備した三和土の表面が、凍害等の原因によりで剥離する状態となったため、平成 8 年 (1996) 度に土壌モルタルに置き換える補修工事を実施した。元小屋跡、米蔵跡及び鍛冶屋跡では、剥離した三和土を除去し、表面を砂利で覆った。

《覆土固定の施工》

① 基面整正

保存石の表面より厚さ約 10cm の土を取り除き、真砂土を厚めに敷均す。その上に石灰を均一に散布し、よくかき混ぜたのち、にがりを散布し、仕上げ厚さ 5cm に締め固める。

② 三和土

粘土は京都の深草粘土か、萩焼用の粘土を使用する。粘土 2、石灰 1、小砂利、セメントを少量、にがりを少々、それに水を加えて固めによく練る。施工仕上げ厚は 5cm となるようよく締め固める。

③ 仕上げ

施工後 2～3 日後に噴霧状の水で軽く水洗いしたのち、墨汁を少量水に混合し、適当な着色を施す。

《凍害補修 (平成 8 年 (1996) 度)》

三和土での補修部分を剥ぎ取り、ひめ真砂にセメント 12%、ソイラー 0.3% を均等に練りこんだ土壌モルタルを厚さ 3cm で打設する。元小屋跡、米蔵跡及び鍛冶屋跡の床面は砂利 (径 1cm) を厚さ 3cm で敷均す。

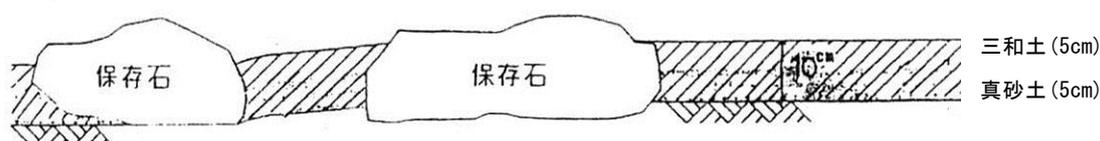


図 2-20 覆土固定箇所の断面図

《石垣補修》

- ・ 樹木の根は取り除く
- ・ 残存石垣で変形した部分は、一旦取り除き、元通りの位置に築石する。
- ・ 石垣が失われた部分は、同程度の石を使用し、新しい石が区別できるように施工する。
- ・ 石垣は練とし、石垣の表面から見えないように胴込めコンクリートを充填する。

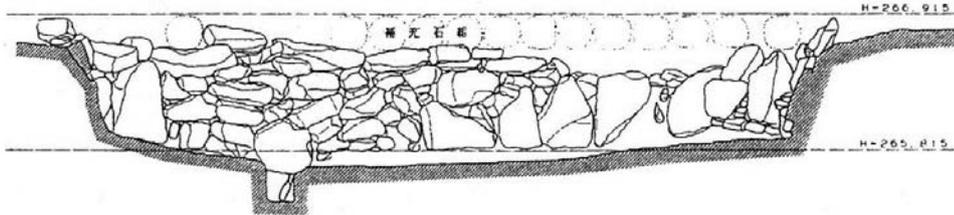


図 2-21 石垣の補修（鉄池）

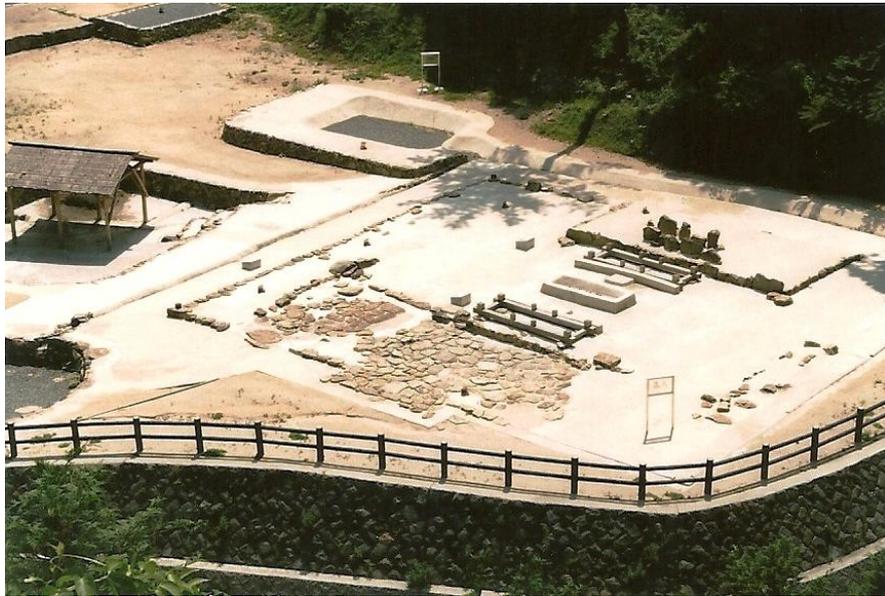


写真 2-29 整備された高殿・鉄池・砂鉄洗場



写真 2-30 整備された元小屋・米蔵・庭園

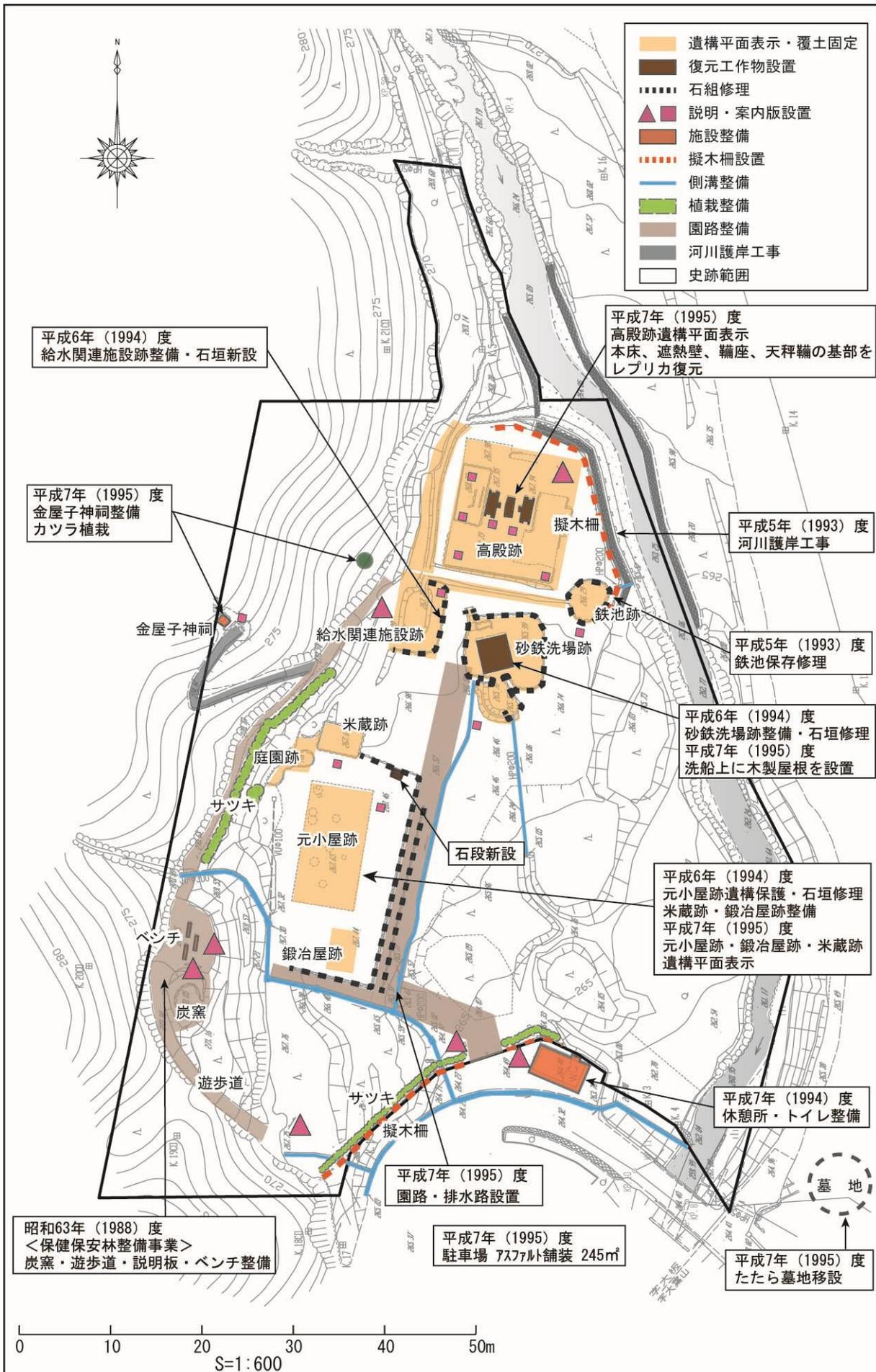


図 2-22 保存整備履歴図

第3章 保存管理

1. 史跡の本質的価値

① 日本在来の製鉄技術に係る遺構が良好な状態で残り、石見系製鉄技術の特徴を知る上で貴重な生産遺跡

発掘調査では、内部施設の完存した高殿、取水・排水口の遺存した鉄池、完全な姿で検出された砂鉄洗場、同一の敷地に構築された元小屋・米蔵・鍛冶屋などの遺構が明らかにされた。これらは、いずれも石見地方の銑鉄製造の銑押し鑪の特徴を良く示しており、18世紀以降に萩藩領に展開した石見系鑪場の典型例と見なすことができる。

また、萩（長州）藩のみならず、筑前黒田藩や土佐藩など九州や四国に技術移出を行った石見国の製鉄技術については、発掘調査例が少なく研究も進展していない。本史跡の調査成果は、数少ない石見系鑪場の調査例であり、石見系製鉄技術の特徴を知る上で貴重なものである。

② 幕末期に萩（長州）藩の国産政策や軍備増強に重要な役割を果たした遺跡

幕末期の大板山鑪場（「大葉山」の名で操業）は、萩（長州）藩が恵美須ヶ鼻造船所で建造した洋式軍艦の原料鉄を供給していた。史料上明らかなのは1隻目の「丙辰丸」であるが、2隻目の軍艦「庚申丸」にも大板山の産鉄が利用されたことは想像に難くない。萩（長州）藩の軍備増強や国産政策にとって、大板山鑪場は重要な製鉄所であった。

更に、幕末期の幕府や雄藩による西洋技術（近代化産業）の導入が、鑪製鉄のような在来技術の蓄積の上に行われたことが、大板山鑪場の事例からも知ることができる。

③ 山口県内最大規模を持つたたら製鉄遺跡

大板山たたら製鉄遺跡と白須たたら製鉄遺跡（昭和57年（1982）国史跡指定）を比較した場合、全体、主要部分ともに本史跡の規模の方が大きく、県内でも最大規模の遺跡である（下小屋や墓地等、山のロダムの建設によって水没している部分も含める）。

④ 原料・製品の搬送路「鉄の道」とともに残る製鉄遺跡

往時大板山で使用した原料の砂鉄は島根県浜田市三隅町から海路により徳山藩の飛地であった奈古湊に運ばれ、熊野山を越えて大板山に入る行程2里半（約9km）の道により運び込まれた。一方で、生産された鉄の出荷路でもあり、かつてはこの奈古ルートが「鉄の道」ともいべき原料・製品の搬送路であり、生産遺跡の流通経路とともに残る点で貴重である。

⑤ 「鑪」を営む拠点の選定条件であった地形や自然環境が残されている遺跡

江戸時代には、39町歩におよぶ大板山御立山（藩有林）を中心として、一帯には広大な深い山林があった。古来「砂鉄七里に炭三里」という言葉が伝わっているように、大板山が鑪を営む拠点に選ばれたのは、原料の砂鉄よりも木炭を大量に消費するため、豊富な森林資源を必要としたためである。現在に至っても、大板山が鑪を営む拠点として選定された条件である自然地形や豊かな自然環境が残されている点で貴重である。

2. 史跡を構成する要素

(1) 史跡の本質的価値を示す構成要素の特定

史跡は表 3-1 に示すとおり、① 第 1 回操業期（宝暦年間（1751～1763））、② 第 2 回操業期（文化 9 年～文政 5 年（1812～1822））、③ 第 3 回操業期（安政 2 年（1855）～慶応 3 年（1867））、④ 鑪場閉鎖から現在まで（慶応 3 年（1867）～）の、おおむね 4 つの時代に区分することができる。このうち、顕著に史跡の本質的価値を示すものは、③ 第 3 期操業期（安政 2 年（1855）～慶応 3 年（1867））の構成要素である。なお、大板山たたら製鉄遺跡の往時の状況を示す絵図等の資料は確認されていない。

表 3-1 構成要素の時代区分

時代区分	期 間	概 要
① 第 1 回操業期	宝暦年間 (1751～1763)	宝暦年間の第 1 回の鑪場操業。経営者は阿川六郎兵衛。
② 第 2 回操業期	文化 9 年～文政 5 年 (1812～1822)	文化・文政期の第 2 回の鑪場操業。経営者は原田勘四郎。（江尾小右衛門）
③ 第 3 回操業期	安政 2 年（1855） ～慶応 3 年（1867）	幕末の第 3 回の鑪場操業。「大葉山」の名で操業された。経営者は、高原竹五郎。 安政 3 年（1856）には、大葉山の鉄が、恵美須ヶ鼻造船所において建造された「丙辰丸」の材料として使用された。 鑪は、竹五郎が大板山寄留中に亡くなる慶応 3 年（1867）頃までは存続していたと考えられる。
④ 鑪場閉鎖から現在まで	慶応 3 年（1867） ～現在	鑪場の閉鎖から現在まで。

(2) 各構成要素の概要

史跡大板山たたら製鉄遺跡の本質的価値を踏まえて、史跡を構成する要素を図 3-1 のように整理し、表 3-2～3-4、図 3-2、写真 3-1～3-3 にその概要をまとめた。

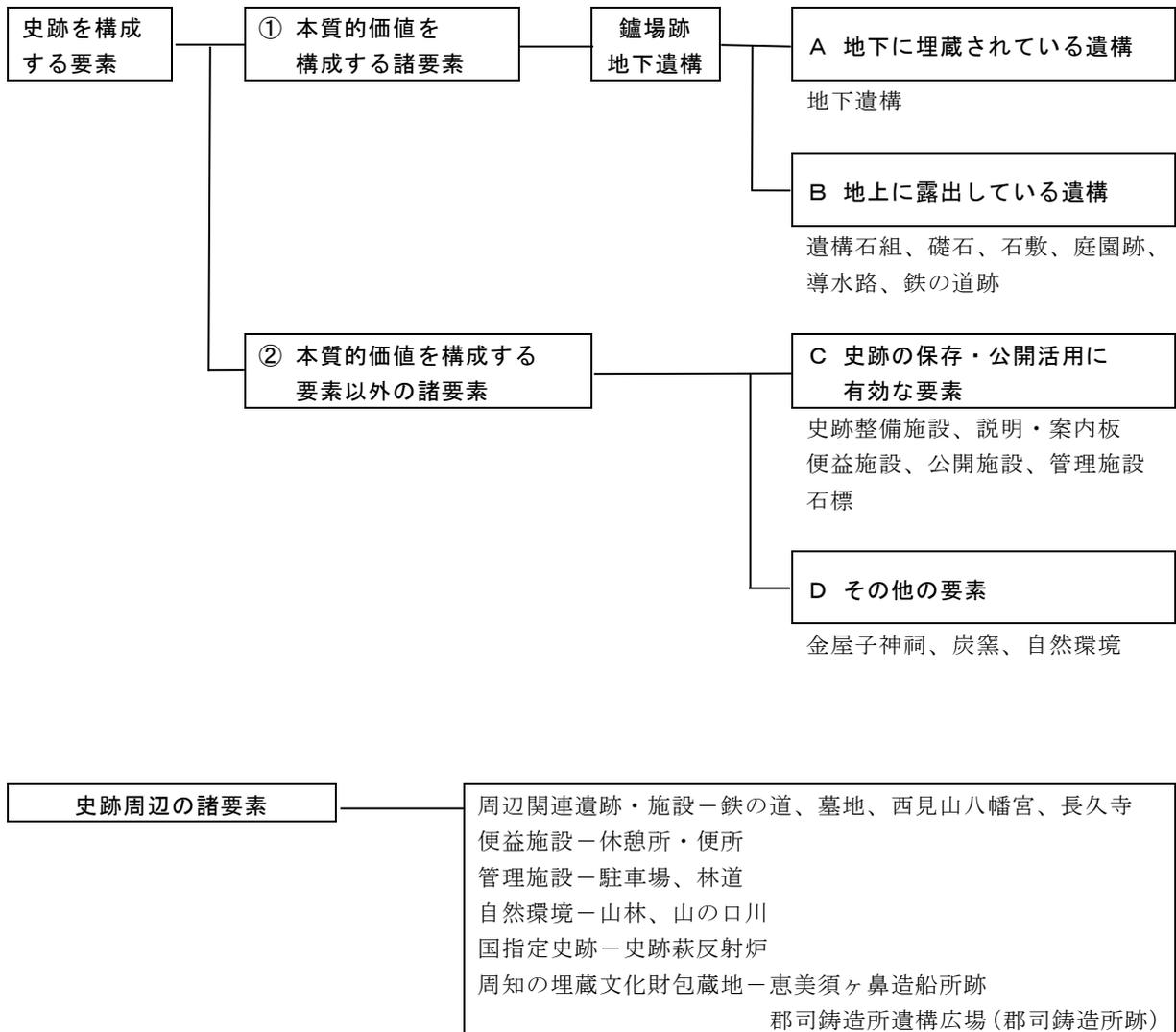


図 3-1 史跡を構成する要素

表 3-2 本質的価値を構成する諸要素の概要

区分	名 称	概 要	番号
A 地下に埋蔵 されている遺構	地下遺構	高殿跡、鉄池跡、砂鉄洗場跡、給水関連施設跡、元小屋跡、米蔵跡、鍛冶屋跡の遺構を検出した。 遺物は、磁器、陶器、土器、瓦、銅銭、鉄製品、石製品、スラグ、木炭が確認された。	—
B 地上に露出している遺構	遺構石組	鉄池跡、砂鉄洗場跡、元小屋跡、鍛冶屋跡、米蔵跡の石組遺構が残されている。 平成 5～8 年（1993～1996）の整備事業で、鉄池跡、元小屋跡、砂鉄洗場跡の遺構石垣の欠損部分を補充し、部分補修が行われた。新たな石垣は胴込めコンクリートによる練積石垣で整備し、遺構石垣と区別した。給水関連施設跡の南側には土留めとして石垣を、元小屋跡の北側石垣の欠損箇所には石段が新設された。	1
	礎石・石敷	高殿跡の側柱礎石、土町の石敷が露出展示されている。礎石の欠損箇所は補充されている。そのほかに、米蔵跡と鍛冶屋跡の礎石が露出展示されている。	2
	庭園跡	元小屋跡と米蔵跡に接して位置する。山の露出した岩肌を築山に見立て、山水を利用した泉水と複数の景石を配す。	3
	導水路	山の口川から高殿跡南西の給水関連施設へ水を引き込む石組水路である。	4
	鉄の道跡	阿武町奈古から熊野山を越えて大板山に入る行程 2 里半（約 9 km）の道である。奈古は砂鉄の荷揚げ・製品の積み出し湊であり、かつてはこの道が原料・製品の搬送路であった。高殿北部から 32m が史跡範囲となっている。	5

表 3-3 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要

	種別	名 称	概 要	番号
C 史跡の保存・公開 活用 に有効な 要素	史跡 整備 施設	遺構平面表示	平成 5～8 年（1993～1996）の整備事業で、遺構の保護と平面表示が行われた。高殿跡は、遺構上部に砂を敷いて遺構を保護し、その上に三和土で覆土し平面表示を行ったが、凍害により三和土が破損したため、土壌モルタルに置き換えて施工された。 元小屋跡、米蔵跡、鍛冶屋跡は、凍害によって当初整備した三和土が破損したため、砂利敷で遺構が保護されている。	6
		復元工作物	平成 5～8 年（1993～1996）の整備事業で、砂鉄洗場跡の洗船上に、丸太・檜皮葺の屋根が設置された。 また、高殿跡の「本床」、「遮熱壁」を三和土、「鞆座」を自然石、「天秤鞆」の基部を木材によって復元した。	7

区分	種別	名称	概要	番号
C 史跡の保存・公開活用 に有効な要素	説明・案内施設	説明板－1	史跡入口に設置され、遺跡の概要について解説がされている。支柱はステンレス製、盤面は陶板である。	8
		説明板－2	史跡西側の高台に設置され、たたら製鉄について解説がされている。支柱は擬木製である。	9
		説明板－3	史跡西側の高台、高殿の北側と南西側の計3基設置されている。ガラス面越しに、現況地形と盤面に描かれた復元建物立体図を重ねて見ることができる。支柱はステンレス製、盤面はガラスである。	10
		説明板－4	各遺構覆土上部や周辺に設置され、『先大津阿川村山砂鉄洗取之図』を用いた鑪場の施設の解説がされている。本体はコンクリート製、盤面は陶磁器タイル製である。	11
		遺構案内表示－1	ステンレス製の盤面に鑪場の施設名称を記した表示板で、各遺構の覆土上部に設置されている。	12
		遺構案内表示－2	元小屋跡の覆土上部に設置された木製の遺構名称表示板である。	13
		QRコード案内板	史跡入口に設置されているスチール製、可動式の案内板である。盤面のQRコードを携帯で読み取ると、時代劇風動画を見ることができる。	14
	施設 便益	ベンチ	昭和63年(1988)度の保健保安林整備事業で、史跡西側の高台に3基設置された木製ベンチである。	15
	公開施設	遊歩道	昭和63年(1988)度の保健保安林整備事業で、史跡西側の山裾に設置されたものである。高台に向かって丸太階段が設置されている。	16
		階段	金屋子神祠に至る階段で、コンクリートと擬木丸太によって整備されている。	17
	管理施設	転落防止柵	山の口川の護岸擁壁上に設置されている。高さ約0.8mの擬木製の柵である。	18
		排水施設	元小屋跡周辺や砂鉄洗場跡から山の口川へ排水する側溝が設置されている。また、鉄池跡から山の口川まで直径20cmのヒューム管が設置されている。	19
		護岸擁壁	高殿跡遺構の北東角付近は、山の口川の流路の変更に伴う遺構の削り取りを防ぐため、平成5年(1993)度に山の口川東西兩岸の護岸改修工事が実施された。東(遺跡)側護岸は下段をブロック積み、上段を雑石積み、西側護岸は雑石積りで改修された。	20
		保安林標識・案内板	山口県によって、平成7年(1995)度に、史跡西側の山裾に干害防備の保安林を示す標識が設置されている。また、史跡入口には保健保安林の範囲を示す木製案内板が設置されている。	21
		山火事注意喚起標識	福栄村時代に設置された擬木製の標識で、史跡入口に設置されている。	22
	石標	国指定史跡石標	史跡入口に位置する石標である。 (碑文) 国指定史跡 大板山たたら製鉄遺跡 平成二十四年九月十九日指定 文部科学省 萩市 平成二十六年八月建設	23

区分	種別	名 称	概 要	番号
D その他の要素	自然環境	山の口川	大井川の支流河川で、史跡の東側を流れる。平成 5 年（1993）度に、高殿跡遺構の北東角付近の東西両岸の護岸改修工事が実施された。	24
		植 栽	史跡の南西部は、スギ林や竹林が広がっている。史跡西側の山裾では、クロマツ、ヒノキ、スギ、ネムノキが見られる。	—
	その他	金屋子神祠・桂	金屋子神は鍛冶屋に信仰される女性神であり、桂の木に降り立って鉄づくりを教えたといわれている。平成 7 年（1995）に、遺跡内での信仰の形を示すために、元小屋跡北西部に新たに祠が整備され、傍らに桂が植栽された。	25
		炭 窯	昭和 63 年（1988）度の保健保安林整備事業で、高台に整備された施設である。鑪場の遺構ではない。	26

表 3-4 史跡周辺の諸要素の概要

種別	名 称	概 要	番号
関連遺跡・施設	鉄の道	阿武町奈古から熊野山を越えて大板山に入る行程 2 里半（約 9 km）の道である。奈古は砂鉄の荷揚げ・製品の積み出し湊であり、かつてはこの道が原料・製品の搬送路であった。	—
	墓 地	山の口ダムの建設によって水没した下小屋地区にあったたたら関係者の墓石群は、昭和 56 年（1981）にすでに改葬されていたが、平成 5～8 年（1993～1996）の整備事業で史跡南東の林道入口付近に再改葬された。	27
	恵美須ヶ鼻造船所跡	この造船所で萩（長州）藩最初の洋式軍艦「丙辰丸」を建造した際に、船材の原料鉄を供給した。	—
	西見山八幡宮	小西見集落に位置し、二の鳥居下の石段標柱には、「奉寄進 石壇 安政六未十月 石州銀山御領 那賀郡渡津村 當邑大葉御立山鉄山 稼人 願主高原竹五郎」の刻銘がある。	—
	長久寺	臨済宗建仁寺派の寺院で、文久 3 年（1863）の過去帳に、「覚翁 良禅士四月三日大板鑪山河野圭治」がみえる。	—
便益施設	休憩所・便所	平成 6 年（1994）度に、史跡入口に木造平屋建て切妻造、棧瓦葺の休憩所及び便所 1 棟が整備された。休憩所内では、砂鉄精錬の解説板、高殿地下土層の剥ぎ取りが展示されている。便所は大小各 1 基で汲み取り式である。便所は老朽化している。	28
管理施設	駐車場	史跡の南側に隣接して、5 台程度のアスファルト舗装の駐車場が整備された。	29
	林 道	史跡東側の山の口川をはさんだ位置に位置している。幅員は約 3.0m。	30
環 境	山 林	鑪場稼働時は、燃料炭木山として利用された。現在はスギの植林となっており、保安林として管理されている。	31
その他	山の口ダム	昭和 59 年（1984）に竣工した。ダム建設に伴い、墓地や下小屋などの鑪場の南半分がダム湖に沈んでいる	—

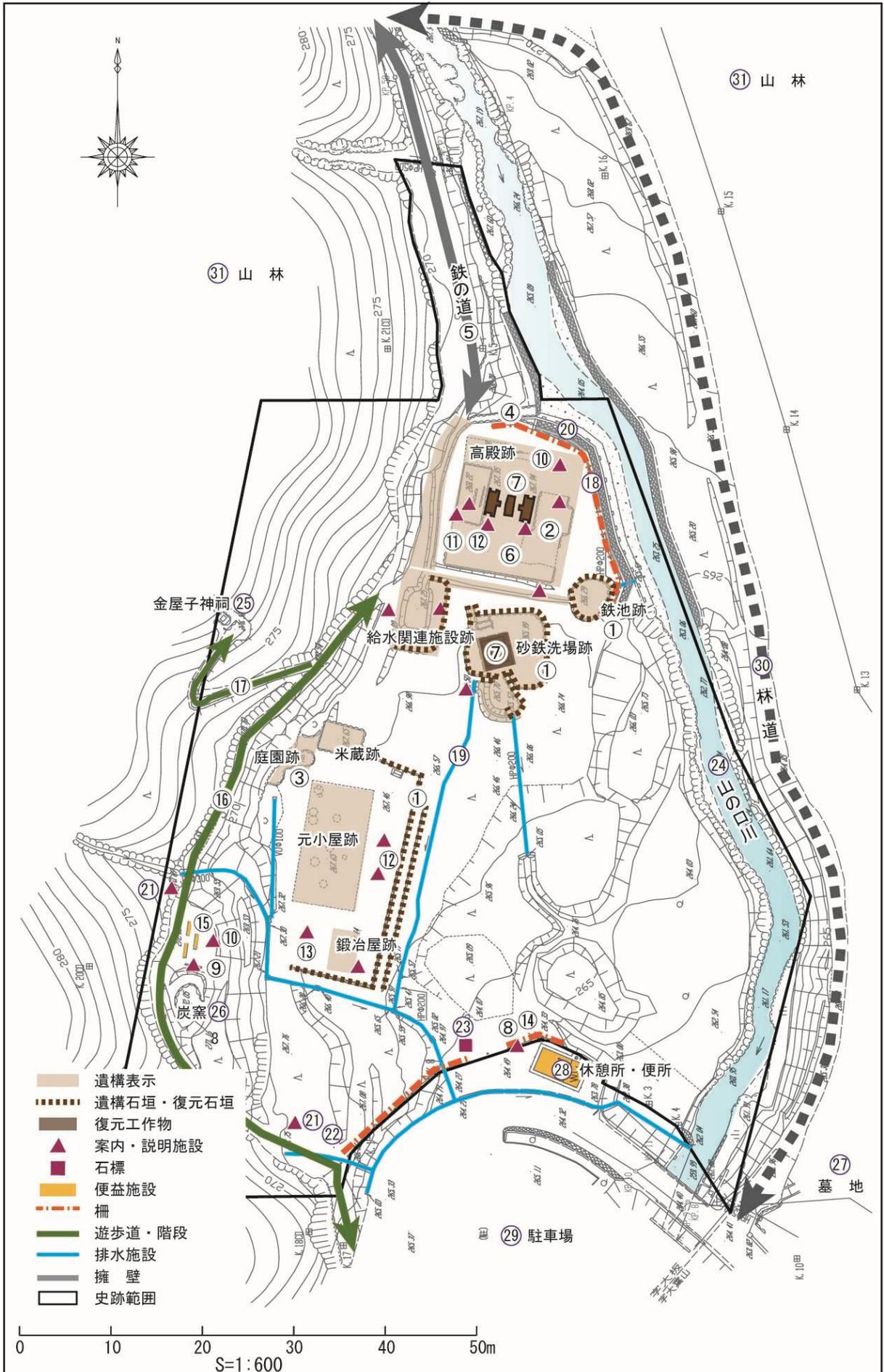


图 3-2 構成要素位置图

写真 3-1 本質的価値を構成する諸要素
B 地上に露出している遺構



1 遺構石組



2 礎石・石敷



3 庭園跡



4 導水路



5 鉄の道跡

写真 3-2 本質的価値を構成する要素以外の諸要素
C 史跡の保存・公開活用に有効な要素



6 遺構平面表示



7 復元工作物 (砂鉄洗場跡覆屋)



7 復元工作物（高殿跡に本床、遮熱壁、鞆座、天秤鞆基部をレプリカ復元）



8 説明板－1 / 14 QRコード案内板



9 説明板－2



10 説明板－3



11 説明板－4



12 遺構案内表示－1



13 遺構案内表示－2



15 ベンチ



16 遊歩道



17 階段



18 転落防止柵



19 排水施設



20 護岸擁壁



21 保安林標識・案内板－1



21 保安林標識・案内板－2



22 山火事注意喚起標識



23 史跡石標

写真 3-3 その他の要素



24 山の口川



25 金屋子神祠



26 炭 窯

写真 3-4 史跡周辺の諸要素



27 墓地（改葬）



28 休憩所・便所



29 駐車場



30 林道



31 山林



山の口ダム



西見山八幡宮石段



西見山八幡宮石段標柱

3. 保存管理上の課題

史跡の概要等から、現状及び保存管理を行う上での課題を抽出し、表 3-5～3-6 に示した。

表 3-5 本質的価値を構成する諸要素の課題

区分	名 称	現状及び課題
A 地下に埋蔵 されている遺構	地下遺構	高殿跡など遺構を保護している土壌モルタルの劣化や破損や土砂の流出により、地下遺構が破損する可能性がある。
B 地上に露出している遺構	遺構石組	現時点における保存状況は良好であるが、石組の間に雑草が繁茂している箇所が見られる。今後、経年変化等により、石組の緩み等の変状や石材の劣化や転落の可能性がある。 給水関連施設跡や元小屋跡に新設された石垣や石段は、遺構と合致せず、見学者に誤解を与える可能性がある。
	礎石・石敷	現時点における保存状況は良好であるが、地表に露出しているため、風雨等により石材に風化や劣化が発生する可能性がある。また、遺構と整備で補充されたもの区別についての説明がされていない。
	庭園跡	現時点における保存状況は良好であるが、地表に露出しているため、風雨等により景石や岩肌に風化や劣化が発生する可能性がある。
	導水路	現時点における保存状況は良好であるが、樹木の繁茂による遺構の埋没や、経年変化等により土砂が堆積する可能性がある。
	鉄の道跡	現時点における保存状況は良好であるが、樹木や雑草が繁茂する可能性がある。

表 3-6 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の課題

区分	種別	名 称	現状及び課題
C 史跡の保存・公開活用 に有効な要素	史跡 施設 整備	遺構平面表示	高殿跡の遺構平面表示の土壌モルタルが劣化・破損している。
		復元工作物	高殿跡復元レプリカの木材部分に風化、劣化が見られる。
	説明・案内 施設	説明板－1	現時点における保存状況は良好である。
		説明板－2	盤面に劣化が見られる。
		説明板－3	盤面のガラス面に若干劣化が見られる。ガラス面越しに、現況地形と盤面に描かれた復元建物立体図を重ねるのは難しく、利用しやすいものへの再整備の検討が必要である。
		説明板－4	凍害等により、盤面の陶磁器タイルに割れが生じる可能性がある。また、解説内容が鑪場の施設の解説にとどまっているため、遺構の説明も含めたものへの再整備を検討する必要がある。
		遺構案内表示－1	現時点における保存状況は良好であるが、説明板－4と内容が重複しており、やや設置数が多い。また、色彩が史跡景観にそぐわない。
		遺構案内表示－2	錆びや劣化が顕著に見られる。
		QRコード案内板	現時点における保存状況は良好であるが、史跡は通信電波が不通であるため、動画を見ることができない。

区分	種別	名 称	現状及び課題
C 史跡の保存・公開活用 に有効な要素	施設 便益	ベンチ	経年変化により、木部に日焼けや一部劣化が見られる。
	公開 施設	遊歩道	現時点における保存状況は良好であるが、幅員が狭く、周辺には低木が繁茂しているため、高殿跡等への眺望が確保されていない。また、降雨等により土砂が流出し、通行が困難になる可能性がある。
		階段	現時点における保存状況は良好である。降雨や堆積した土砂・落ち葉によって滑りやすい部分が見られる。
	管理 施設	転落防止柵	現時点における保存状況は良好である。
		排水施設	側溝は開渠であるため土砂や落ち葉が堆積しており、排水不良を起こす可能性がある。
		護岸擁壁	現時点における保存状況は良好である。護岸未改修の部分がある。土砂災害や水害により、破損する可能性がある。
		保安林標識・案内板	史跡指定地内は保安林ではないため、適切な設置場所の検討が必要である。案内板の丸太部分に日焼けや盤面に劣化が見られる。
		山火事注意喚起標識	現時点における保存状況は良好であるが、表記が「福栄村」となっているため、更新が必要である。
	石 標	国指定史跡石標	国史跡としての標識へ更新が行われ、現時点における保存状況は良好である。
	D その他の 要素	自然 環境	山の口川
植 栽			史跡の南東部は古い時代の遺構が残存していると言われていたが、スギ等の樹木根によって遺構が破壊される恐れがある。
そ 他		金屋子神祠・桂	遺構に合致した施設ではなく、平成7年（1995）に新たに整備されたものである。位置も往時とは異なるため、見学者に誤解を与える可能性がある。現時点における保存状況は良好である。
		炭 窯	昭和63年（1988）度の保健保安林整備事業で、高台に整備された施設で、鑪場の遺構ではないため、見学者に誤解を与える可能性がある。

4. 保存管理の基本方針

(1) 基本方針

第2章及び第3章の1. 史跡の本質的価値、2. 史跡を構成する要素、3. 保存管理上の課題を踏まえ、史跡の本質的価値を十分に認識し、以下の基本方針に基づき、適切な保存管理を図る。

- ① 大板山たたら製鉄遺跡は、日本在来の製鉄技術に係る遺構が良好な状態で残る生産遺跡である。史跡の本質的価値を示す要素については現状維持を基本とし、遺構の特性や保存管理上の課題に沿った修理や維持管理を行う。維持のために必要な措置は必要最小限とし、史跡の価値を毀損することなく後世に継承する。
- ② 史跡の本質的価値を補完する要素である説明・案内施設、公開施設、便益施設、管理施設については、景観の保全や安全管理、史跡の見学上必要な補修等を行うものとする。なお、補修は必要最小限のものとし、史跡の本質的価値を損なわないよう配慮する。
- ③ 史跡の本質的価値と直接的に関連しない施設については、その必要性を検討の上、不要であると判断されるものについては、撤去・移設等の対応を検討する。
- ④ 史跡は昼夜開放されているため、人為的な毀損に対する防犯対策を講じ、遺構の保全を図る。また、火災、風水害、落雷、地震などの自然災害による遺構への影響を総合的に検討し、必要な防災措置を講じる。同時に非常時に迅速な対応が可能な体制の強化を図る。
- ⑤ 砂鉄や生産鉄を運搬した「鉄の道」及び、大板山が鑪を営む拠点の選定条件となった自然地形や周辺の豊かな自然環境の保全を図る。また、史跡景観に配慮しながら適正な植生管理を行い、倒木、落枝、樹木根の伸張等による遺構の破損を防止する。
- ⑥ 継続的な遺構や施設の修理や維持管理を行うとともに、本質的価値に影響を与える保存管理上の課題について経過観察を行う。また、それらを円滑に実行するため、関連組織と連携した保存管理や活用の体制を構築する。
- ⑦ 史跡の周辺環境については、史跡の本質的価値に影響を与える可能性のある開発行為等に対して関連する法令を適用し、周辺の歴史資産や自然環境の保全を図る。

(2) 地区区分

史跡の特性に沿った保存管理を行うため、史跡を構成する諸要素の分布状況や現況の利用状況等から史跡の地区区分を行い、保存管理方針を示した。史跡周辺の保存管理については、第3章7.周辺の環境に対する考え方において示している。

表 3-7 史跡の地区区分

地 区	地区の概要	保存管理方針
A. 史跡整備が実施された区域	平成 3～8 年（1991～1996）度にかけて発掘調査と史跡整備が実施された区域である。	<ul style="list-style-type: none"> ● 破損した遺構平面表示の修理を行い、地下遺構の保存を図る。 ● 石組等の露出遺構に破損が見られた場合は、修理を行い、適切な保存を図る。 ● 説明板の適切な維持管理を行う。 ● 鉄の道の植生管理や維持管理を行い、遺構を保全するとともに、通行可能なものとする。
B. 未調査区域	史跡の南東部から南西部の発掘調査が実施されていない区域である。 南東部は、現在スギ林となっているが、宝暦年間の元小屋の敷地と推定されており、古い鉄池の遺構が残されている。 南西部は、昭和 63 年（1988）度の保健保安林整備事業でベンチや炭窯が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査研究を推進し、遺構の残存状況や解明を進め、適切な保存を図る。また、地下遺構を毀損する行為は制限する。 ● スギ林の間伐等の植生管理を行い、樹木根による遺構の破壊を防止する。 ● 見学者が快適にかつ安全に見学できるよう、便益施設や管理施設の適切な維持管理を行う。
C. 山の口川	史跡の東側を流れる山の口川の区域である。平成 5 年（1993）度に、高殿跡遺構の北東角付近の山の口川護岸の改修工事が実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ● 水害によって山の口川の護岸が破損し、遺構に影響が及ぶことのないよう、護岸の日常的な観察や点検・維持管理を実施する。 ● 万が一、土砂災害や水害によって、護岸が破損した場合は復旧を行う。
D. 山林部	史跡西側の山裾の区域で、調査は実施されていない。 昭和 63 年（1988）度の保健保安林整備事業で、遊歩道が整備された。	<ul style="list-style-type: none"> ● 枯損木や倒木によって遺構が破損することのないよう、樹木の剪定や間伐等の適正な植生管理を行う。 ● 山林部の斜面の崩壊等によって遺構が破損することのないよう、地形の保全を図る。万が一、斜面の崩落等が発生した場合は、調査の上、復旧や対策を講じる。

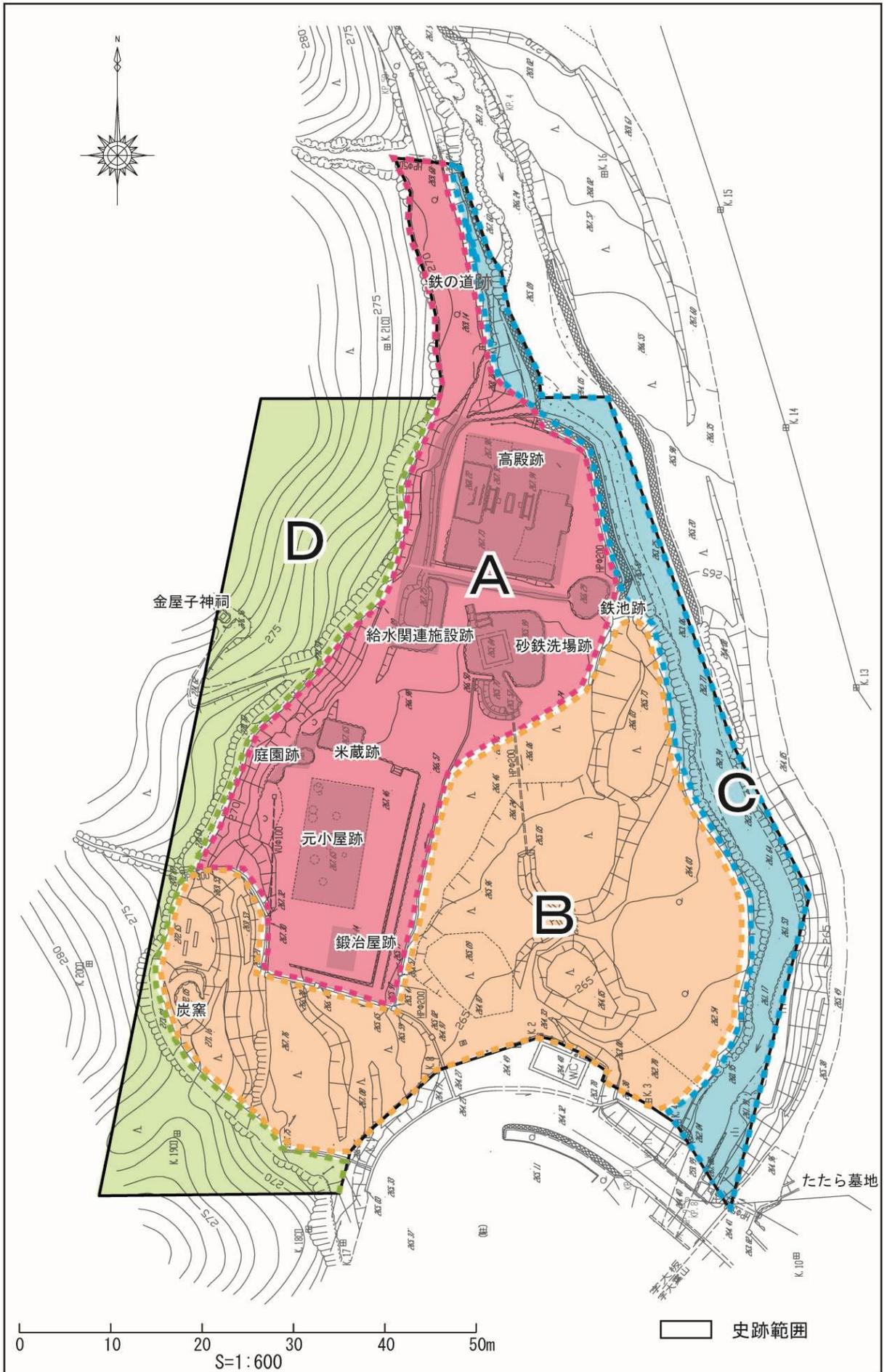


图 3-3 地区区分图

(3) 具体的方策

(1) 基本方針を踏まえ、各構成要素の具体的な保存管理の方策を表 3-8～3-9 に示した。

表 3-8 本質的価値を構成する諸要素の保存管理の具体的方策

区分	名称	具体的方策
A 地下に埋蔵 されている遺構	地下遺構	現状で、遺構保護層でもある土壌モルタルが劣化・破損しているため、地下遺構が破損することのないよう修理を行う。 今後、保存整備・活用に係る発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提に、調査目的を明確にした上で必要箇所にとどめるとともに、その遺構の保存管理を実施する。
B 地上に露出している遺構	遺構石組	露出していることによる風化や劣化状況を把握し、現状維持を基本とした定期的な点検・維持管理を行い、必要に応じて劣化防止のための措置を検討する。石垣の孕みや石材の転落が生じた場合は、維持的措置として修理を行い、原状に復する。また、石垣の緩みや孕みの原因となる樹木の除去や、石垣表面の日常的な清掃・除草を行う。
	礎石・石敷	露出していることによる風化や劣化状況を把握し、現状維持を基本とした定期的な点検・維持管理を行い、必要に応じて劣化防止のための措置を検討する。風化や劣化した石材については、維持的措置として、薬剤等による接着や補強処理を行う。
	庭園跡	露出していることによる風化や劣化状況を把握し、現状維持を基本とした定期的な点検・維持管理を行い、必要に応じて劣化防止のための措置を検討する。風化や劣化した景石や岩盤については、維持的措置として、薬剤等による接着や補強処理を行う。また、庭園跡周辺の植生管理を行い、庭園跡の姿を顕在化させる。
	導水路	露出していることによる風化や劣化状況を把握し、現状維持を基本とした定期的な点検・維持管理を行い、必要に応じて劣化防止のための措置を検討する。石垣の孕みや石材の転落が生じた場合は、維持的措置として修理を行い、原状に復する。また、石垣の緩みや孕みの原因となる樹木の除去や、石垣表面の日常的な清掃・除草を行う。
	鉄の道跡	植生管理や道路の維持管理により、道を顕在化させ、安全に通行できるようにする。大雨等で軽微な土砂の流出が確認された場合は、維持的措置として補修を行い、原状に復する。

表 3-9 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の保存管理の具体的方策

区分	種別	名称	具体的方策
C 史跡の保存・公開活用 に有効な要素	史跡整備施設	遺構平面表示	凍害対策を検討し、劣化、破損した土壌モルタル部分の修理を行う。今後、高殿跡や砂鉄洗場等の構造をわかりやすく示す遺構表示方法を検討し、整備を進める。
		復元工作物	腐朽や破損が見られる砂鉄洗場跡の洗船上の檜皮葺屋根や柱の修理を行う。また、高殿の構造を顕在化させるよう、復元レプリカの劣化した木材部分の修理を行う。
	説明・案内施設	説明板－1	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。補修や再整備を行う場合は遺構や景観に配慮する。今後、見学動線や視点場、その他の説明板と合わせて、設置場所や解説内容の検討を行う。
		説明板－2	盤面に劣化が見られるため補修を行う。補修や再整備を行う場合は遺構や景観に配慮する。今後、見学動線や視点場、その他の説明板と合わせて、設置場所や解説内容の検討を行う。
		説明板－3	現状でガラス面に劣化が見られ、またガラス面越しに現況地形と盤面の復元建物立体図を重ねて見ることが難しいため、今後、建物の規模や構造を、立体的かつわかりやすく理解できるものへ再整備を進める。
		説明板－4	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。盤面のタイルに割れが生じた場合は補修を行う。 現状で、『先大津阿川村山砂鉄洗取之図』を用いた鑪場施設の解説にとどまっているため、遺構の説明を加えたものへ再整備を検討する。
		遺構案内表示－1	遺構案内表示－1やその他説明板との整理や差別化を図るため、再整備を進める。
		遺構案内表示－2	顕著に劣化が見られるため撤去を行う。
		QRコード案内板	現時点における保存状況は良好である。しかし、史跡は通信電波が不通で動画を見ることができないため、その他の説明板と合わせ、利用できるものへ再整備を検討する。
	施設 便益	ベンチ	経年変化で、日焼けや一部劣化が見られるため、補修を行う。今後、見学動線や視点場と整合を図りながら、設置場所や基数を検討し、整備を進める。
	公開施設	遊歩道	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。大雨等で路肩などに軽微な土砂の流出が確認された場合は、維持的措置として補修を行い原状に復する。補修を行う場合は史跡や景観に配慮する。
		階段	堆積した土砂や落ち葉の除去等の定期的な点検や清掃、補修を実施し、利用したものとす。補修を行う場合は史跡や景観に配慮する。
	管理施設	転落防止柵	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合は史跡や景観に配慮する。
		排水施設	排水不良が起きないよう、側溝に溜まった土砂や落ち葉の清掃や定期的な点検を実施する。補修を行う場合は史跡や景観に配慮する。
		護岸擁壁	現状維持を基本とし、水害によって護岸が破損し、遺構に影響が及ぶことのないよう、定期的な点検・補修を実施する。万が一、土砂災害や水害によって護岸が破損した場合は、復旧を行う。復旧や補修を行う場合は、史跡や景観に配慮する。
		保安林標識・案内板	史跡指定地内は保安林ではないため、適正な場所への移設や撤去を検討する。
		山火事注意喚起標識	表記が「福栄村」となっているため、再整備を検討する。

区分	種別	名 称	具体的方策
D その他の要素	自然環境	山の口川	遺構や史跡景観に配慮した工法を採用し、護岸未改修部分の整備を順次進め、風水害や土砂災害に備える。日常的な点検や周辺の植生管理により、河川の保全や景観の維持に努める。
		植 栽	史跡南東部のスギ林については、遺構の保存上、新たな植林は原則として認めない。定期的の間伐を行い、樹木根による遺構の破損や地形の変形を防止し、適正な植生密度や史跡景観を維持する。その他樹木については、遺構や景観に影響を与える可能性のあるものについては、早期に剪定や伐採を行う。
	その他	金屋子神祠・桂	平成7年(1995)に新たに整備された施設で、遺構に合致したものではないため、見学者に誤解を与える可能性がある。しかし、鑪場の信仰に関する要素であり、その他の遺構と一体となって山内の様子を伝える施設であるため、説明板等により解説を行い、施設の保存管理を行う。現状維持を基本とし、補修を行う場合は史跡や景観に配慮する。桂についても、金屋子神祠同様、鑪場の信仰に関する要素として、剪定等の適正な植生管理を実施し保存を図る。
		炭 窯	昭和63年(1988)度の保健保安林整備事業で整備された施設である。鑪場の遺構ではなく、見学者に誤解を与える可能性があるため、説明板等により解説を行う。

5. 現状変更等に対する基準

(1) 現状変更の意思決定のプロセス

史跡の現状変更の意思決定プロセスは、文化財保護法（以下「法」という。）に基づいており、それぞれ以下のとおりである。

- ① 史跡の管理保全、修理及び公開については、所有者又は管理団体が適切に行うことを原則としている。史跡指定地内において、現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない。（法第 43 条、第 125 条）
- ② 文化庁長官は、許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。（法第 43 条、第 125 条）
- ③ 史跡の管理・復旧（修理）に対しては、必要に応じて国が経費の一部を補助し、技術的指導を行うこととする。（法第 35 条、第 47 条、第 118 条）
- ④ 文化庁長官の権限に属する事務のうち、権限委譲された部分については、萩市教育委員会が現状変更を許可する。（法施行令第 5 条第 4 項）

(2) 現状変更の取扱方針及び基準

① 現状変更の取扱方針

史跡の価値を確実に次世代に継承していくため、現状変更について以下のとおり区分し、具体的な取扱基準を定める。

(ア) 現状変更が認められない行為

- i) 「史跡大板山たたら製鉄遺跡保存管理計画書」に定められた基準に反する行為
- ii) 史跡の本質的価値に滅失、き損又は衰亡等の影響を及ぼす行為
- iii) 史跡の景観を阻害又は価値を減じると認められる行為
- iv) 地形の変更（軽微なものを除く。）

(イ) 現状変更許可が必要な行為

史跡の現状変更については、法第 125 条に規定されており、史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更」という。）をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、法第 168 条の規定に基づき、国の機関による現状変更の場合は、文化庁長官の同意を求めなければならない。

なお、法施行令第 5 条第 4 項の規定に基づき、権限委譲された部分については、萩市教育委員会が許可することができる。その範囲は以下のとおりである。

【 申請先 】 萩市教育委員会

【 行為の内容 】 法施行令第 5 条第 4 項の規定に基づく現状変更

- 小規模建築物(地階を有しない 2 階以下の木造又は鉄骨造の建物で建築面積が 120 ㎡以下、増改築にあつては増改築後の面積が 120 ㎡以下)で、3 ヶ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却(ただし、土地の改変を伴わないものに限る。)
- 工作物の設置、改修若しくは除却(設置後 50 年未満)又は道路の舗装若しくは修繕(ただし、土地の改変を伴わないものに限る。)
- 埋設されている電線、ガス管、水道管又は下水道管の改修(ただし、規格、規模、位置の変更を伴わないものに限る。)
- 史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

【 例 】

- 遺構平面表示や復元工作物の軽微な補修
- 石組の天端石 1 石又は数石が転落した場合の、現位置への積み直し。ただし、新石による積み直しは除く。
- 遊歩道の降雨等による軽微な表土流出の復旧
- 案内板・説明板等の設置、改修、除却
- 調査、工事用仮設物の設置
- 行事に伴う仮設物の設置

(ウ) 現状変更の許可が不要な行為

法第 125 条第 1 項(現状変更等の制限及び原状回復の命令)の規定に基づき、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合、日常的な維持管理の行為は文化庁長官の許可を必要としない。

維持の措置の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」の第 4 条に規定されている。現状変更の許可が不要な行為は以下のとおりである。ただし、実際の行為が該当するか否かについては、事前に協議して確認するものとする。

i) 維持の措置

- 史跡が、き損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更の後の原状)に復するとき
- 史跡が、き損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき
- 史跡の一部が、き損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

ii) 非常災害、防災上必要な応急措置

- 保護、養生（盛土、土留め、土のう等の設置）、損壊要因等（土砂、建築物等の残骸、樹木等）の除去など、遺構等の損壊防止のための応急措置
- 土留め養生、排水処理等の建築物や地形の損壊及び崩壊防止のための措置
- 公益上必要な維持管理施設・設備の代替施設等の設置の措置（河川工事、護岸工事、急傾斜地における地盤安定化のための防災工事等）

iii) 日常的な維持管理の行為

- 遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない範囲の、樹木の支障枝剪定、枯損木及び危険木の伐採、除去、除草、施肥、病虫害の駆除措置等の植生の日常的な維持管理
- 遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない範囲の、史跡の公開活用及び管理上必要な施設、工作物、舗装等の軽微な修繕（例：土地の改変を伴わない説明板の設置、改修、撤去等）や清掃等の日常的な維持管理

※ 保安林取扱いに留意すること。

(エ) 保安林

史跡は保安林に指定されているため、立木の伐採等を行う場合には山口県知事又は萩市長の許可が必要であり、表3-10の施業方法が示されている。保安林整備における森林施業は、以下に示したような基本的に史跡を維持する行為であり、現状変更許可が認められる又は現状変更の許可が不要な行為であるが、遺構の保全を前提として実施される必要がある。今後、史跡における施業要件や森林施業に関する現状変更の取扱い、史跡指定地の保安林の解除について山口県萩農林事務所と協議を行う。

表3-10 干害防備保安林 施業方法

伐採方法	その他
<p>1. 林況が粗悪な森林並びに伐採方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出する恐れがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になる恐れがあると認められる森林にあつては択伐。（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐。）</p> <p>2. その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3. 保安林の指定にあたり、個々に定められた指定施業要件にある場合はその指定施業要件。</p>	<p>1. 既造林地の伐採地については伐採後2年以内に植栽を完了すること。</p> <p>2. 立木の損傷、立木の伐採、開墾その他土地の形質を変更する行為は許可を受けて行くと共に保安機能を保持することに留意すること。</p>

【抜粋】『萩地域森林計画書（萩森林計画区）』 山口県

② 現状変更の取扱基準

史跡に関連する現状変更の取扱基準を、表 3-11 に示した。

表 3-11 現状変更の取扱基準

行 為	取扱基準	地 区			
		A	B	C	D
発掘調査及び保存整備	○ 遺構の解明、保存状況の把握又は史跡整備に伴う調査は、目的を明確にし、適切な範囲及び方法で行う場合に許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可
	○ 学術的な調査成果を基にした史跡の保存整備又は遺構復元は、許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可
建築物の新築、増築、改築、移転又は除却	○ 建築物の新築、増築、改築、移転又は除却は、原則として認めない。	許可しない	許可しない	許可しない	許可しない
	○ 史跡の維持管理、公開活用上必要と判断される建築物の新築は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可
	○ 増築及び改築は、建築物の用途、構造、規模等に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可
	○ 移転又は除却は、地下遺構に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	市許可	市許可	市許可	市許可
工作物、土木構造物の設置、改修又は除却	○ 史跡の維持管理、公開活用上必要と判断される工作物、土木構造物及び園路の設置は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可
	○ 非常時や防災上等必要な施設は、遺構への影響を最小限にとどめ、史跡景観に可能な限り配慮した場合に限り許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可
	○ 仮設物の設置は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	市許可	市許可	市許可	市許可
道路の新設、修繕	○ 新設は原則として認めない。	許可しない	許可しない	許可しない	許可しない
	○ 史跡の維持管理、公開活用上必要と判断される修繕は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	市許可	市許可	許可不要	許可不要
土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更	○ 原則として認めないが、遺構復元又は地形復元といった保存整備に係る地形の変更は、事前に十分な検討及び協議をした上で許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可

行 為	取扱基準	地 区			
		A	B	C	D
埋設管の 新設、改修	○ 公益上必要な電線、水道管又は下水道管等の新設、改修は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可
樹木の伐採・ 植栽 ※ 保安林の 取扱いに留 意すること。	○ 遺構及び史跡景観に影響を及ぼす植栽は、原則として認めない。	許可 しない	許可 しない	許可 しない	許可 しない
	○ 遺構及び史跡景観に影響を及ぼす又は及ぼす可能性の高い樹木の剪定・伐採は許可する。	市許可	市許可	許可 不要	許可 不要
	○ 史跡の保存整備、公開活用上必要と判断される植栽は、遺構、史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	国許可	国許可	市許可	市許可

※なお、上記の現状変更を許可する場合には、以下の項目に留意する。

- 現状変更の前に発掘調査を行い、重要遺構が確認された場合には、適切な措置を講じ、遺構の保護を図る。
- 地下遺構の保全に影響を及ぼさない軽微な建物、構造物の場合は、市職員の立会い等を求め、指示を受けること。
- 現状変更の許可に当たっては、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない措置をとること。

6. 史跡の保全へのリスクと脅威

史跡に保全に対して予想されるリスクと脅威を、表 3-12 に示した。

表 3-12 史跡の保全へのリスクと脅威

区分	リスクと脅威	対策等
① 環境変化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風雨・積雪・凍結や、それらによる樹木の倒壊により、遺構や整備施設の破損、劣化が進むことが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡に影響を及ぼす可能性のある樹木の伐採、剪定の植生管理を行う。 ○ 継続的な観察を実施し、必要に応じて補修を行う。
② 自然災害	ア. 落雷・火災 <ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡の一部や周辺の大部分は山林となっており、山火事が発生した場合には、史跡への延焼や森林資源が失われることによる史跡景観の大きな変化が予想される。 ○ 落雷による倒木や火災によって、遺構や整備施設の損壊や滅失等の被害を受ける可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡での喫煙禁止や山火事防止の注意喚起等を実施し、山火事を未然に防ぐ。 ○ 火災や落雷による被害を受けた場合には、非常時の体制に基づき、萩市を中心とした関係機関において被災状況の情報を共有し、復旧対策等を実施する。
	イ. 風水害 <ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡の東側には山の口川が位置しており、平成5年には護岸工事が実施されている。しかし、近年の局地的な豪雨や台風等によって、河川の氾濫や護岸の決壊等の水害が発生し、史跡の滅失等の直接的な被害を受ける可能性がある。 ○ 同時に、樹木の風倒による間接的な被害を受けることも予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山の口川護岸の定期的な点検、維持管理を実施する。 ○ 風水害による被害を受けた場合には、非常時の体制に基づき、萩市を中心とした関係機関において被災状況の情報を共有し、復旧対策等を実施する。
	ウ. 土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡周辺は大板山と大葉山に囲まれ、局地的な豪雨や台風等によって土石流が発生し、史跡を破壊する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害による被害を受けた場合には、萩市地域防災計画により対応する。
	エ. 地震 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震が発生した場合、遺構や整備施設の破損、それによる人的被害が予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡が被災した場合には、非常時の体制に基づき、萩市を中心とした関係機関において被災状況の情報を共有し、復旧対策等を実施する。

区分	リスクと脅威	対策等
③ 観光圧力	○ 史跡周辺の道路は狭隘ですれ違いが困難な部分もあり、特に大型バスの通行は不可能である。今後、観光客の増加によって道路の混雑が予想される。	○ 史跡のアクセス道路に、適切な注意喚起や安全対策を講じる。
	○ 道路脇は岩盤が露出している部分があり、落石によって通行者に被害が発生する恐れがある。	○ 落石等に対する日常的な点検や道路の保全を行う。
	○ 今後、観光客の増加によって、現在設置されている便所や駐車場の収容能力では不足する可能性がある。	○ 見学者の変動状況や行動状況の観察を行い、便所や駐車場等の便益施設を必要な規模や能力のものへ改修する。
④ 開発圧力に対する 危機管理	○ 開発行為により、史跡及び周辺の自然環境への影響や、史跡景観の阻害要因の発生が考えられる。	○ 史跡及び周辺において、建築物又は工作物の設置、土地の形状の変更、樹木の伐採等の行為を行う場合には、文化財保護法や萩市景観計画に基づく規制により、それらの規模・形態・色彩・意匠等の規制を行う。 ○ 周辺の山林は、保安林に基づく規制によって保全を図る。
⑤ 人為災害（防犯）	○ 史跡の防犯の対象事項としては、遺構や整備施設の破損、放火等の人為的な損害のほか、展示物・備品類の盗難が挙げられる。	○ 今後、見学者の変動状況や行動状況の観察を行い、必要な防犯対策を検討する。 ○ 現在実施されている月1回の文化財パトロールに加え、巡回頻度の見直しなどの人的な監視体制の強化と、センサーや監視カメラの設置などの機器による自動監視体制の強化の両側面から検討を行う。
⑥ 獣害	○ 史跡は中山間地域に位置するため、イノシシ等の野生獣による土の掘り返しによって遺構が破壊される恐れがある。	○ 顕著な被害が見られるようになった場合、見学者の安全確保も含め、防護柵の設置やワナによる捕獲を検討する。
	○ 夏場にはマムシが多く出没するため、見学者が被害に遭う恐れがある。	○ 見学者への注意喚起やガイドによる安全な見学を推進する。

7. 周辺の環境に対する考え方

史跡の周辺には、往時、大量の木炭の供給源となった森林や山の口川といった豊かな自然環境が残されている。森林はその役割を終えた現在においても、干害防備のための保安林に位置づけられており、その環境を保全することは史跡の景観的な価値を高めると同時に地域住民の生活環境の維持・向上にもつながる。

また、史跡北部には、阿武町奈古に通じる原料である砂鉄を運搬した「鉄の道」が残されている。現在、「鉄の道」はそのルートを確認できていない区間もあるため、今後調査によりルートの解明を進め、史跡の本質的価値を高める要素として保存を図っていく必要がある。

史跡の本質的価値に影響を与える可能性のある開発行為に対しては、史跡周辺に係る各種法令（都市計画法、景観法に基づく萩市景観計画・萩市景観条例、森林法、萩市屋外広告物等に関する条例）による規制を適用し、地形の保全や建築物や工作物の位置・規模・材質・色彩等の規制を行い、史跡の遺構や景観へ影響を及ぼすことのないよう努める。

また、史跡は紫福地区の水道水源地の上流に位置するため、農薬等の使用による水質保全や環境保全への影響に最大限の注意を払いながら史跡の保存管理を行う。

表 3-13 史跡周辺に係る法令一覧表

法律・条例	位置づけ	規制内容	所管
1 景観法に基づく、萩市景観計画、萩市景観条例	一般景観計画 区域－都市計画区域外地域	<p><届出対象行為></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 ・ 開発行為：3,000 m²以上の宅地造成 <p><景観形成基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の形態・意匠・色彩、位置、屋根、外壁、開口部、基礎、建築設備、緑化等について基準が設定されている。 ・ 低層建物（10m未満）の屋根は、3.5/10～5/10の切妻、寄棟、入母屋とする。 ・ 建築物の最高高さは、なるべく低いものとする。 	萩市歴史まちづくり部 都市計画課
2 森林法	保安林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立木の伐採、土地の形質の変更は山口県知事の許可が必要 ・ 伐採跡地へは指定施業要件に従って植栽をしなければならない。 	山口県萩農林事務所

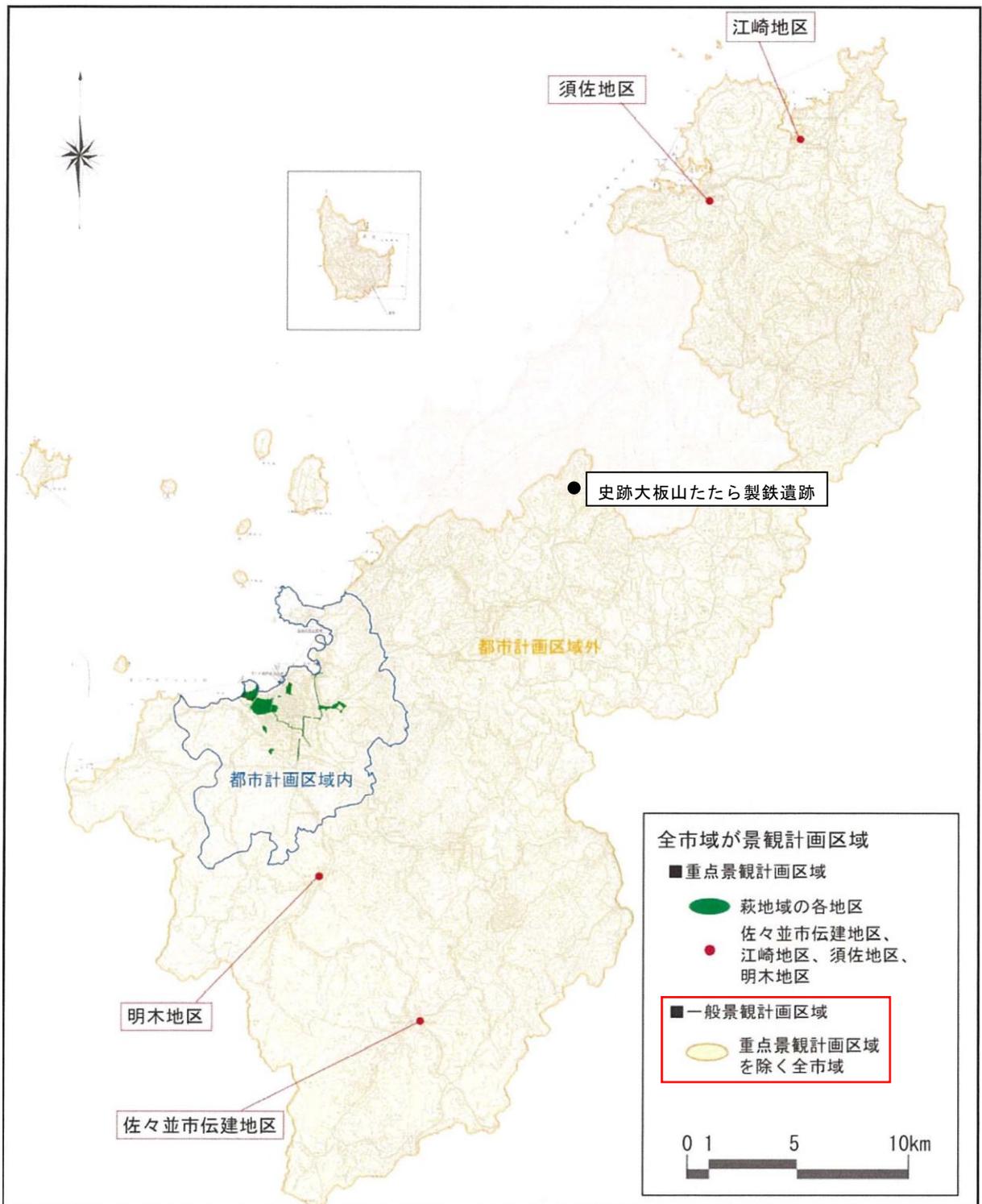


図 3-4 景観法に基づく、萩市景観計画、萩市景観条例
一般景観計画区域（都市計画区域外）

8. 経過観察の体制

史跡の本質的価値の保存には、定期的かつ体系的な経過観察（モニタリング）の実施により価値の保存状況を確認し、破損等が確認された場合には原因の究明や修理を行う必要がある。経過観察（モニタリング）の実施は、随時、山口県教育委員会を通じて文化庁の指導を仰ぎながら、既存の文化財パトロール等の巡回制度を利用し、萩市が実施する

第3章 3. 保存管理上の課題や6. 史跡の保全へのリスクや脅威に基づき、経過観察の指標、測定内容・手法、周期、実施主体を表3-14に示した。

- ① 本質的価値が保存、維持されているか。
- ② 管理・運営体制が適切に機能しているか。
- ③ 保存管理上の課題が史跡や周辺環境にどのような影響を与えているか、又は与えたか。

表 3-14 経過観察指標一覧表

観察指標		指標の測定内容・手法	周期	実施主体	
環境変化 (史跡の保存状況)	遺構・整備施設の 破損状況	目視による破損等状況の観察 (破損箇所数とその状況)	随時	萩市	
		修理記録の記載	随時	〃	
		現状変更数及びその内容の把握	毎年	〃	
	植 生	植生管理状況の把握	毎年	〃	
		目視による植生の生育状況の観察	毎年	〃	
自然 災害	火災・落雷	火災・落雷による き損状況	き損件数や被害状況の把握	随時	萩市
	風水害	風水害によるき損 状況	き損件数や被害状況の把握	随時	〃
	土砂災害	土砂災害による き損状況	き損件数や被害状況の把握	随時	〃
		傾斜地・崩壊地形 の調査	目視等による地形の変状の把握	毎年	〃
地震	地震によるき損 状況	地震計による観測	随時	〃	
観光 圧力	観光客数の 増加による 影響	観光客入り込み数	観光客入り込み数の測定	毎年	萩市
開発圧力	景観阻害状況	景観を阻害する要素数の把握	毎年	萩市	
		萩市景観計画に反する要素数の 把握	毎年	〃	
	開発状況	建築物・道路の新設	毎年	〃	
		周辺史跡、関連施設の観光客入り 込み数	毎年	〃	

観察指標		指標の測定内容・手法	周期	実施主体
人為災害	防犯設備の状況	防犯設備の個数、配置、点検・整備状況の確認	毎年	萩市
	防災設備の状況	消火器等の防災設備の個数、配置、点検・整備状況確認	毎年	〃
史跡の整備・活用状況		史跡整備状況の把握	毎年	萩市
		調査・研究報告書の刊行数	毎年	〃
		パンフレット、HP等による情報提供数	毎年	〃
		イベント、研修会、講座の開催数	毎年	〃
		便益施設、駐車場の収容能力の把握	毎年	〃
周辺環境の保全		保安林の管理状況	毎年	萩市
		河川の水質状況の把握	毎年	〃

第4章 整備・活用

1. 基本方針

史跡大板山たたら製鉄遺跡の本質的価値を広く周知し、次世代へと適切に保存・継承していくためには、萩市を主体とした関係機関との連携体制を確立し、史跡に関する調査・研究や公開・活用を行うことが重要である。

① 史跡の保存整備の推進

史跡の本質的価値をき損することなく後世に継承していけるよう、調査・研究に基づきながら、地下遺構や露出遺構の適正な保存や、整備施設の維持管理を行う。

② 史跡の公開・活用、周知の推進

高殿などの鑪場の中心施設をはじめ、周辺関連施設の往時の姿を補足的に解説し、鑪場の全体像やたたら製鉄による製鉄プロセスの理解を深める公開及び活用を推進する。同時に、広報活動やパンフレットやホームページ等の活用、市民講座の開催や教育活動への活用、修復現場の公開等により、史跡の周知を図り、史跡への理解や関心を高める。

③ 見学環境の整備

周辺の山林や山の口川等の自然環境を享受しながら、安全かつ快適に見学が行えるよう、史跡の価値を損なわないように配慮して基盤となる便益施設や管理施設等の充実を図る。

④ 地域の歴史・文化資産や自然環境と一体となった整備・活用の推進

史跡が位置する紫福地区や萩市内には多くの歴史資産が残されている。萩市や紫福地区における大板山たたら製鉄遺跡の位置づけを明確にし、地域の歴史・文化資産との一体的な活用を進める。同時に、萩市内の製鉄関連遺産と連携し、多様な手法による総合的な解説や遺産相互の解説を行い、一体的な活用と価値の継承を推進する。

また、史跡の活用を広域的な視野で捉え、大板山が鑪場に選定された豊かな自然環境や立地背景、史跡周辺や紫福地区で維持されている良好な農村景観と一体的な活用を図り、地域の活性化につなげる。

⑤ 萩まちじゅう博物館構想の中に位置づけた活用の推進

「萩まちじゅう博物館構想」の下、萩博物館をコア施設とした総合案内拠点と位置づけ、「萩近代化遺産群」、「萩城跡」、「萩城城下町」、「維新の里」のサテライト施設と連携することにより、観光面等においてテーマやストーリー性をもった活用をさらに発展させ、萩市内外へその価値を発信していく。

また、大板山たたら製鉄遺跡の萩市の近代化遺産としての周知や解説を積極的に進めるために、「たたら里エリア」における活用や、萩反射炉や恵美須ヶ鼻造船所跡が位置する「小畑エリア」と連携した活用を充実させる。

同時に、道の駅等の観光施設や、周辺の観光施設等と連携を図り、萩市中心部からのアクセス環境の向上や地区周遊ルートを充実させ、地域の観光活性化に寄与する。

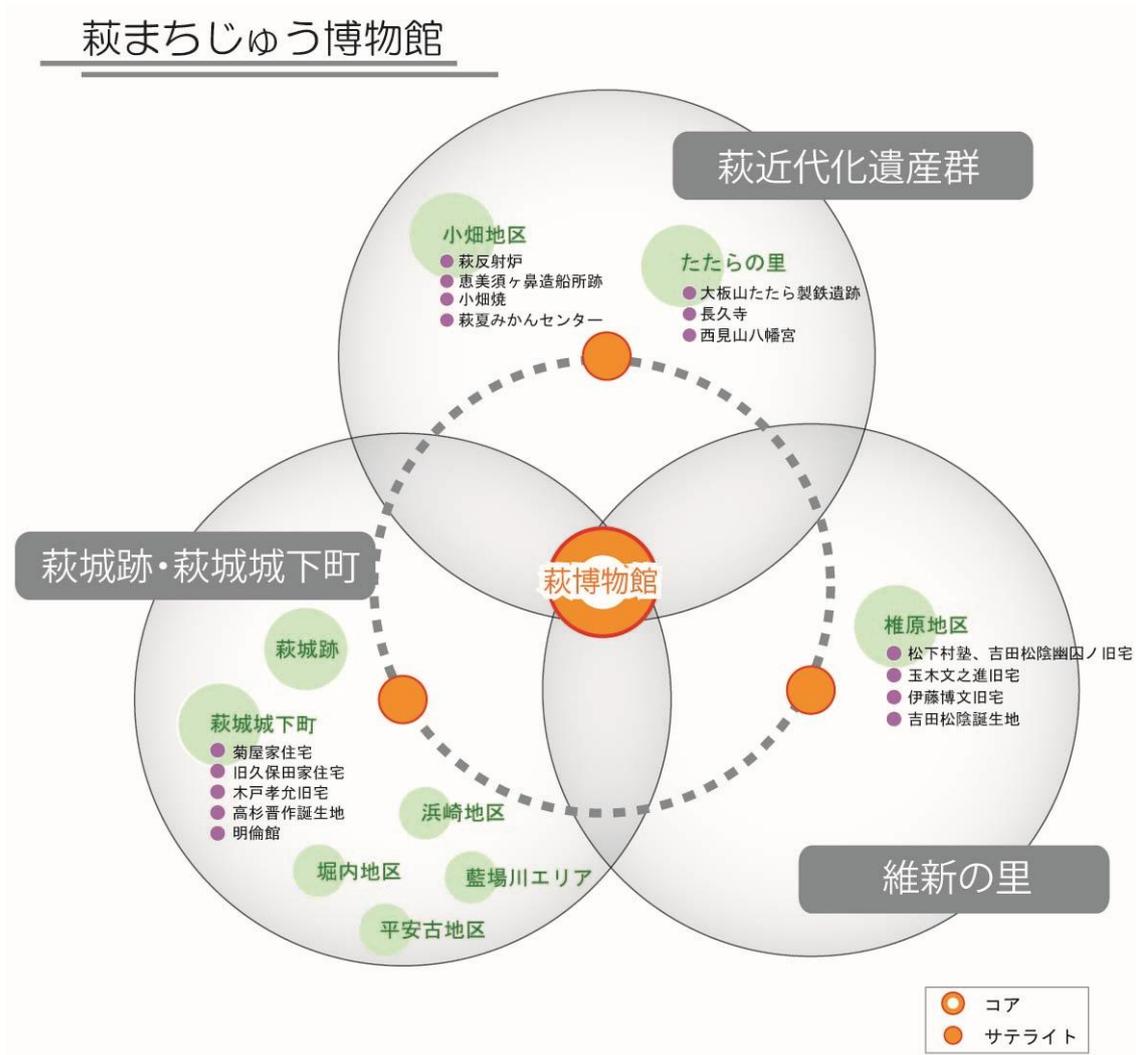


図 4-1 萩まちじゅう博物館構想

2. 整備・活用方法

史跡の保存整備や活用にあたっては、発掘調査等の調査・研究成果に基づいて実施する。整備・活用の基本方針に基づいた、具体的な整備・活用方法は以下のとおりである。

① 史跡の保存整備の推進

(ア) 地上に露出した遺構

鉄池跡、砂鉄洗場跡、元小屋跡等の石組遺構、高殿跡礎石、土町の石敷等の露出した遺構のモニタリングを実施し、石組の孕みや石材の転落、礎石の風化や劣化が確認された場合は修理を実施する。修理に際しては、その緊急性や本質的価値を損なうことのない適正な工法の検討を行い実施する。(写真 4-1)

また、現在通行が不可能となっている鉄の道を、植生管理や道路の維持管理により保全を図り、顕在化させると同時に、安全に通行ができるものへ整備を進める。

(イ) 地下遺構

現状で、遺構保護層でもある土壌モルタルが劣化・破損しているため、そのことによって地下遺構が破損することのないよう修理を行う。また、鑪場の施設配置や構造が理解できるように、遺構の平面表示等の再整備を進める。

(ウ) 植 生

大板山が鑪を営む拠点の選定条件となった自然地形や、往時薪炭林として利用された山林の豊かな自然環境や景観を保全するよう適正な植生管理を行う。長期的な植生管理の目標として、往時の薪炭林の植生へのゆるやかな移行を目指す。日常的には、遺構の破損につながる樹木の間伐や剪定を実施する。

② 史跡の公開・活用、周知の推進

(ア) 史跡景観の維持

現在、史跡西側の高台から遺跡全体を眺めることができ、大板山の山林とともに鑪場が営まれた立地環境を体感することができる。一方で、山の口川をはさんだ林道からは、スギの樹林により史跡への眺望が確保されていない。今後、適正な植生管理の実施や、景観を阻害する要素や行為を制限し、視点場からの眺望を確保する。(写真 4-7)

(イ) ガイダンスの整備

見学者にたたら製鉄のしくみや鑪場の構造、山内の様子、また萩市や日本の製鉄関連遺跡との関連性をわかりやすく伝えるため、CGや映像、模型等を利用したガイダンスの整備を検討する。ガイダンスは、コアとなる施設で萩の近代化遺産の総合解説を行うと同時に、現地における解説も検討する。(写真 4-5)

(ウ) 案内板・説明板の充実

見学動線や視点場と整合を図りながら、現状の案内板・説明板の内容の更新や再整備も含め、総合案内板や各遺構の案内板を配置する。案内板における解説は、図版やCG画像を活用するなど、たたら製鉄のしくみや工程がわかりやすいものにする。調査・研究等によって新たな成果がもたらされた場合は、随時、その内容の更新を行う。また、英語に加え、中国語、韓国語等の外国語表示も検討していく。(写真 4-2、写真 4-3)

(エ) 見学動線の整備

鑪場の各施設の性格や視点場と整合を図りながら、効果的に鑪場の全体像やしくみを理解することができる見学動線の設定を行う。見学動線は見学者の安全や快適性を確保したものとする。

(オ) 広報活動

萩市の観光資源として、各種媒体を利用した広報や情報発信を更に推進する。また、他地域のたたら遺跡と連携した広報活動も推進する。

(カ) 発掘調査現場の公開

整備事業への理解・関心や史跡価値への理解を深める機会として、発掘調査や整備工事の現場公開を積極的に実施する。

(キ) パンフレット、ホームページの活用

史跡への理解を深めるツールとして、史跡や萩市の近代化遺産の総合的なパンフレットやCG等を用いた動画を作成し、一体的な活用を進める。また、ホームページの活用により史跡の最新情報を発信・公開し、見学者の増加を目指す。

(ク) 市民講座や教育普及活動

史跡をはじめ萩市の歴史を学び、その価値を再認識する場として、講座や講演会を開催し、史跡の価値や研究成果の発表を行う。また、紫福地区の豊かな自然環境も活かしながら、小中学校の社会科見学など教育活動の場としても積極的に活用する。

また、萩まちじゅう博物館やNPO萩観光ガイド協会等の既存の保存活用団体と連携を図り、ガイドの育成を推進する。

③ 見学環境の整備

(ア) 便益施設の充実

休憩所や便所については、今後、見学者の増加や見学状況を観察しながら、現状の便益施設を含めた適切な設置場所や収容能力の検討を行う。ベンチについても、見学動線や視点場と整合を図りながら、現状施設も含めた適切な設置場所や基数を検討する。(写真 4-6)

また、史跡の通信電波の不通状態を改善し、緊急時の通信環境対策や、QRコードによる情報提供環境の向上を図る。

(イ) 史跡への誘導案内の充実

史跡は市内中心部から離れた場所に位置するため、安全且つ円滑にアクセスできるよう、分岐点等に誘導案内板を設置する。また、道の駅をはじめとする観光拠点に史跡案内板やパンフレットを設置すると同時に、荒天時の史跡周辺の道路情報等を提供し、史跡への円滑な誘導を行う。(写真 4-8)

④ 地域の歴史・文化資産や自然環境と一体となった整備・活用の推進

(ア) 萩市の歴史遺産や関連する近代化遺産と連携した保存・活用の推進

紫福地区には、史跡の関連遺産として西見山八幡宮や長久寺が残されている。また、萩市内には「郡司鑄造所遺構広場」「萩反射炉」といった製鉄関連遺跡や、大板山で生産された鉄を原材料として洋式軍艦を建造した「恵美須ヶ鼻造船所跡」、近代化の礎となった「松下村塾」「萩城跡及び萩城城下町」といった関連遺産が存在する。多様な手法により、これらの地域や萩市の歴史資産の総合的な解説や遺産相互の解説を進め、一体的な活用を推進する。

(イ) 地域と一体となった保存と活用の推進

史跡や紫福地区の歴史・文化資産の周知・解説によって、地域住民の積極的な活用への参加を促進し、史跡だけでなく紫福地区を含めた広域な範囲での活用（仮称「たたら」の里）を進める。同時に、地域の農畜産物等の特産物の販売やその広報も含めた活用を進め、地域の活性化やブランド化につなげる。

(ウ) 他地域の関連遺産との連携

中国山地一帯では古くからたたら製鉄が行われ、山口県内の白須たたら製鉄遺跡をはじめ、隣接する島根県においても史跡田儀櫻井家たたら製鉄遺跡や菅谷たたらなど、多くのたたら遺跡が残されている。島根県安来市、雲南市、奥出雲町では「鉄の道文化圏」の形成に取り組み、和鋼博物館ではたたら製鉄などをテーマとした展示や活用が図られている。菅谷たたら山内には、たたら製鉄が操業されていた高殿が唯一残されており、国の重要有形民俗文化財として保存が図られている。このような他地域のたたら製鉄に関連した遺跡や活用施設、自治体や保存活用団体と連携を図り、情報発信やイベントの開催を行い、相互の価値を高める活用を推進する。

⑤ 萩まちじゅう博物館構想の中に位置づけた活用の推進

(ア) 展示やイベントの開催

萩博物館（萩まちじゅう博物館）などとも連携し、萩市の史跡や製鉄遺跡、萩の近代化遺産に関連したイベントの開催を推進する。

(イ) 史跡へのアクセス環境の向上と観光・散策ルートの整備推進

史跡は市内中心部から離れた場所に位置していることから、市内から定期観光バス等を運行させ、公共交通機関によって利用しやすいものとする。また、道の駅に自家用車を駐車して、シャトルバスによって史跡へアクセスするパークアンドライド方式の導入も検討していく。

観光面の活用においては、道の駅を活用しながら、史跡や紫福地区の自然・歴史資産を巡るルート、製鉄関連遺跡や近代化遺産を巡るルートなどテーマ性のあるルート設定を行う。

3. 整備・活用の進め方

史跡の整備・活用に当たっては、遺跡の特性やこれまでの利用状況等を踏まえながら、整備の優先度や事業効果を検討し、段階的に実施していく必要がある。

① 整備活用計画の策定と委員会の設置

史跡の保存整備や活用は、遺構の保存状況を把握し、十分な調査研究の成果に基づいて実施する。また、史跡全体の整備活用計画を策定し、必要な整備の抽出や整備手法を十分に検討し実施していく。整備活用計画の作成や実施に当たっては、専門家や有識者による委員会を設置し、専門的な見地から整備方針や手法の検討を行う。

② 段階的な事業の実施

整備・活用事業は、上記の整備活用計画等の中で事業計画を作成し、それに沿って段階的に事業を実施していく。事業に際しては、社会状況の変化等と合わせ、事業効果を検討しながら進める。

③ 市民参加による整備・活用の推進

史跡は市内中心部や最寄りの集落とも離れており、地域の人々が日常生活や年中行事で利用する場所とはなっていない。しかし、継続的に保存管理を行い、整備・活用を図っていくためには、地域住民が積極的に管理・運営の一端を担うことが必要となる。

今後、紫福地区など地元地域で、史跡や地域資産の保存、活用、維持管理を担っていけるような、保存会等の組織づくりを検討する。また、NPO萩まちじゅう博物館とも連携を図りながら、ガイドの育成や活動、価値の普及活動をさらに推進していく。同時に、その活動を支援する方策、仕組みづくりを構築する。

また、教育の一環として、地元小中学校による史跡や地域の歴史・自然資産を紹介する動画やパンフレットの作成など情報発信の役割を担っていくことも検討する。



写真 4-1 高殿跡の遺構平面表示と復元工
作物の修理



写真 4-2 各遺構の説明板の再整備



写真 4-3 視点場への案内板の設置、再整備



写真 4-4 山の口川護岸の点検、維持管理



写真 4-5 休憩所内展示の解説、整備



写真 4-6 便所の改修、再整備



写真 4-7 林道からの眺望確保



写真 4-8 案内標識の設置、再整備

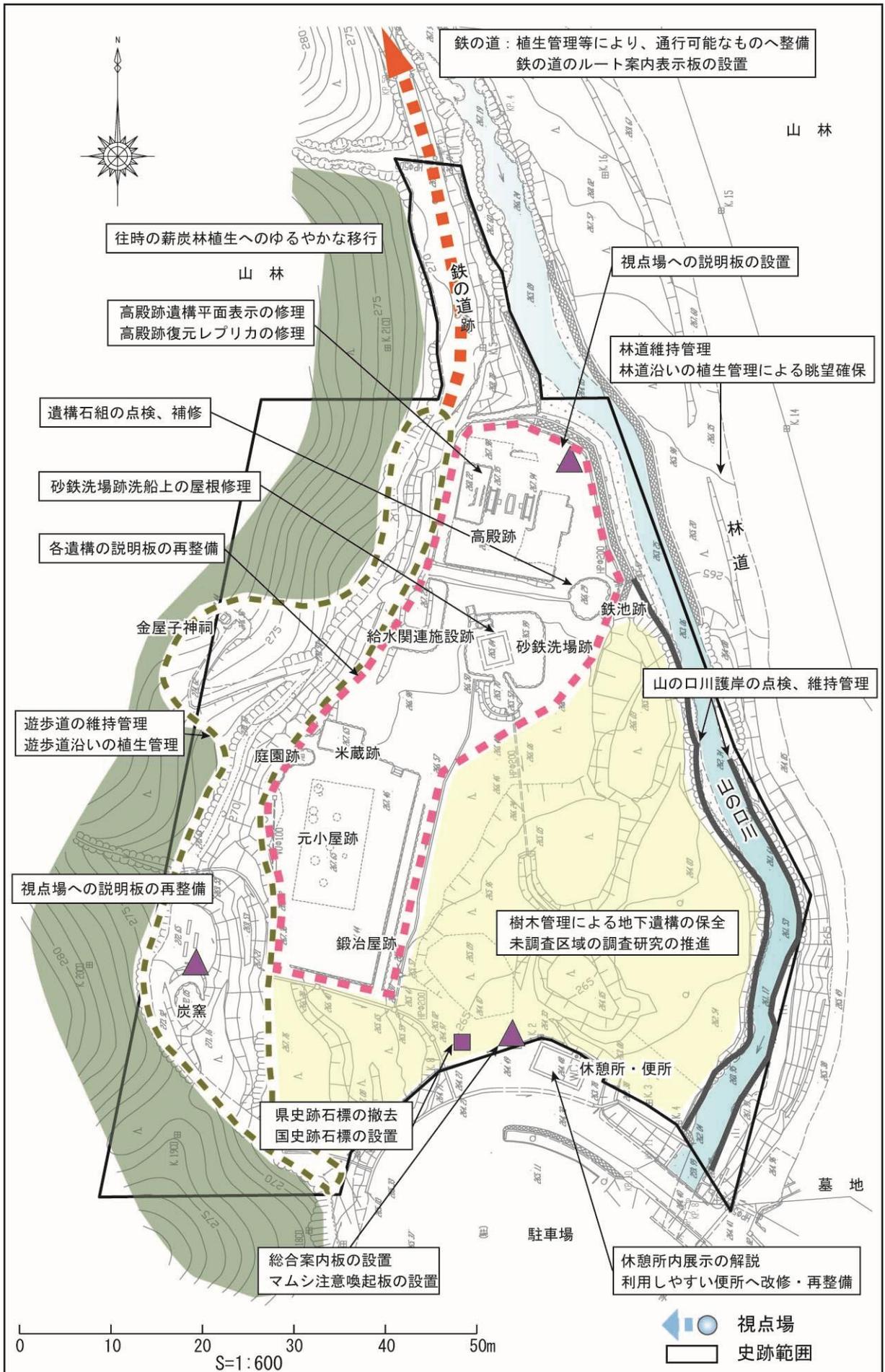


図 4-2 整備活用計画図

第5章 運営及び体制整備

1. 基本方針

史跡は製鉄遺跡という文化財的な要素だけでなく、周辺の山林や山の口川といった自然的な要素も有している。また、様々な法規制によって保全が図られており、関連機関との連携しながら円滑な管理運営を行っていくと同時に、継続的に史跡の保存管理や整備・活用を図っていくため、地域住民や市民が積極的に管理・運営の一端を担うことが必要となる。その他に、史跡の保存管理や整備・活用は、専門的な側面を有することから、事業に際しては、専門家や有識者による委員会を設置し、専門的な見地から整備方針や手法の検討を行う。

2. 保存管理活用の体制

史跡の保存管理及び整備・活用は、萩市をはじめ、地元地域、市民、専門家、関連機関が一体となった保存管理活用体制を確立し、史跡の現状や問題点、事業内容を共有する必要がある。史跡の保存管理活用の体制は以下のとおりである。

円滑な保存管理、整備・活用体制の確立

- 史跡の保存管理及び整備活用、モニタリングは、管理団体である萩市が主体となって実施する。
- 史跡の現状変更許可申請の事務手続きは萩市が行う。
- 史跡の保存管理及び整備活用は、随時、文化庁や山口県と協議を行いながら実施する。
- 史跡の整備活用事業に当たっては、必要に応じて地元地域、専門家、萩市、山口県、文化庁、関連機関等によって構成される整備活用委員会を設置して検討や協議を進める。

地元地域や関連機関との連携体制の確立と強化

- 日常的な維持管理や植生管理は、萩市と地元地域が役割分担を決め、実施する。
- 今後、地元地域で史跡や地域資産の保存や活用、維持管理を担っていけるような、保存会等の組織づくりを検討する。
- NPO萩まちじゅう博物館やNPO萩観光ガイド協会と連携を図り、ガイドの育成やその活動をさらに推進する。同時に、その活動を支援する方策や仕組みづくりを構築する。

萩市市内の体制強化

- 萩市市内においては歴史まちづくり部が主体となり、史跡に関する意見の集約や事業の調整を行う。
- 各種関連法令の調整だけでなく、観光やまちづくり、農業、自然といった多面的な活用を推進していくため、関連部局との連携を強化し、事業の円滑な推進を図る。

非常時の体制

- 万が一災害が発生した場合には、現況把握を萩市が行い、関係機関と情報を共有して復旧を行う。
- 災害が発生した場合に備え、非常時の体制を整備し、連絡体制や避難場所の確保、避難誘導について日常的な協議を行い、初期消火活動等の定期的な訓練を行う。
- 第3章で示した史跡の保全へのリスクと脅威を未然に防ぐために、日常的な点検やメンテナンスを実施する。

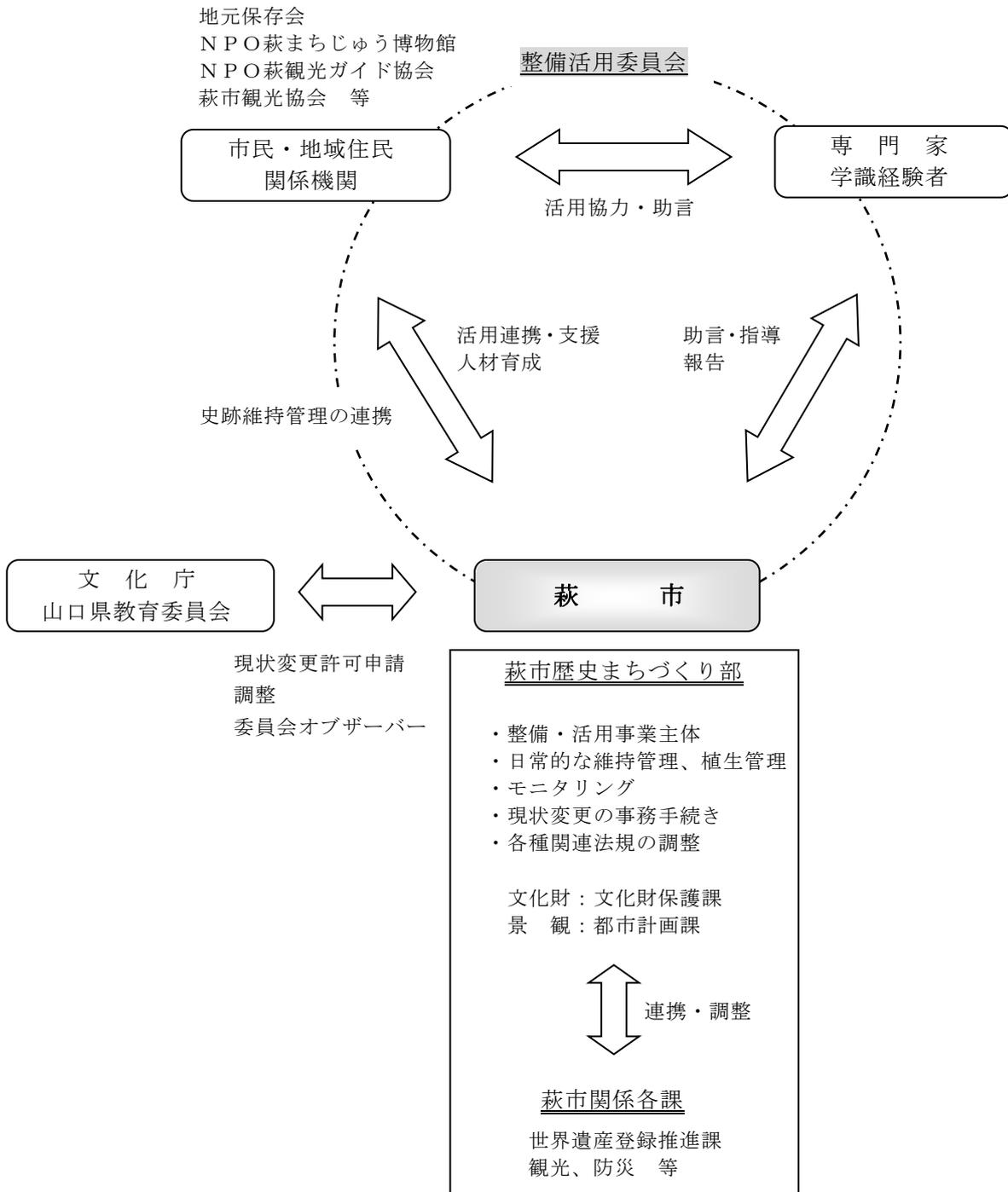


図 5-1 保存管理活用の体制

史跡大板山たたら製鉄遺跡保存管理計画

平成25年 3月

編集・発行 山口県萩市歴史まちづくり部
〒758-8555 萩市大字江向 510
印 刷 石川特殊特急製本株式会社

